

富士見市こども計画

こどもが主役
子育て 子育てとともに育つ
笑顔あふれるまち☆ふじみ



市長賞 針ヶ谷小学校 岩井 有杏さん(6年生)

令和7年3月
富士見市



はじめに

本市では、平成 27 年 3 月に、子ども・子育て関連 3 法に基づく「富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在まで 2 期 10 年にわたり本計画に基づき保育施設や放課後児童クラブの整備など、子育て環境の充実に努めてまいりました。また、平成 29 年 3 月には、「夢つなぐ富士見プロジェクト +（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、他自治体に先駆けこどもの貧困対策について市全体で総力を挙げて取り組んできたところです。



近年、国において「こども基本法」の制定や「こども家庭庁」の創設、「こども大綱」の策定など、本市の今までの取組を含めたこども施策を総合的に推進するための取組が進められているところです。これを受け、本市でも、これまで以上にこども施策を総合的かつ一体的に推進し、そして切れ目のない支援を実現できるよう、こどもに係る総合計画となる本計画を策定いたしました。

少子化や子育て環境の変化など、社会が大きく変わる中で、こどもたち一人ひとりが安心して学び、遊び、夢を持てるまちをつくるためには、行政だけでなく、家庭や地域、学校、関係機関が力を合わせる必要があります。

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こどもたちが豊かに育つための施策を体系的に示し、市民の皆さまと共に、「こどもが主役 子育て ともに育つ 笑顔あふれるまち☆ふじみ」を目指してまいります。未来を担うこどもたちのために、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画策定に当たり、多大なるご尽力を賜りました富士見市こども家庭福祉審議会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントにおいて、貴重なご意見やご提案をくださいましたこども・若者の方々を含めた多くの市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 7 年 3 月

富士見市長 星 野 光 弘

目次

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景	3
第2節 計画の位置づけ	4
第3節 計画の期間	5
第4節 計画の対象	5
第5節 計画の策定経過	6

第2章 子育て家庭を取り巻く状況

第1節 本市の概況	11
第2節 アンケート調査結果の概要	27
第3節 これまでの取組の評価と今後の課題	49

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念	55
第2節 基本目標	55
第3節 施策の体系	56

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映	59
基本目標2 居場所づくり	62
基本目標3 親と子の健康・医療の充実	64
基本目標4 こどもの貧困対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	67
基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実	71
基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	73
基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	76
基本目標8 結婚・出産の希望実現	78
基本目標9 「子育て」と「子育て」の支援	80
基本目標10 未来を切り拓くこども・若者の応援	86
基本目標11 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等	88
基本目標12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	90

第5章 こどもの貧困に係る事業推進体系と事業計画

第1節	こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するための体制の充実と活用	96
第2節	子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ(こどもの貧困の解消に向けた地域の理解)の促進...	98
第3節	教育の支援	100
第4節	職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	101
第5節	経済的支援	102

第6章 子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保方策

第1節	子ども・子育て支援事業の基本的な考え方	107
第2節	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	110
第3節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	114

第7章 計画の推進に向けて

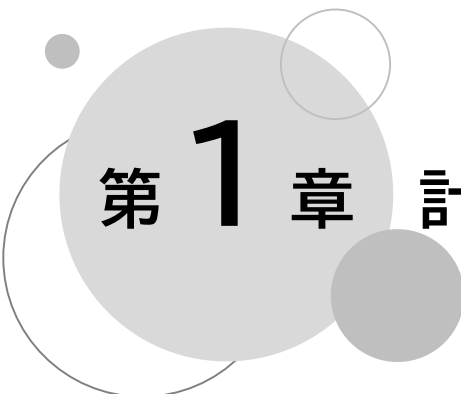
第1節	計画の推進体制	135
第2節	進捗管理	135

資料編

1	富士見市こども家庭福祉審議会条例	139
2	富士見市こども家庭福祉審議会委員名簿	140
3	SDGs	141
4	用語集	144



こども家庭福祉審議会会長賞 ふじみ野小学校 高橋 ゆかりさん(3年生)



第 1 章 計画策定にあたって



ふじみ野小学校 大久保 凜さん(3年生)



ふじみ野小学校 水野 広貴さん(5年生)

第1節 計画策定の背景

我が国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

令和5年4月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が施行されました。同時に、こどもに関する取組として様々な省庁に分散されていたものを一本化し、「こどもまんなか社会」の実現を目的としてこども家庭庁が設置されました。

また、令和5年12月に、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込んだ「こども大綱」が閣議決定され、この大綱では、「こどもまんなか社会」について、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本的方針や重要事項、こども施策を推進するために必要な事項等が定められました。

本市では、平成29年3月に、国の「子供の貧困対策に関する大綱」等の趣旨を踏まえ、「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～」を策定し、令和4年度からは、「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」として、子どもの貧困に対する施策を進めてきました。

また、令和2年3月に、本市におけるこれまでの取組の実績や地域の実情などを踏まえるとともに、「次世代育成支援行動計画」、「富士見市子ども・子育て支援事業計画（第一期計画）」を踏まえ、「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この度、「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」及び「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～延長版」が計画期間満了を迎えます。国の指針、社会情勢の変化、アンケート調査の結果、庁内の取組状況、富士見市こども家庭福祉審議会の意見などに基づき、一体的に計画の改定を行い、こども・子育て分野の総合計画となる「富士見市こども計画」を策定します。

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」を使用しています。ただし、法令や固有名詞、引用元などで「子ども」、「子供」を用いている場合などは、「子ども」、「子供」を使用しています。

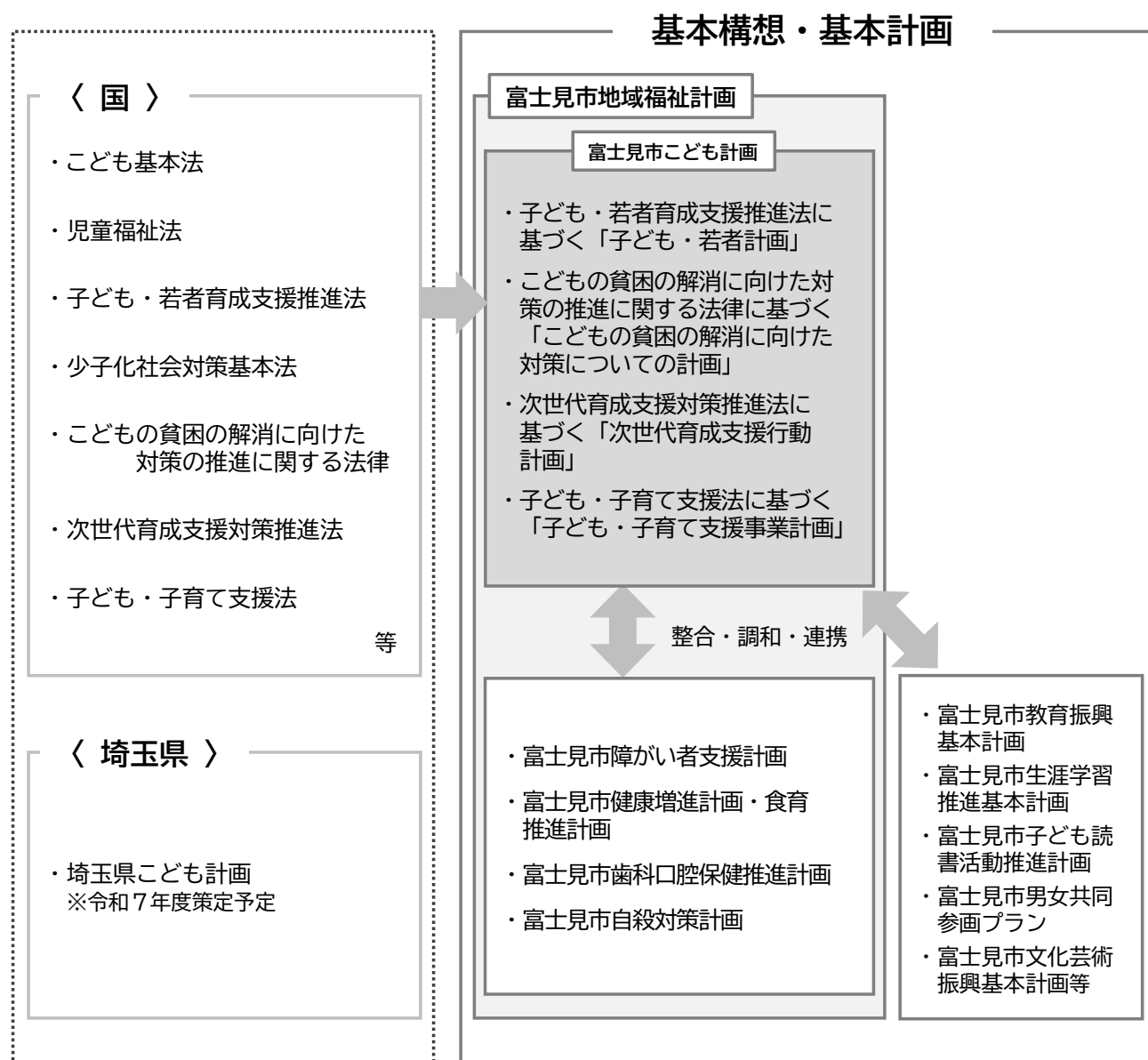
第2節 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を一体化した計画となります。

さらに、「富士見市第6次基本構想・第1期基本計画」を上位計画として、こども・若者の成長と子育ての安心を支える環境を整備するための福祉分野の計画です。

本計画では、こども基本法や国のこども大綱、県のこども計画を勘案し、現行計画に新たに少子化対策の内容を含め、こども施策を総合的に推進するものです。

■計画の位置づけ



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うことができるものとします。なお、各年度の進捗状況・評価等の進捗管理を行いながら、計画最終年度である令和11年度には、計画の達成状況等を踏まえ、次期計画を策定します。

■計画の期間

令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度				
		第1期基本計画					第2期基本計画							
		第3次富士見市地域福祉計画					第4次富士見市地域福祉計画							
		第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画					富士見市こども計画 【本計画】							
		夢つなぐ富士見プロジェクト+ (プラス)～富士見市子どもの 貧困対策整備計画～												
		夢つなぐ富士見プロジェクト+ (プラス)～富士見市子どもの 貧困対策整備計画～延長版												

第4節 計画の対象

本計画は、子ども・若者（概ね30歳未満）や妊娠期の方及び子育て家庭を主たる対象としますが、子ども基本法において「子ども」は、『心身の発達の過程にある者』と定義され、一定の年齢で上限を画しているものではないことから、本計画においても、年齢によって必要な支援が途切れないう、一定の年齢制限は定めませんこととします。



第5節 計画の策定経過

1 富士見市子育て支援に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、「富士見市こども計画」を策定するにあたり、子育て家庭を対象にこども・子育てに関する生活実態、教育・保育事業の利用状況や利用意向、その他子育て施策全般に係るご意見、ご要望を把握することを目的として実施しました。

(2) 実施概要

調査地域：富士見市全域

調査対象者：① 就学前児童の保護者 2,162 件

② 小学生児童の保護者 865 件

令和5年11月10日時点の住民基本台帳より無作為抽出

調査時期：令和5年12月11日～令和5年12月25日

調査方法：郵送配布、郵送回収

(3) 回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童の保護者	2,162 件	1,179 件	54.5%
小学生児童の保護者	865 件	500 件	57.8%
合計	3,027 件	1,679 件	55.5%

2 富士見市こども計画策定に関するアンケート調査

(1) 調査の目的

本調査は、「富士見市こども計画」を策定するにあたり、15歳～29歳の若者、小中学生や保護者の皆様を対象に、こどもや子育て家庭の生活実態、支援ニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 実施概要

調査地域：富士見市全域

調査対象者：① 小学5年生・中学2年生 1,867 件

② 小学5年生・中学2年生の保護者 1,867 件

③ 15歳～29歳の若者 3,993 件

令和6年4月23日時点の住民基本台帳より無作為抽出

調査時期：令和6年5月24日～令和6年6月12日

調査方法：学校・郵送配布、郵送回収

(3) 回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
小学5年生・中学2年生	1,867 件	754 件	40.4%
小学5年生・中学2年生の保護者	1,867 件	842 件	45.1%
15歳～29歳の若者	3,993 件	986 件	24.7%
合計	7,727 件	2,582 件	33.4%

3 富士見市こども家庭福祉審議会

本市では、「富士見市こども家庭福祉審議会」を地方版子ども・子育て会議として位置づけ、計画策定等についての審議を行いました。

■審議会の開催状況

時 期	事 項
令和5年度	
7月27日	・「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～＝延長版＝」の令和4年度進捗状況について
11月22日	・第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画の令和4年度進捗状況について ・子育て支援に関するアンケート調査について ほか
令和6年度	
4月22日	・富士見市こども計画策定に関するアンケート調査について
7月29日	・第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画の令和5年度進捗状況について ・「夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～＝延長版＝」の令和5年度進捗状況について ・子育て支援に関するアンケート調査結果について ・こども計画策定に関するアンケート調査結果について ・こども計画骨子案について
10月31日	・こども計画の素案について
3月12日	・こども計画に係るパブリックコメントの実施結果及び計画（案）について

4 富士見市こども計画推進委員会

本市では、「富士見市こども計画推進委員会」を設置し、計画策定等についての審議を行いました。

■ 市内委員会の開催状況

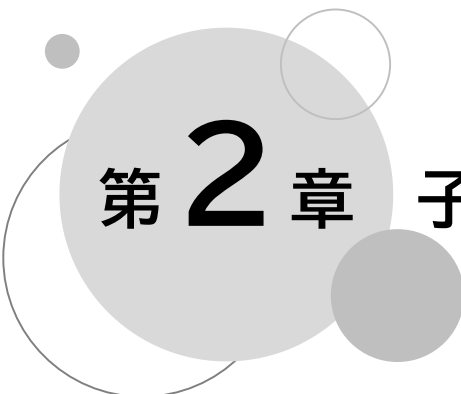
時 期	事 項
令和5年度	
3月15日	・子育て支援に関するアンケート調査について ・こども計画策定に関するアンケート調査について
令和6年度	
4月25日	・新規事業について
7月24日	・子育て支援に関するアンケート調査結果について ・こども計画策定に関するアンケート調査結果について ・こども計画骨子案について
10月22日	・こども計画の素案について
3月6日	・こども計画に係るパブリックコメントの実施結果及び計画（案）について

5 パブリックコメントの実施

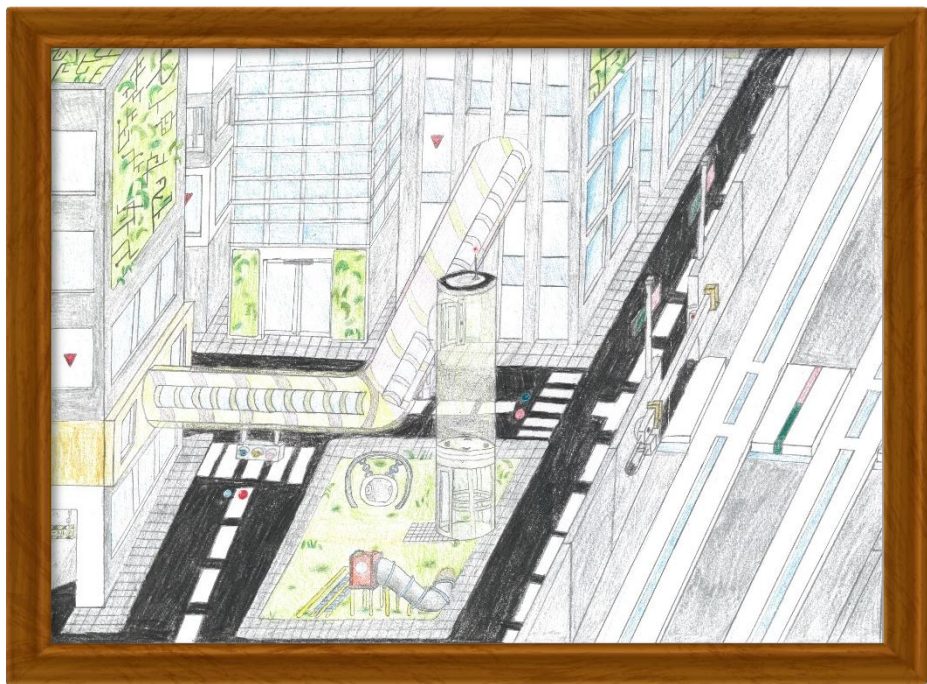
開催時期：令和7年1月20日～令和7年2月19日

応募件数：3人、5件のご意見をいただきました。

※募集結果及び寄せられたご意見に対する市の考え方について、詳しくは市ホームページで掲載しています。



第 2 章 子育て家庭を取り巻く状況



関沢小学校 児玉 立さん(5年生)



ふじみ野小学校 成川 智亮さん(3年生)

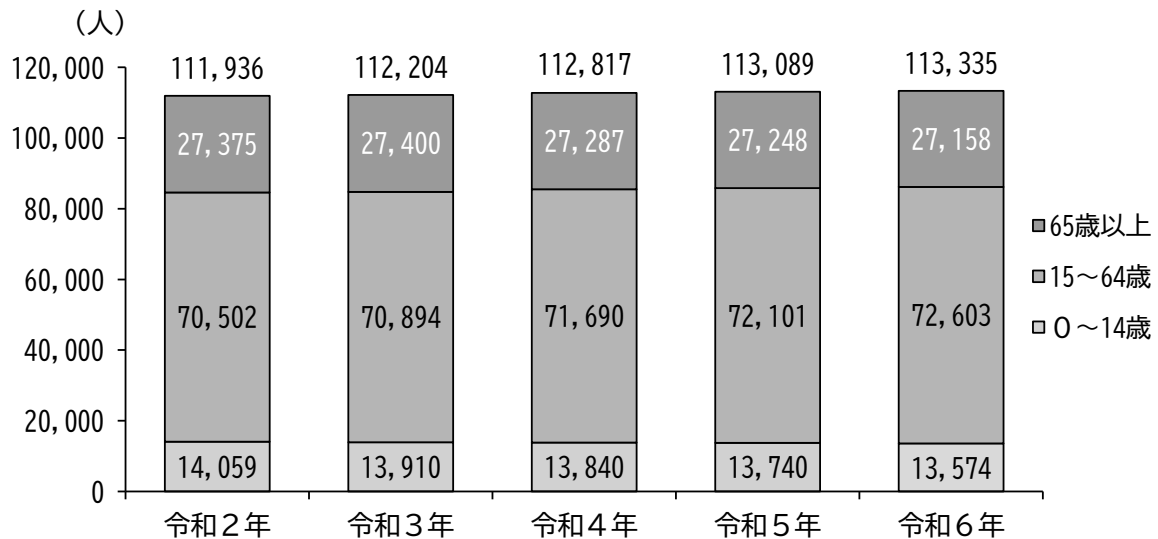
第1節 本市の概況

1 人口等の状況

(1) 人口の状況

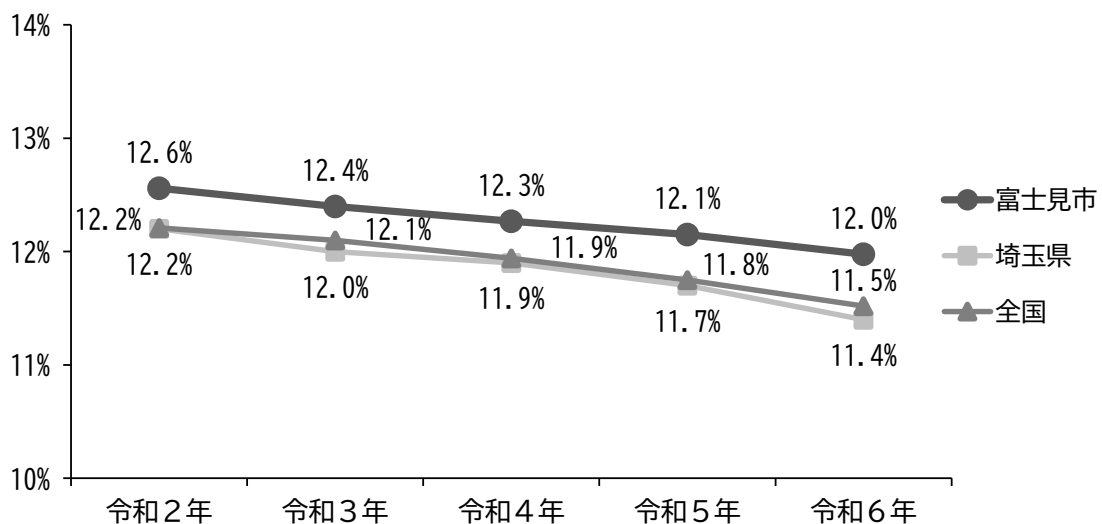
人口については、増加傾向となっており、令和6年4月1日現在では113,335人となっています。
年齢3区分別にみると、「0～14歳」は減少しているのに対して、「15～64歳」は増加しています。「65歳以上」は、令和3年から減少傾向となっています。

■年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

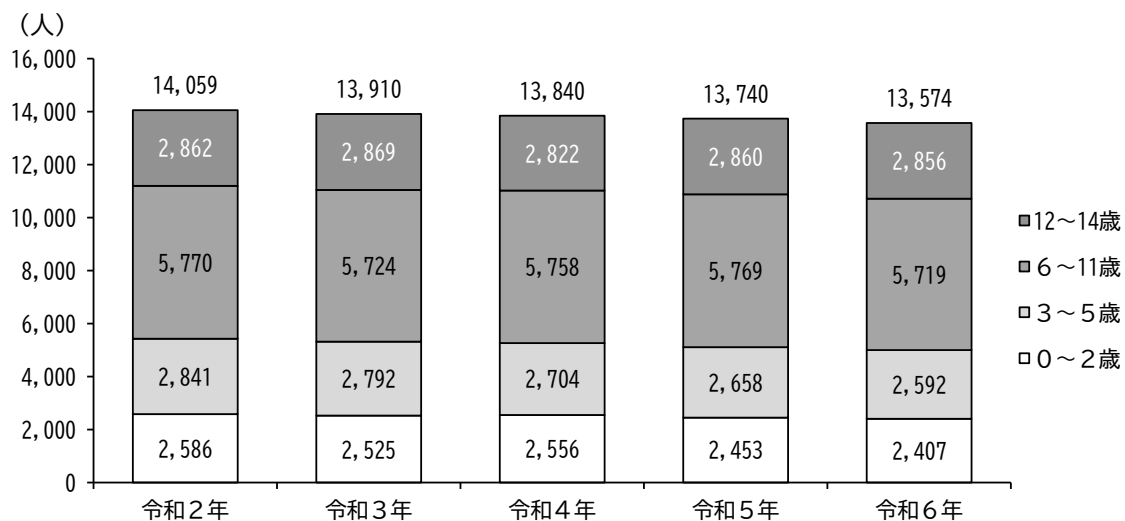
■年少人口割合の推移（国・県・市の比較）



資料：市：住民基本台帳（各年4月1日現在）
県：町（丁）字別人口調査（各年1月1日現在）
国：住民基本台帳（各年1月1日現在）

0～14歳人口の内訳については、「0～2歳」及び「3～5歳」が減少傾向となっており、「6～11歳」及び「12～14歳」はほぼ横ばいとなっています。

■ 0～14歳人口の推移

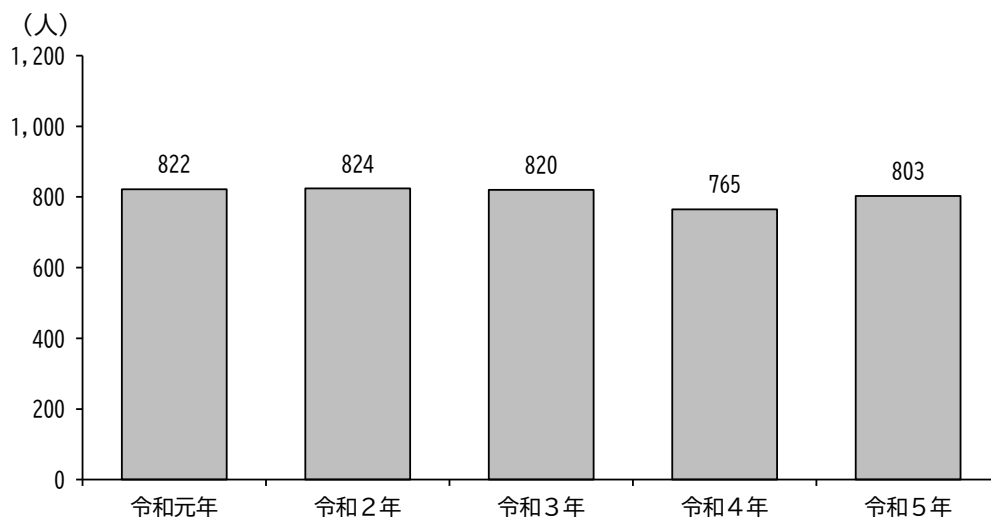


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生の状況

出生数については、令和元年から令和5年にかけて増減を繰り返しており、令和5年には803人となっています。

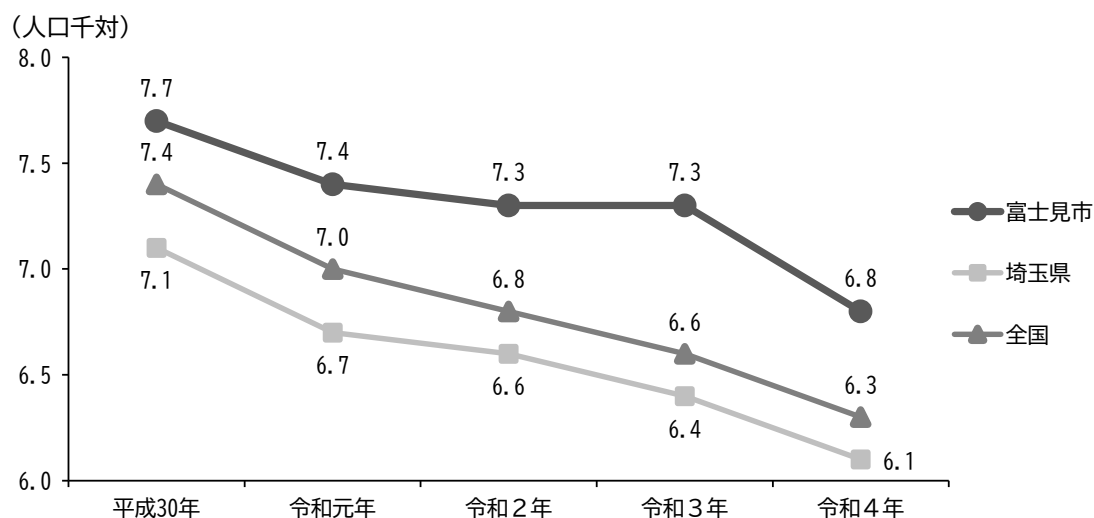
■ 出生数の推移



資料：住民基本台帳

出生率については、減少傾向となっており、令和4年には6.8となっています。

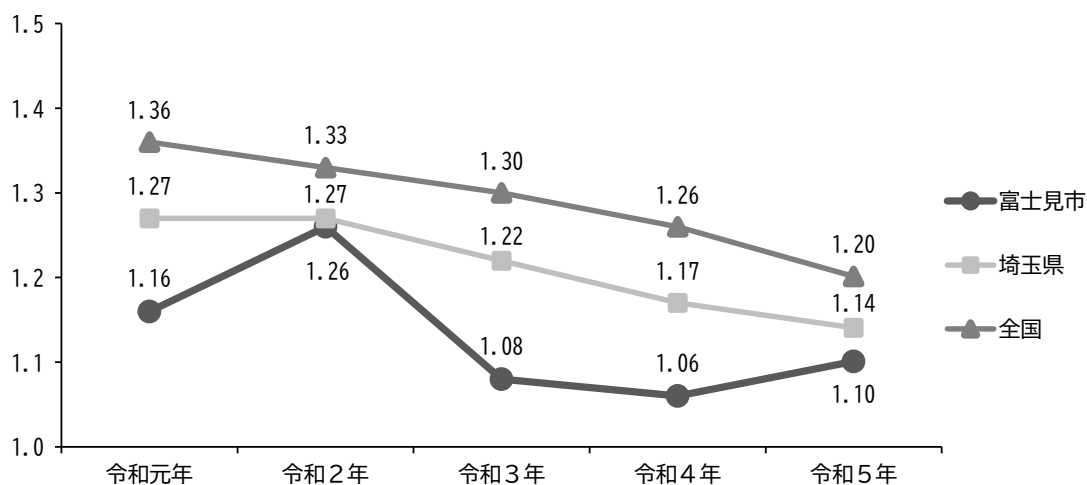
■出生率の推移



資料：住民基本台帳・埼玉県保健統計年報

合計特殊出生率については、令和元年以降、本市は全国及び埼玉県の値を下回っており、令和5年は1.10となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：埼玉県「埼玉県の合計特殊出生率」

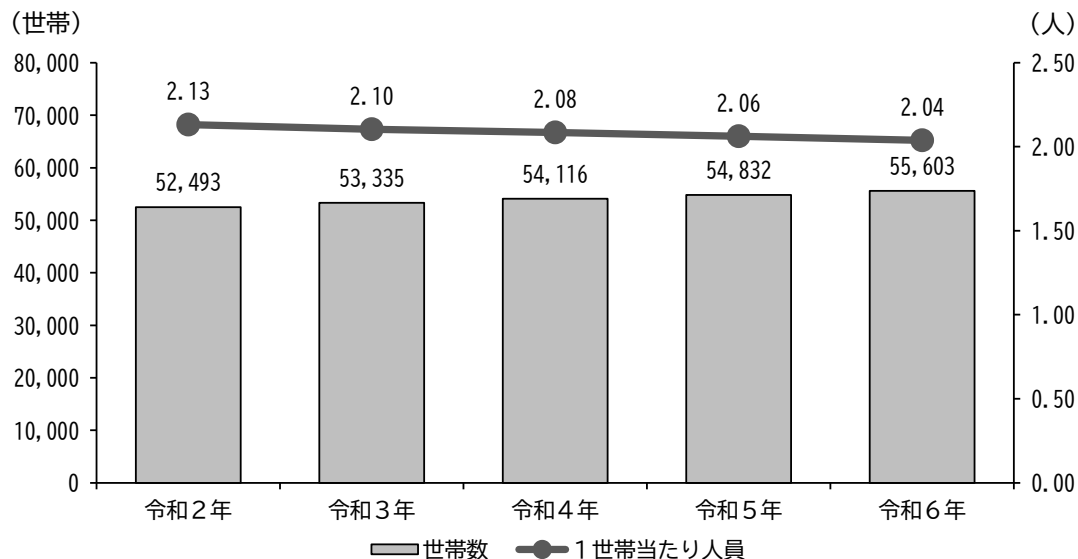
～「出生率」と「合計特殊出生率」～

- ・「出生率」：人口1,000人当たりに対するその年の出生数の割合。
- ・「合計特殊出生率」：15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当。

(3) 世帯の状況

世帯数については、増加傾向となっており、令和6年には55,603世帯となっています。一方、1世帯当たり人員は減少傾向となっており、令和6年には2.04人となっています。

■世帯数・世帯人員の推移

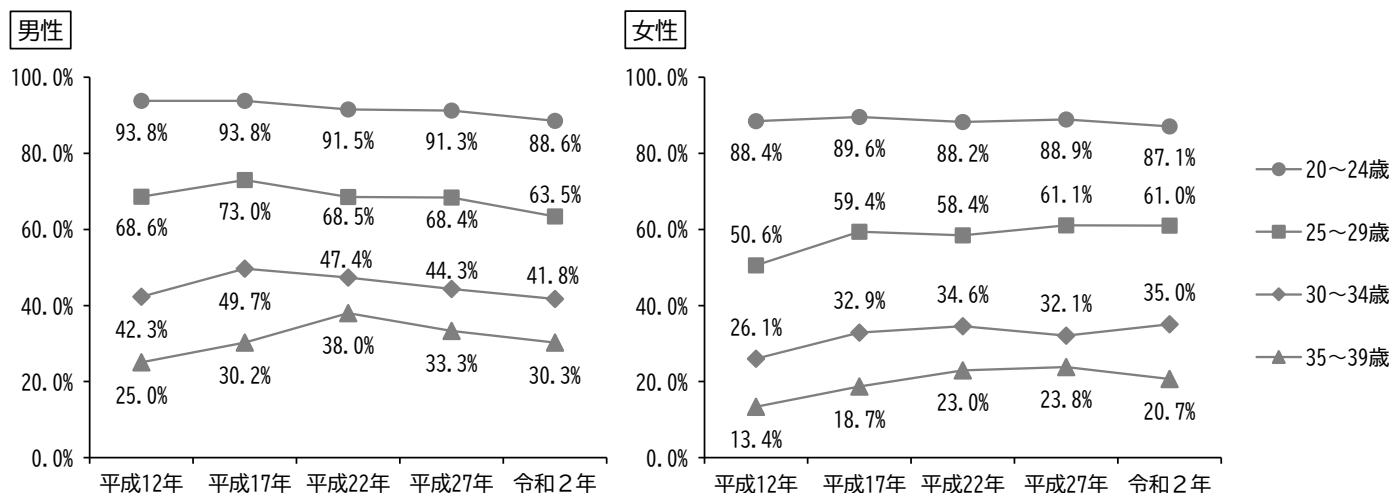


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2 結婚・出産の状況

男女ともに年代が低いほど未婚率は高くなっています。男性では、35～39歳において平成12年と比べ令和2年では5.3ポイント上昇しています。20歳～34歳については、平成12年と比べ令和2年では減少しています。女性では、25～39歳において未婚率が上昇しています。特に25～29歳では平成12年と比べ令和2年においては10.4ポイント上昇しています。20歳～24歳については、平成12年と比べ令和2年では減少しています。

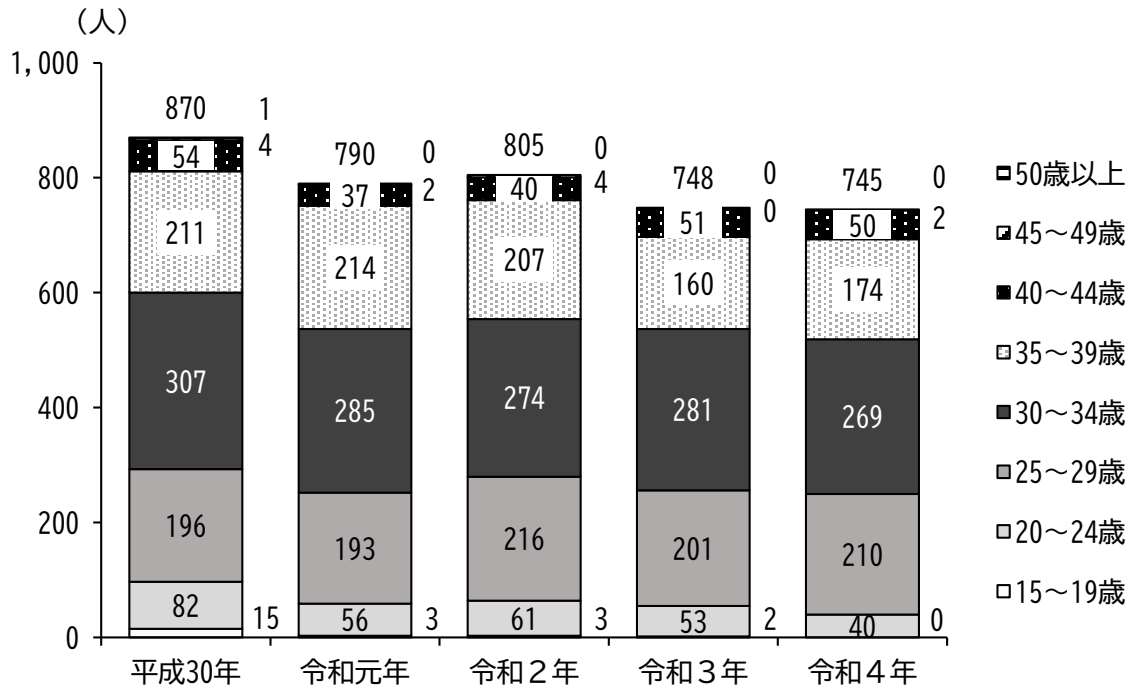
■未婚率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別出生数の推移については、平成30年から令和4年にかけて減少傾向となっており、令和4年には745人となっています。特に20～24歳では平成30年と比べ令和4年においては42人減少しています。

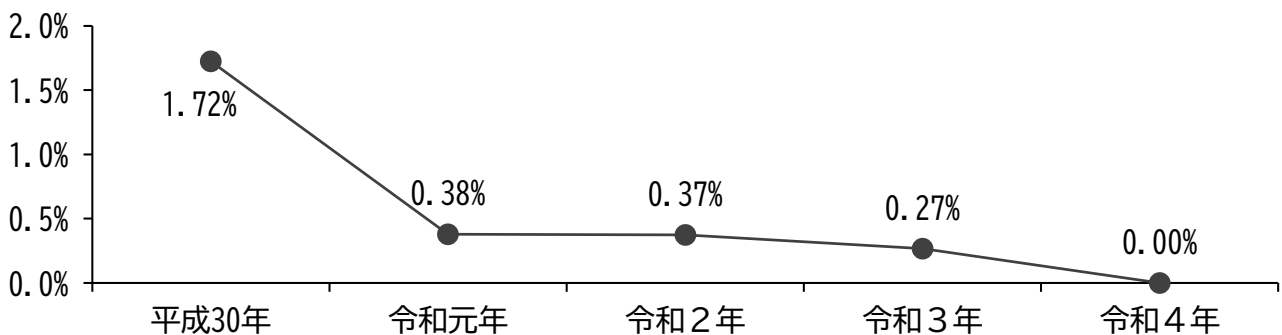
■女性の年齢別出生数の推移



資料：埼玉県保健統計年報

15～19歳の若年出産の割合は近年減少しており、令和4年は0%となっております。

■若年出産の割合の推移

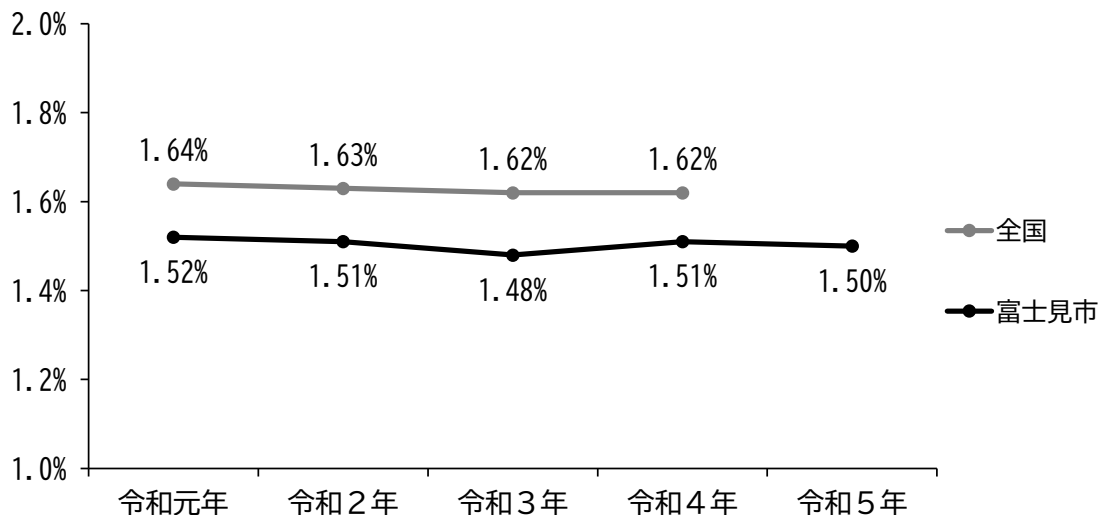


資料：埼玉県保健統計年報

3 貧困の状況

富士見市の生活保護の保護率は、全国よりも低く推移しており、ほぼ横ばいになっています。

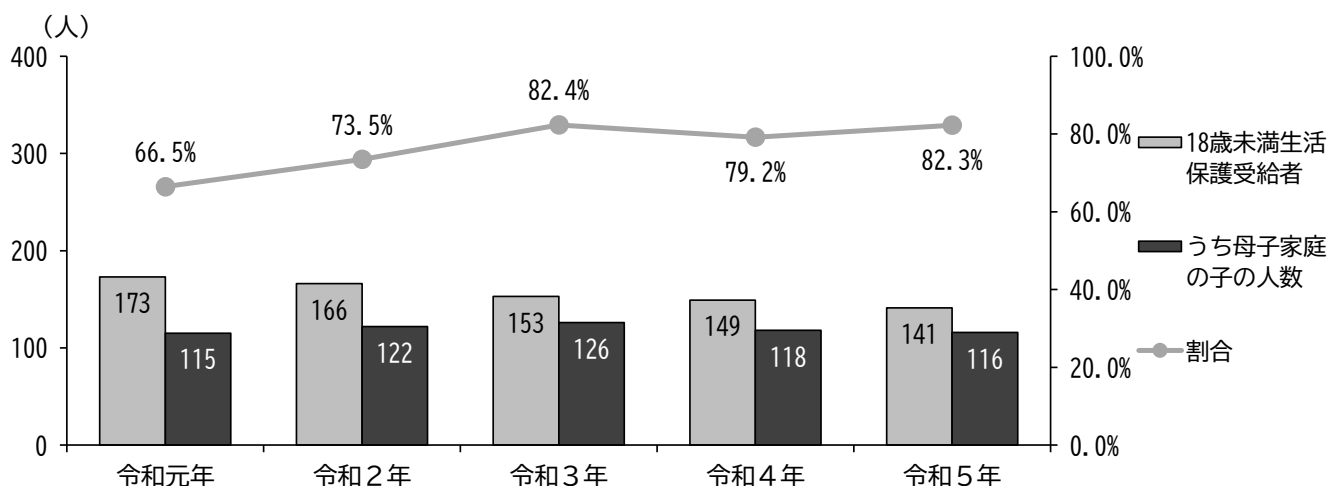
■生活保護の保護率の推移



資料：福祉政策課

18歳未満の生活保護受給者数は減少傾向にあり、令和5年では141人となっています。母子家庭の子の人数は令和3年以降減少傾向にあり令和5年では116人となっています。18歳未満生活保護受給者に占める母子世帯の子の割合は令和5年において82.3%となっています。

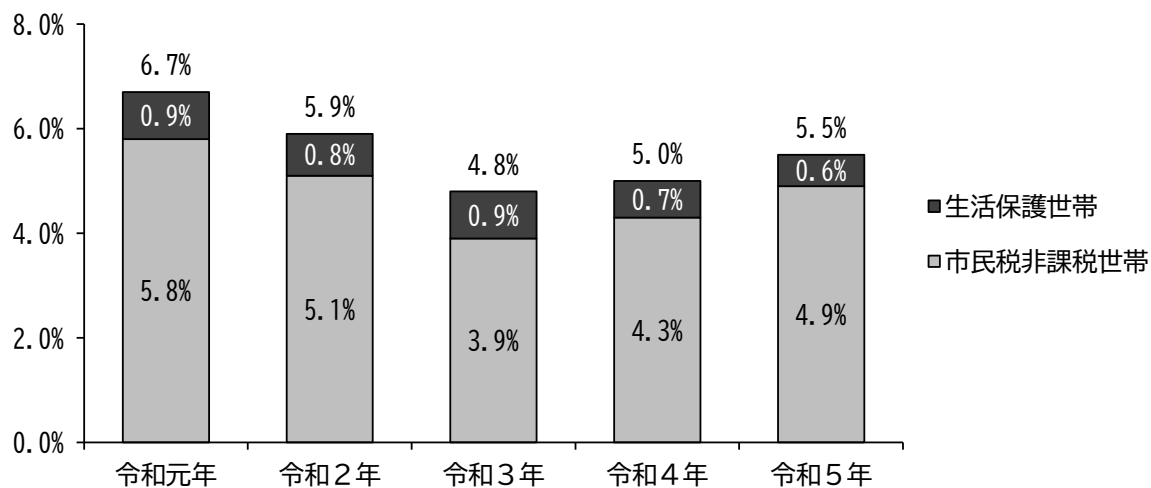
■18歳未満生活保護受給者数と母子世帯の子の割合



資料：福祉政策課

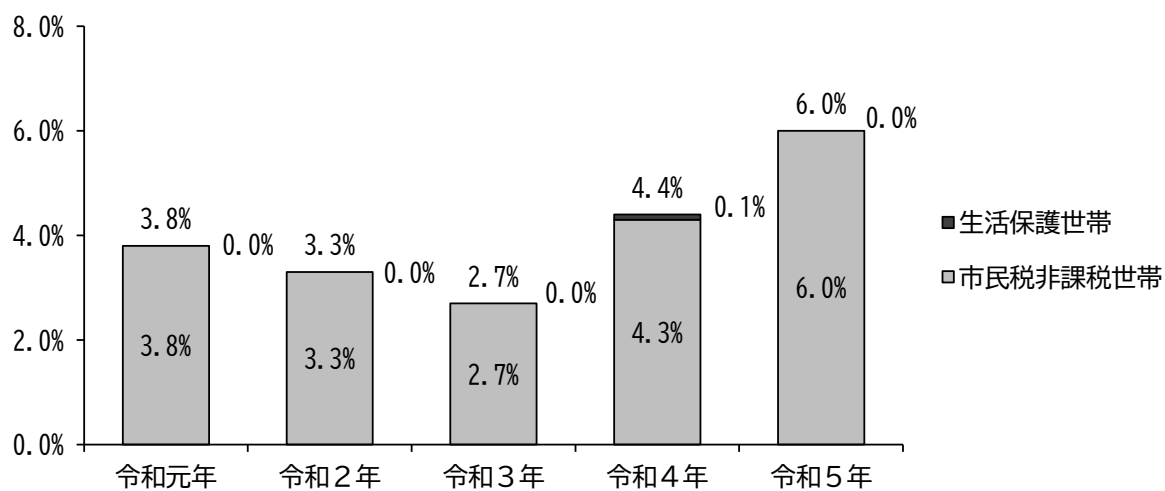
負担軽減世帯は、保育所、幼稚園ともに令和3年以降において増加傾向にあります。令和5年では保育所に比べ幼稚園の方がやや多くなっており、保育所で5.5%、幼稚園で6.0%となっています。

■負担軽減世帯（保育所）



資料：保育課

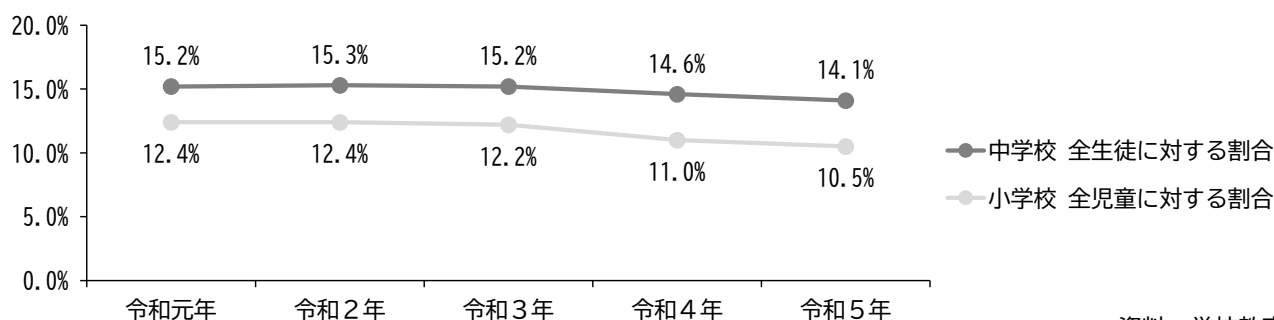
■負担軽減世帯（幼稚園）



資料：保育課

義務教育段階における就学援助の全児童・生徒に対する割合は微減傾向にあり、令和5年時点で、小学校で10.5%、中学校で14.1%と、中学校での割合が小学校に比べて多くなっています。

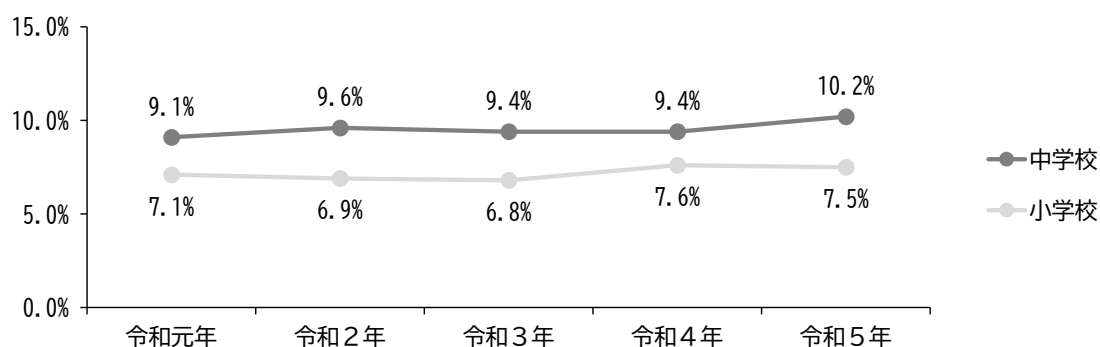
■就学援助認定者の割合



資料：学校教育課

就学援助認定者に対する要保護（生活保護受給）の比率は、小学校、中学校ともに微増傾向にあります。

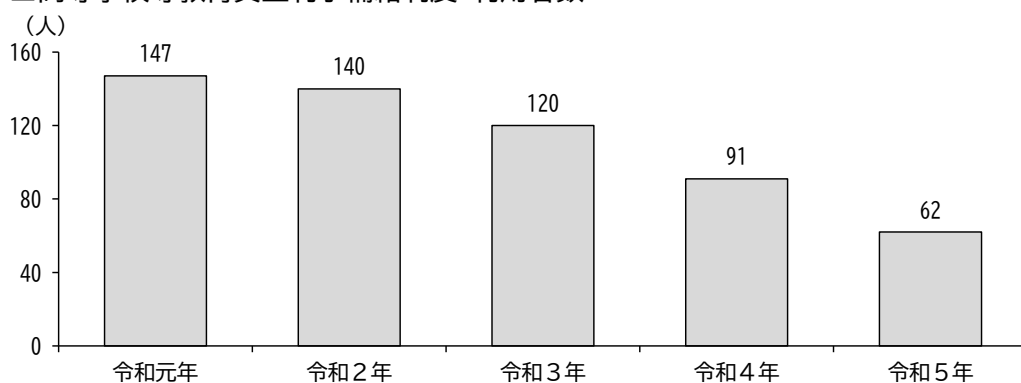
■認定者に対する要保護（生活保護受給）比率



資料：学校教育課

高等学校等教育資金利子補給制度の利用者数は近年減少傾向にあり、令和5年で62人となっています。

■高等学校等教育資金利子補給制度 利用者数

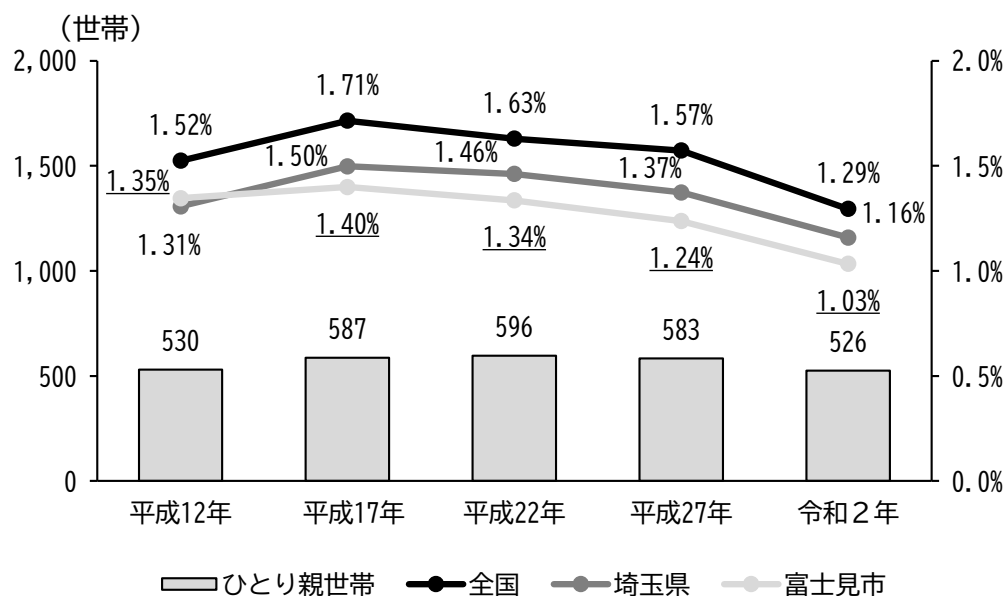


資料：教育政策課

4 ひとり親家庭の状況

ひとり親世帯は平成22年以降減少傾向にあります。割合で比較をすると全国や埼玉県よりも低く推移しており、令和2年においては1.03%となっています。

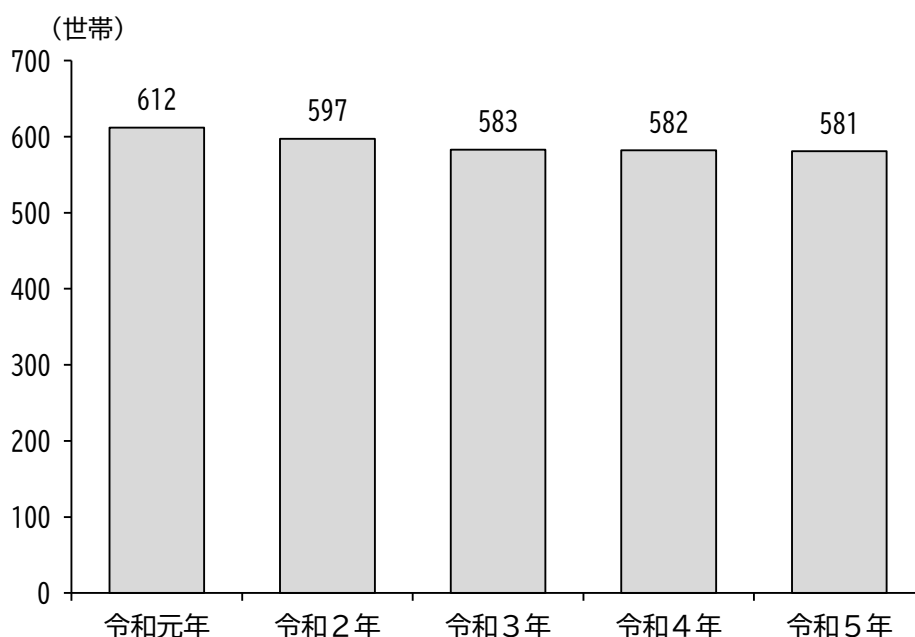
■ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

児童扶養手当受給者数は微減傾向で推移しており、令和5年においては581世帯となっています。

■児童扶養手当

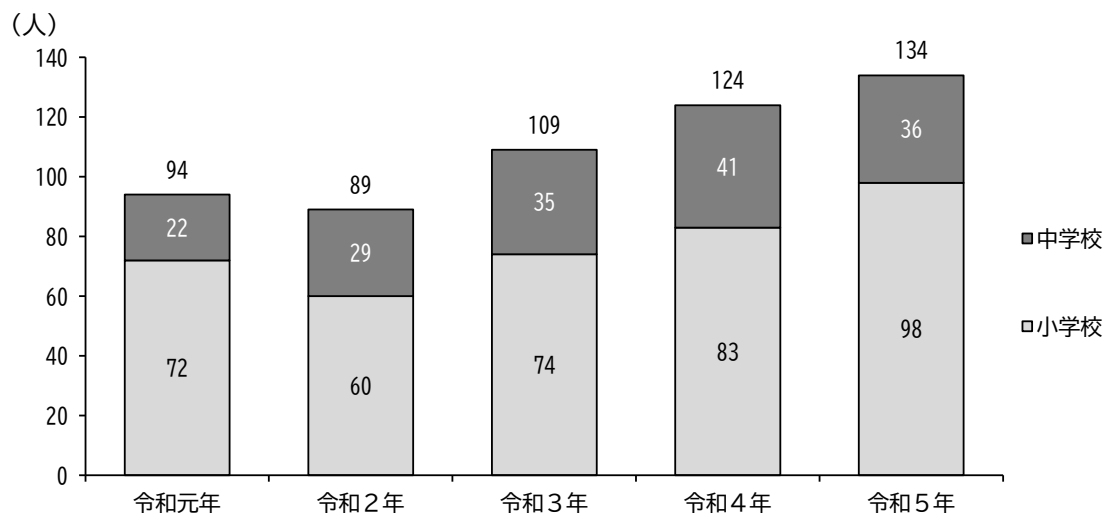


資料：子育て支援課

5 障がい者の状況

特別支援学級在籍の児童・生徒数の推移をみると、小学校の児童数では、令和5年度末現在 98 人で、増減を繰り返していますが増加傾向がうかがえます。中学校の生徒数では、令和5年度末現在 36 人で、令和4年と比べ5人減少しています。

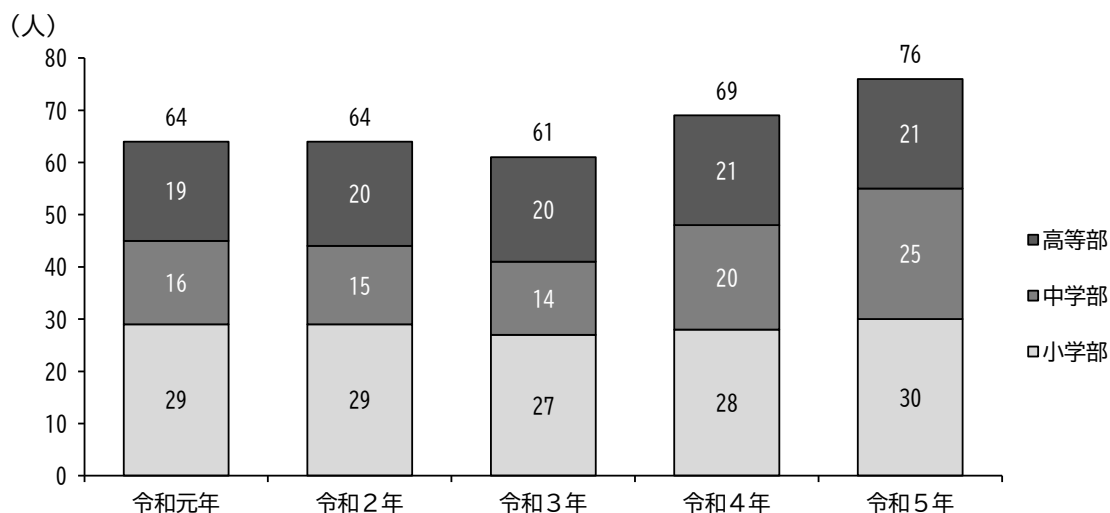
■特別支援学級在籍児童・生徒数の推移



資料：学校教育課（各年度末現在）

特別支援学校在籍者の推移をみると、小学部は令和5年度末現在 30 人で、令和元年以降横ばい傾向にあります。また、中学部は令和5年度末現在 25 人で、前年に比べて5人増加しました。高等部は令和5年度末現在 21 人で、近年 20 人前後で推移しています。

■特別支援学校在籍者の推移

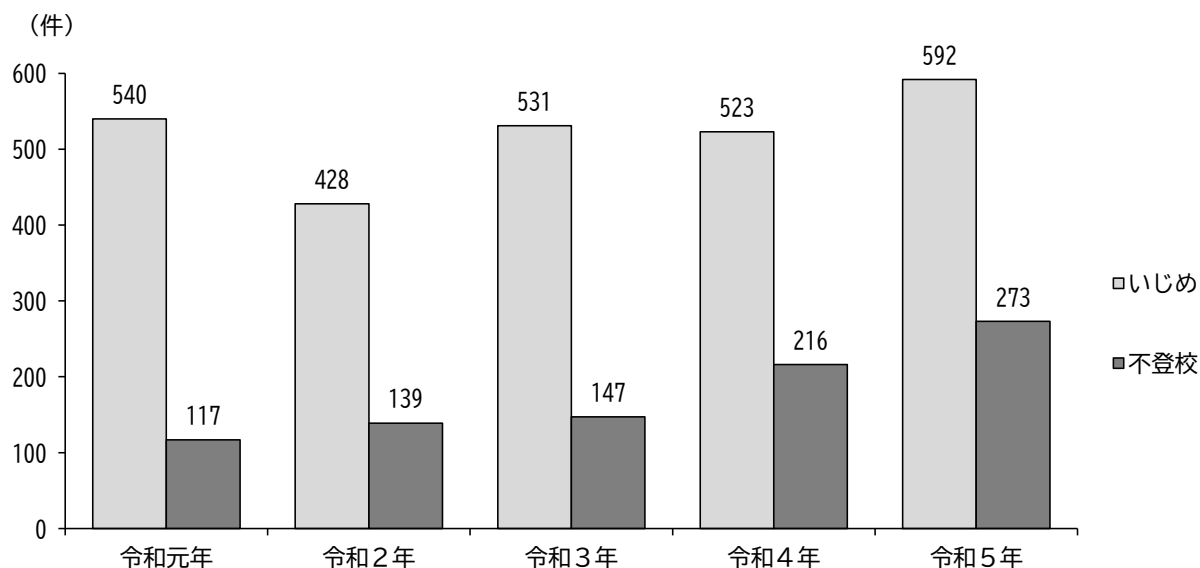


資料：学校教育課（各年度末現在）

6 いじめ、不登校の状況

いじめ、不登校の件数は、令和2年以降増加傾向にあり、令和5年ではいじめが592件、不登校が273件となっています。

■いじめ、不登校の件数



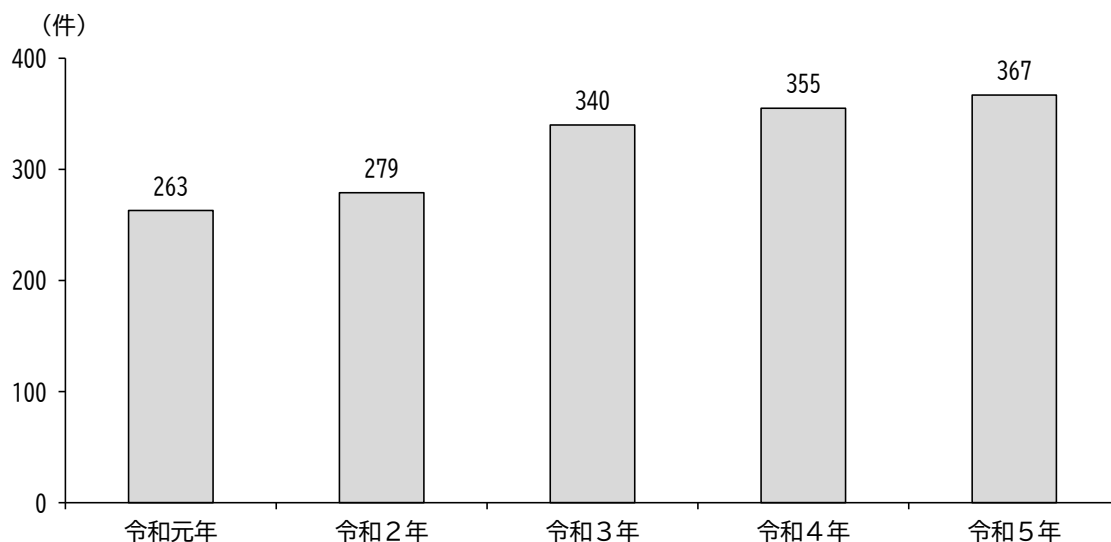
資料：教育相談室



7 虐待の状況

児童虐待 通告・受理件数は、増加傾向にあり、令和5年では367件となっています。

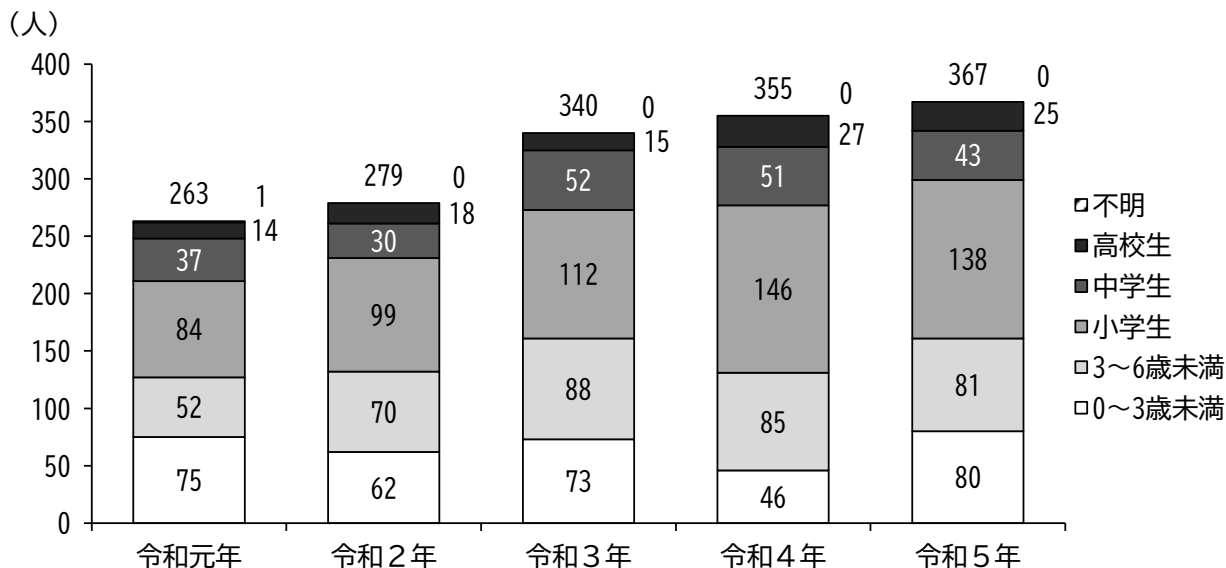
■児童虐待 通告・受理件数



資料：子ども未来応援センター

年齢の内訳を見ると、令和5年では特に「小学生」が多く、全体の3割以上を占めています。

■児童虐待 通告内訳

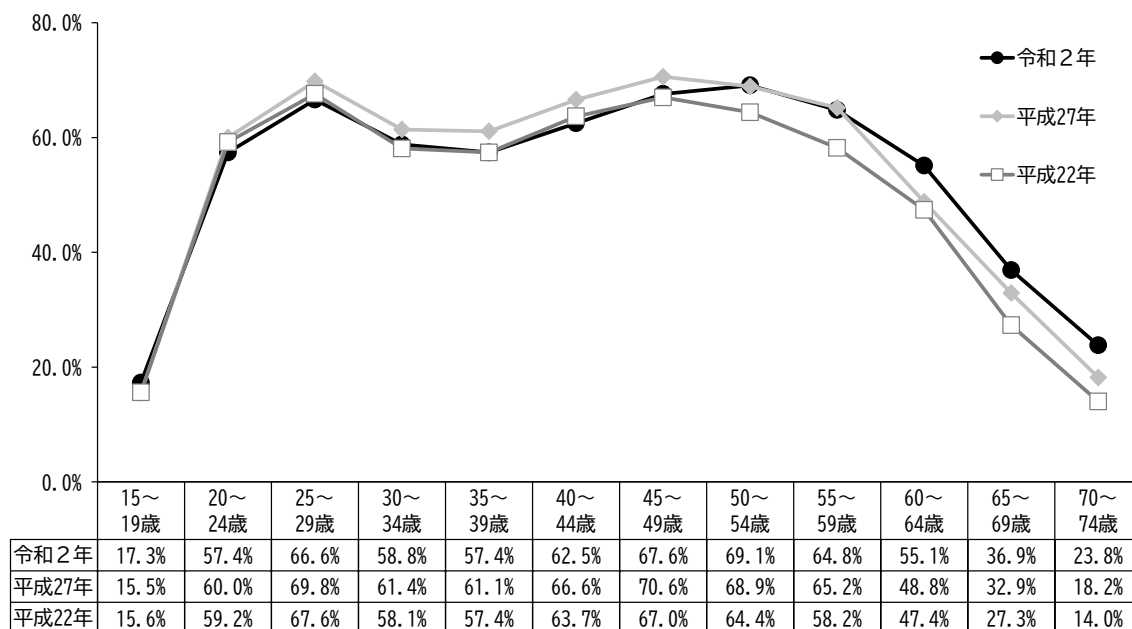


資料：子ども未来応援センター

8 ワークライフバランスの状況

女性の就業率については、平成22年から平成27年にかけて、全体的に高くなっていましたが、令和2年にかけて、10代は増加、20代から40代までは減少、50代以上は増加傾向となっています。

■女性の就業率の推移



資料：国勢調査

9 就学前児童の状況

(1) 幼稚園等の状況

幼稚園数については、令和6年において6園となっています。

認定こども園数については、令和6年において6園となっています。

幼稚園と認定こども園の教育部分を合わせた園児数については、減少傾向となっており、令和6年度には1,230人となっています。

■幼稚園・認定こども園（教育部分）の園児数の推移

(園/人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
幼稚園数	7	7	7	6	6
認定こども園数	4	4	4	5	6
園児数（市内在住）	1,575	1,500	1,395	1,282	1,230
3歳児	480	438	420	413	379
4歳児	562	507	460	419	433
5歳児	533	555	515	450	418

資料：保育課（各年5月1日現在）

(2) 保育所等の状況

保育所等（認定こども園は保育部分）の数については、概ね横ばいとなっており、令和6年は合わせて34園となっています。

保育所等（認定こども園は保育部分）の児童数については、増加傾向となっており、令和6年には2,281人となっています。

年齢別の児童数については、どの年齢においても増加傾向となっています。

■保育所等の推移

(園)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所	18	18	18	18	18
認定こども園	4	4	4	5	6
小規模保育施設	10	10	9	10	10
合計	32	32	31	33	34

資料：保育課（各年4月1日現在）

■保育所等児童数の推移

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保育所	1,515	1,526	1,535	1,532	1,530
認定こども園	430	449	467	555	585
小規模保育施設	166	168	152	175	166
合計	2,111	2,143	2,154	2,262	2,281

資料：保育課（各年4月1日現在）

■保育所等年齢別児童数の推移

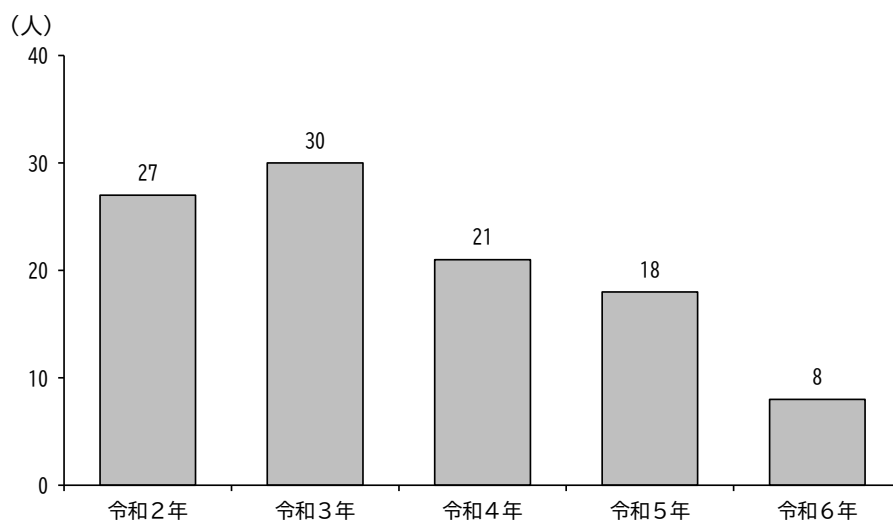
(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳児	153	167	142	146	161
1～2歳児	813	801	820	856	867
3～5歳児	1,145	1,175	1,192	1,260	1,253
合計	2,111	2,143	2,154	2,262	2,281

資料：保育課（各年4月1日現在）

(3) 待機児童数の状況

待機児童数については、令和3年以降減少傾向となっており、令和6年には8人となっています。

■待機児童数の推移



資料：保育課（各年4月1日現在）

10 就学児童の状況

(1) 小学校・中学校の状況

小学校の学級数については、微増傾向となっており、中学校の学級数については、概ね横ばいとなっています。

また、児童・生徒数については、小学校児童数は微増傾向となっており、中学校生徒数は概ね横ばいとなっています。

■小学校学級数・児童数の推移

※()内は、特別支援学級

(学級/人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学級数	205 (21)	206 (21)	207 (21)	213 (24)	214 (26)
児童数	5,686	5,720	5,693	5,717	5,730

資料：文部科学省「学校基本調査（各年5月1日現在）」

■中学校学級数・生徒数の推移

※()内は、特別支援学級

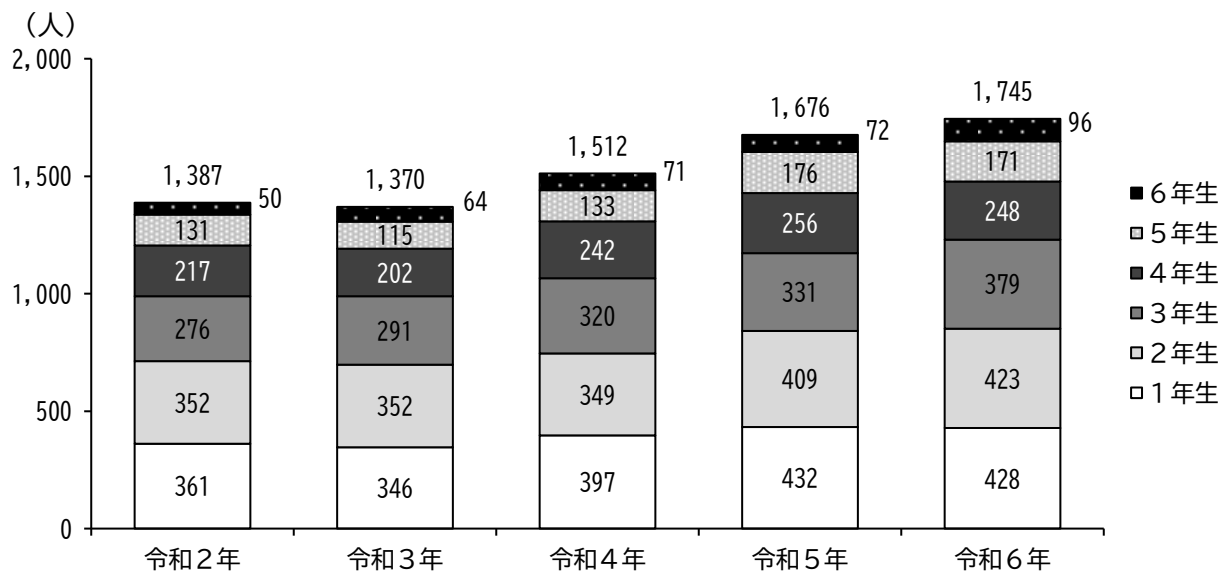
(学級/人)	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
学級数	86 (8)	88 (10)	88 (10)	87 (12)	86 (12)
生徒数	2,671	2,654	2,657	2,611	2,649

資料：文部科学省「学校基本調査（各年5月1日現在）」

(2) 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ入室児童数については、令和3年以降増加傾向となっており、令和6年には1,745人となっています。

■放課後児童クラブ入室児童数の推移



資料：保育課（各年4月1日現在）



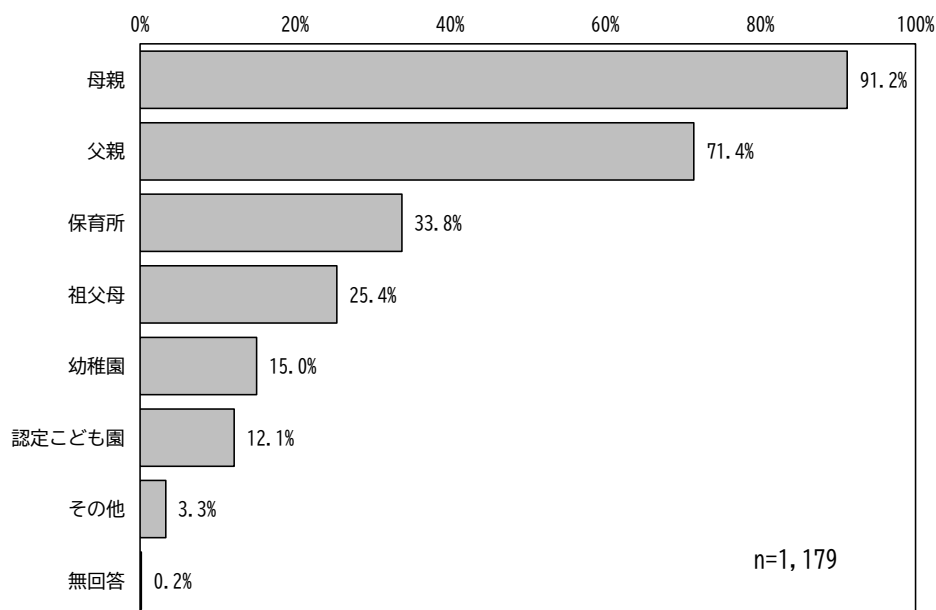
第2節 アンケート調査結果の概要

1 子育て支援に関するアンケート調査（ニーズ調査）結果概要

（1）子育ての状況

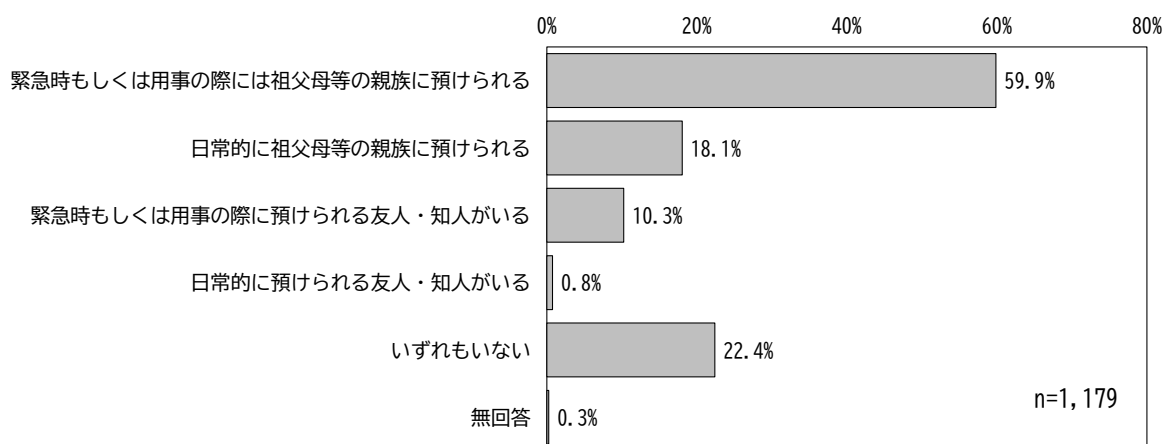
日頃、子育てにかかわっている人（施設）については、「母親」が 91.2%と最も多く、次いで「父親」が 71.4%、「保育所」が 33.8%となっています。

■日頃子育てにかかわっている人【就学前児童保護者・複数回答】



日頃、こどもを預けられる親族・知人については、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族に預けられる」が 59.9%、「日常的に祖父母等の親族に預けられる」が 18.1%となっています。一方で、「いずれもない」が 22.4%となっています。

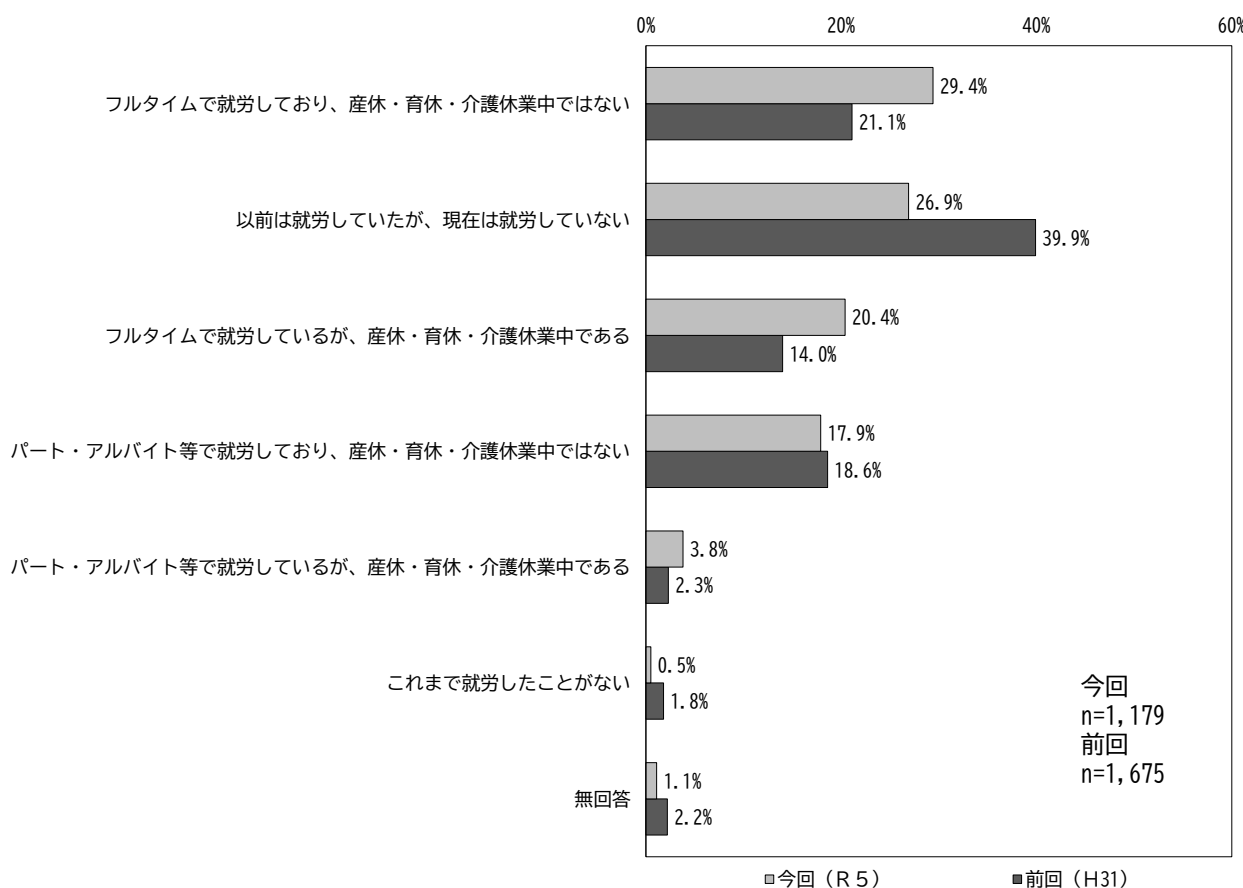
■日頃こどもを預けられる親族・知人【就学前児童保護者・複数回答】



母親の就労状況については、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 29.4%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 26.9%、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が 20.4%となっています。

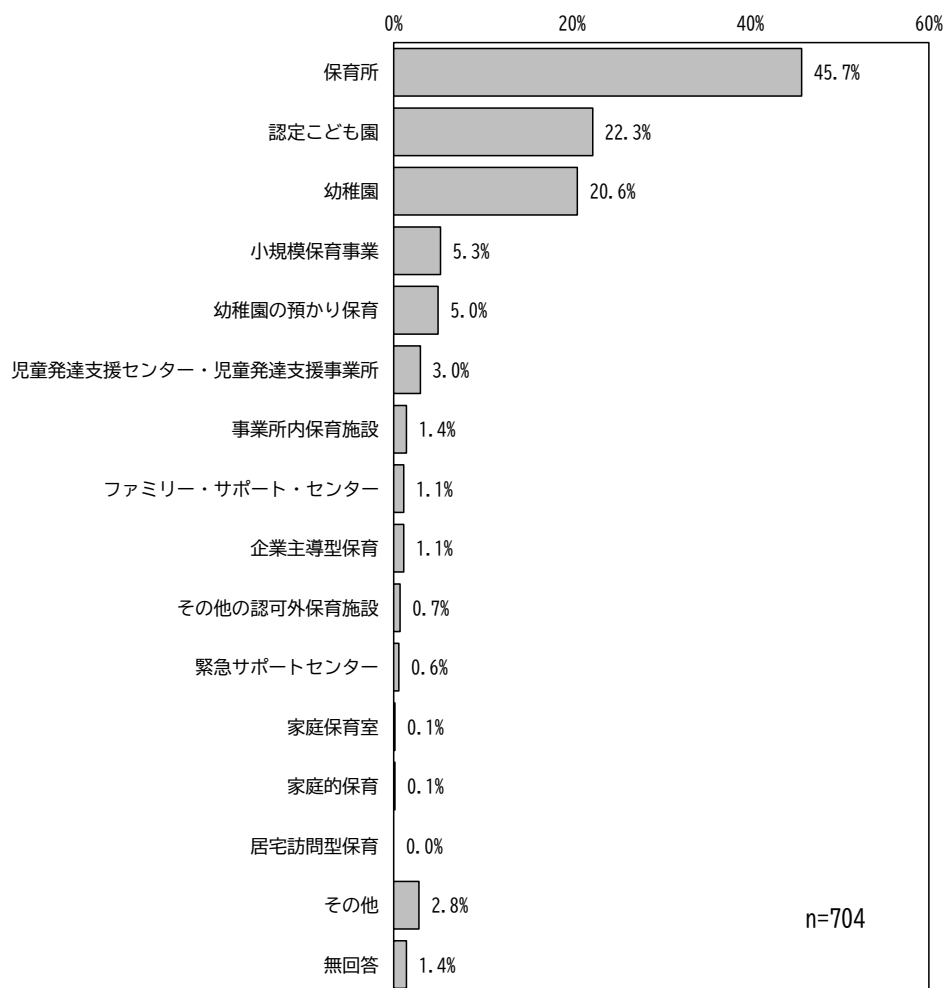
前回と比較すると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」がそれぞれ5ポイント以上増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が13ポイント減少しています。

■母親の就労状況【就学前児童保護者・単数回答】



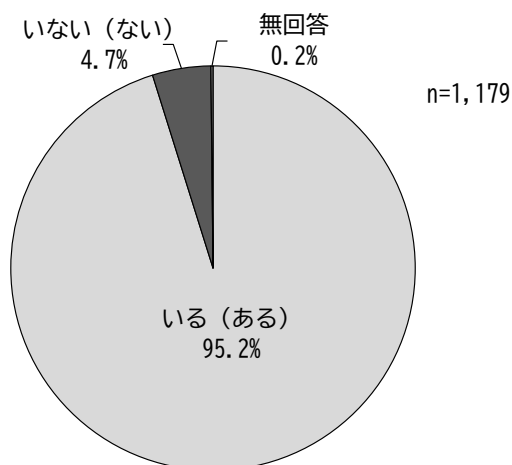
平日、定期的（継続的）に利用している事業の種類については、「保育所」が 45.7%と最も多く、次いで「認定こども園」が 22.3%、「幼稚園」が 20.6%となっています。

■平日、定期的（継続的）に利用している事業の種類【就学前児童保護者・複数回答】 - - - - -



子育てをする上で相談できる人（場所）については、「いる（ある）」が 95.2%となっています。

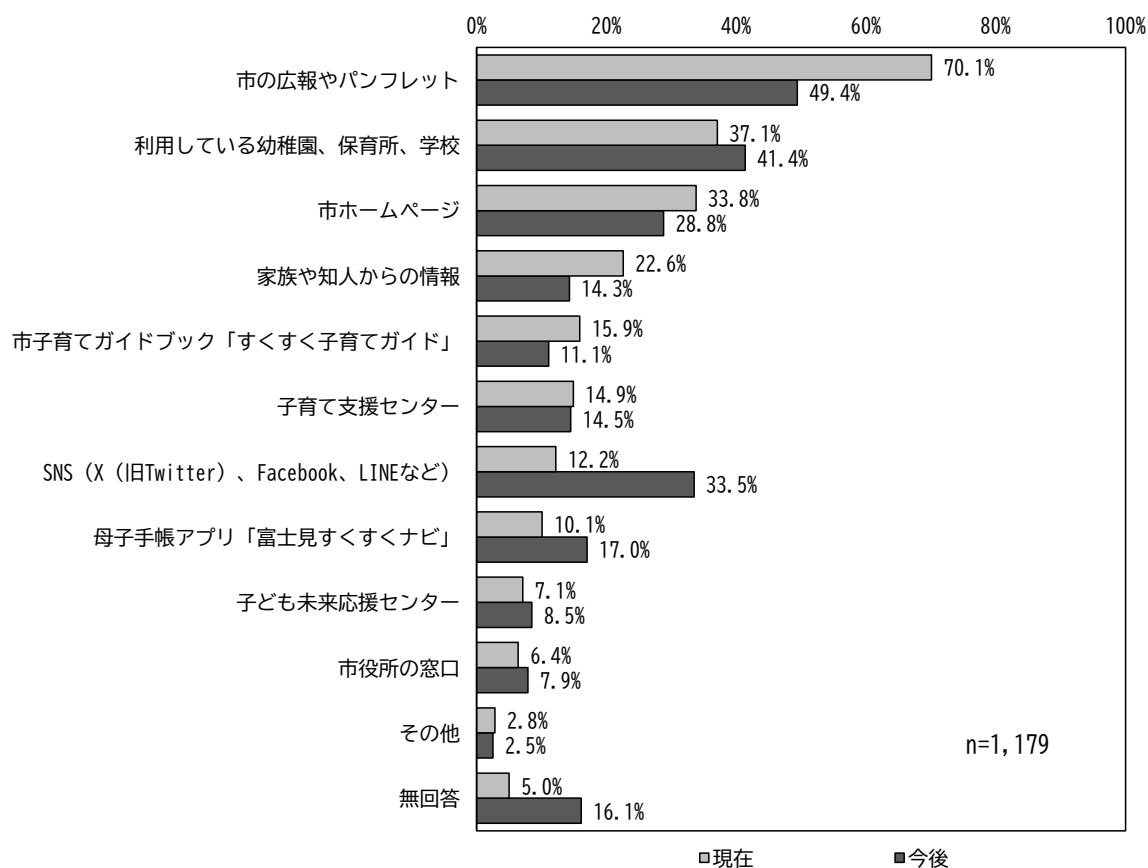
■子育てをする上で相談できる人（場所）【就学前児童保護者・単数回答】 - - - - -



子育て施策等に関する情報をどのように受け取っているか（現在）／受け取りたいか（今後）については「市の広報やパンフレット」、「利用している幼稚園、保育所、学校」、「市ホームページ」が上位に挙がっています。

今後については、それらのほか、「SNS（X（旧Twitter）、Facebook、LINE など）」が上位に挙がっています。

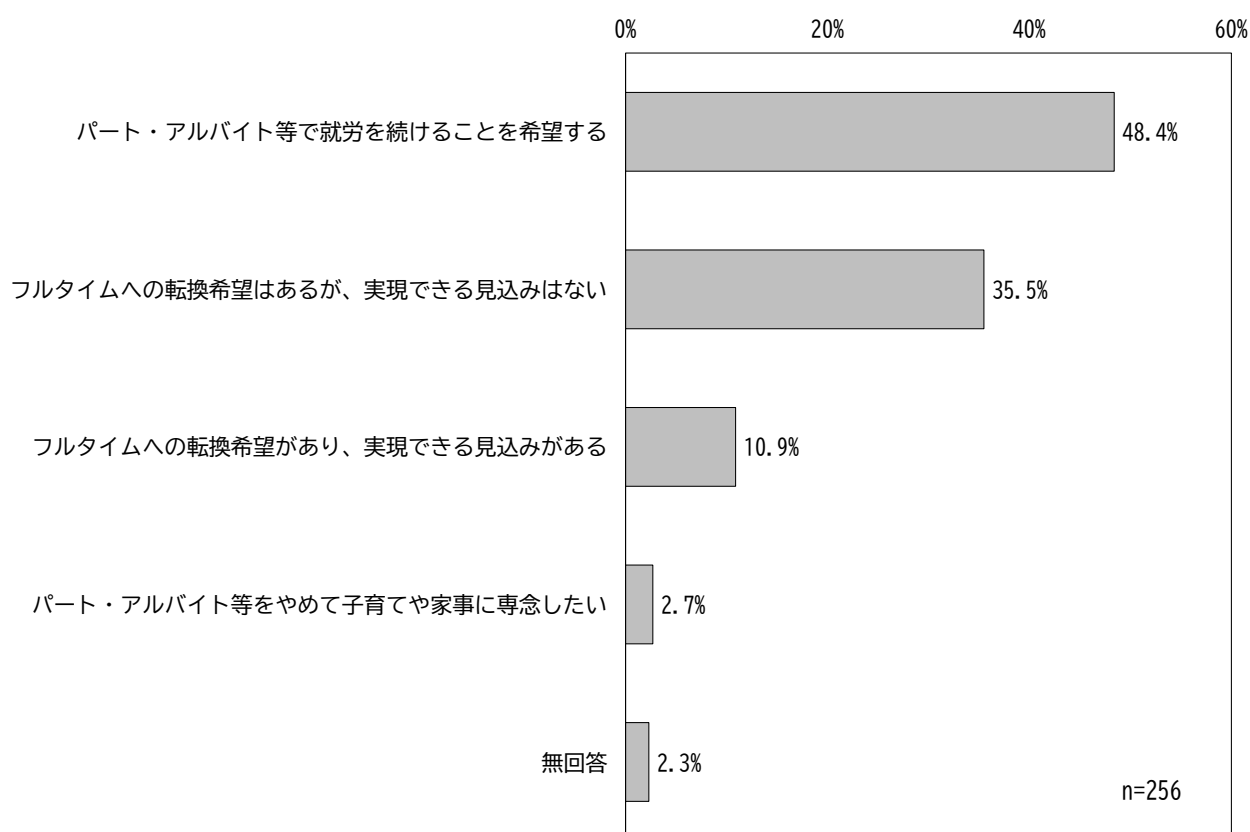
■子育て施策等に関する情報をどのように受け取っているか（現在）／受け取りたいか（今後）



(2) 母親の就労希望

母親のパート・アルバイト等からの就労形態変更の希望については、「パート・アルバイト等で就労を続けることを希望する」が 48.4%と最も多く、「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の 35.5%と「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」の 10.9%を合わせた、『フルタイムへの転換希望（計）』が 46.4%となっています。

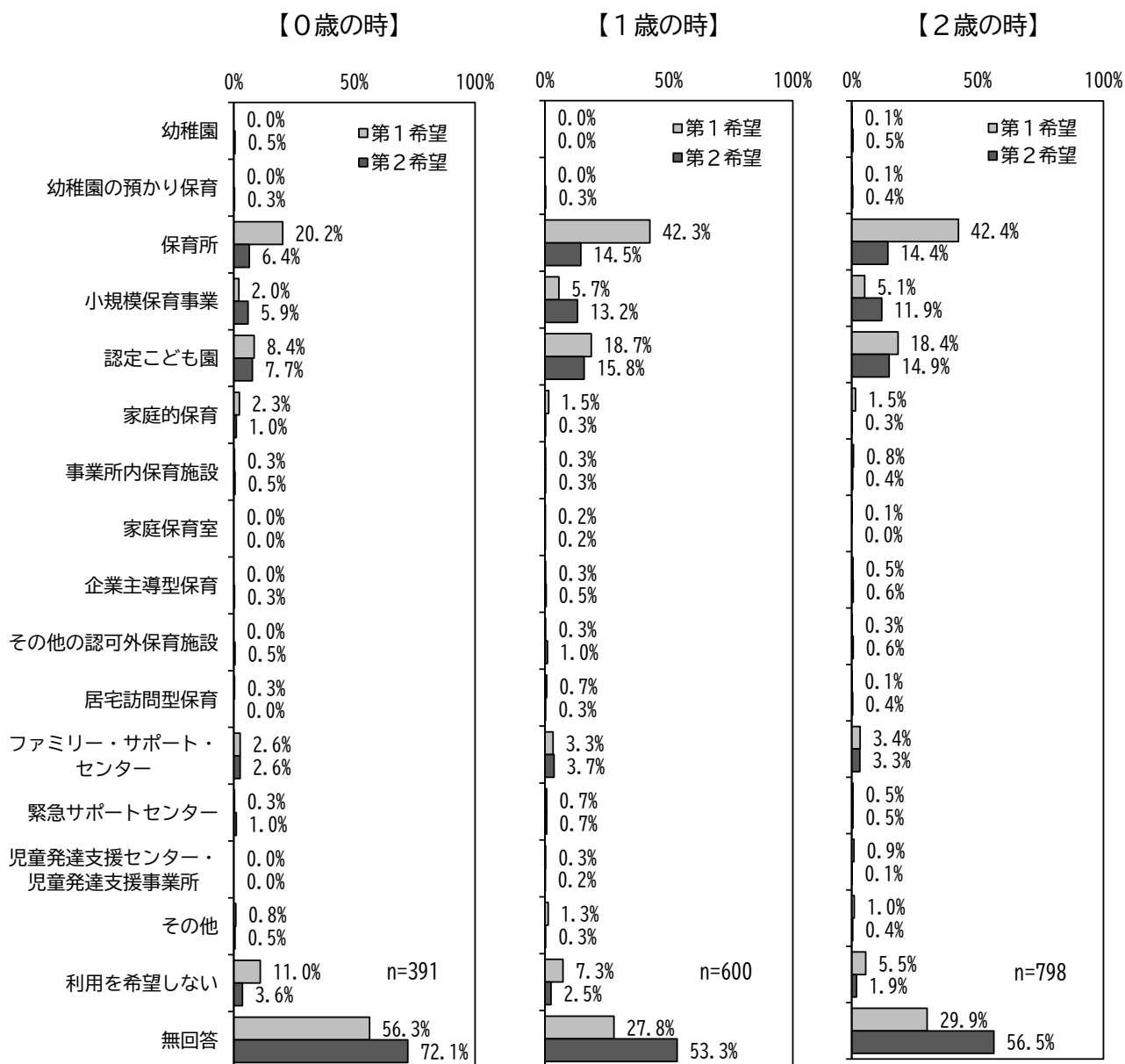
■母親のパート・アルバイト等からの就労形態変更の希望【就学前児童保護者・単数回答】 — — —



(3) 教育・保育事業の利用希望

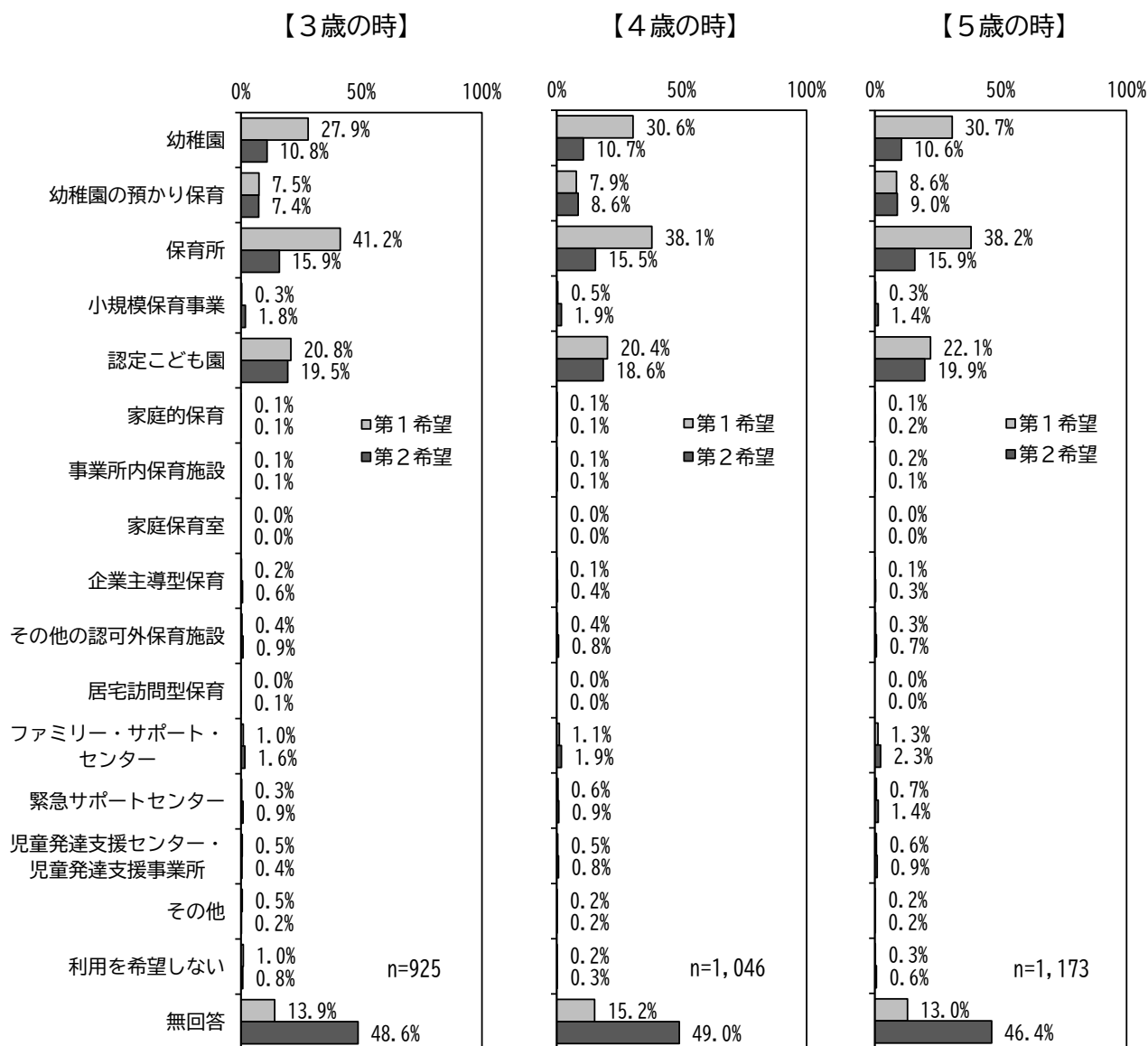
平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業について、0～2歳の時では「保育所」の割合が最も多くなっています。

■平日の教育・保育事業として定期的にご利用したい事業【就学前児童保護者・複数回答】 - - - -



平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業について、3～5歳の時では「保育所」の割合が最も多くなっていますが、「幼稚園」と「幼稚園の預かり保育」を合わせた割合も拮抗しています。

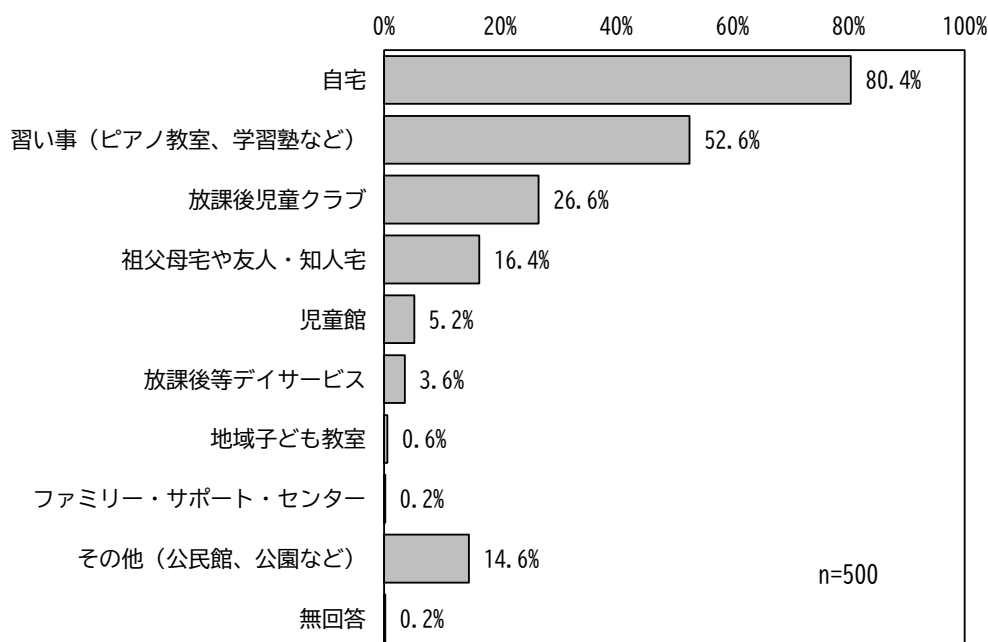
■平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業【就学前児童保護者・複数回答】 - - - -



(4) 放課後児童クラブの利用希望

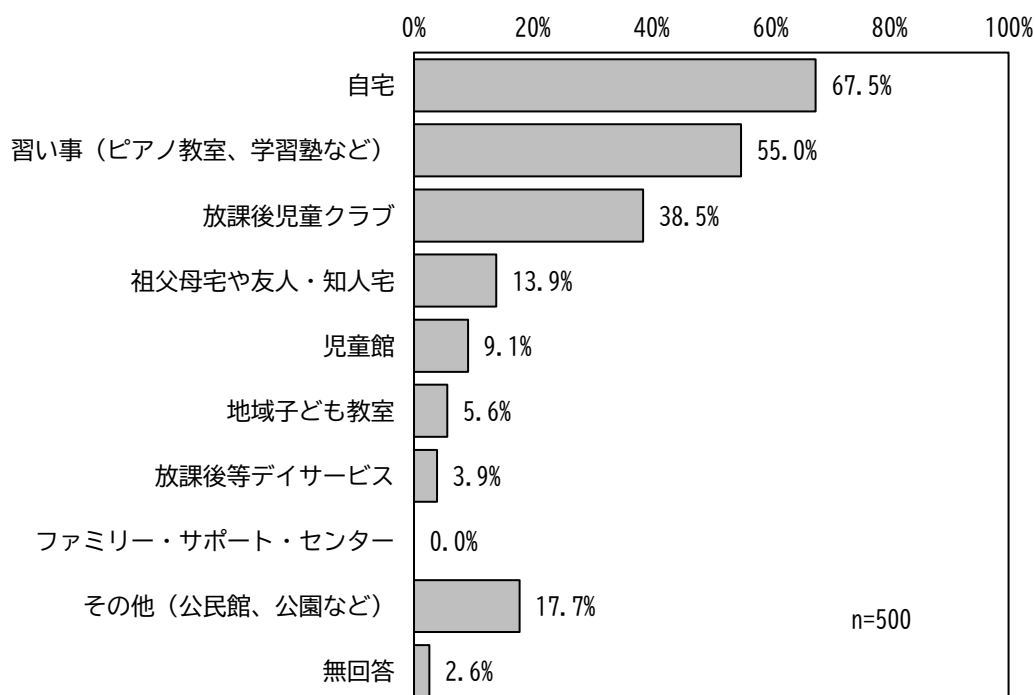
放課後をどのような場所で過ごしているかについては、「自宅」が 80.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が 52.6%、「放課後児童クラブ」が 26.6%となっています。

■放課後をどのような場所で過ごしているか【小学生児童保護者・複数回答】



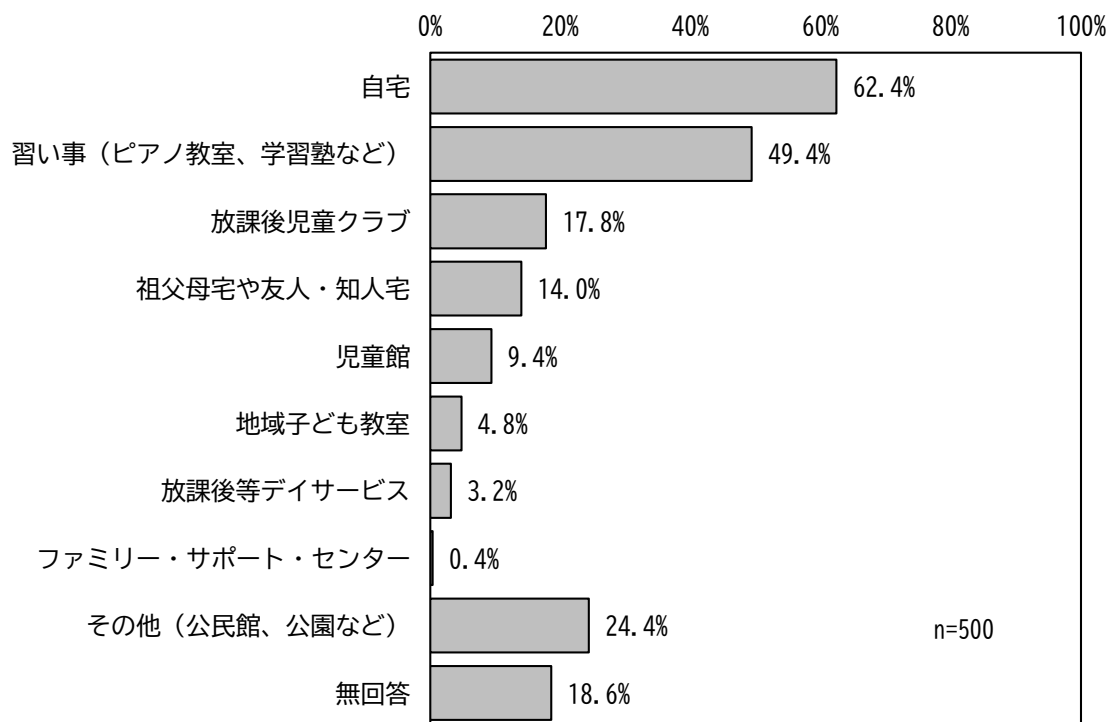
低学年の時の放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が 67.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が 55.0%、「放課後児童クラブ」が 38.5%となっています。

■低学年の時の放課後を過ごさせたい場所【小学生児童保護者・複数回答】



高学年の時の放課後を過ごさせたい場所については、「自宅」が 62.4%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が 49.4%、「放課後児童クラブ」が 17.8%となっています。

■高学年の時の放課後を過ごさせたい場所【小学生児童保護者・複数回答】 - - - - -



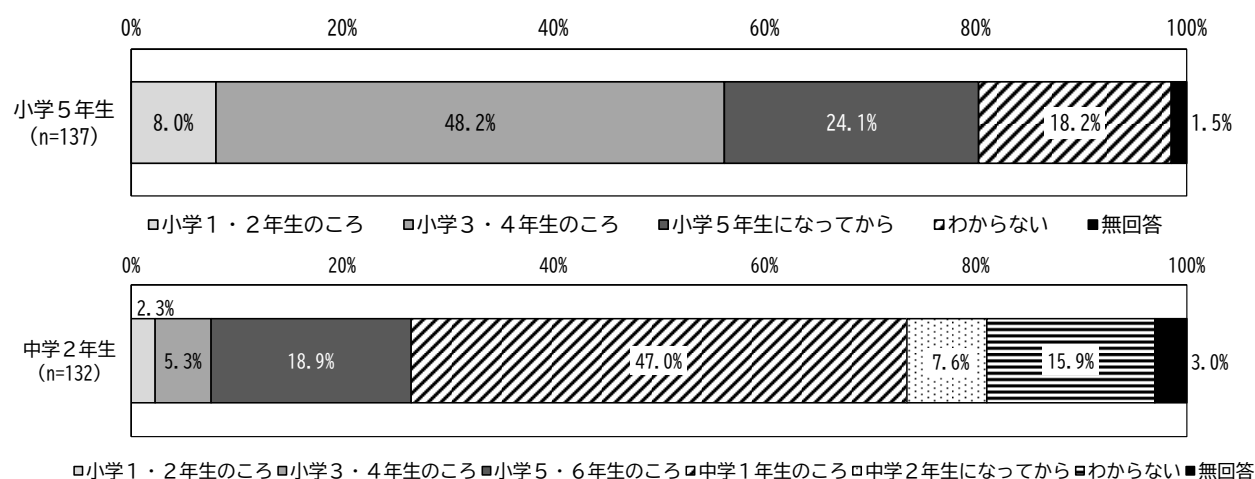
2 富士見市こども計画策定に関するアンケート調査結果概要

(1) 小学5年生・中学2年生

学校の授業がわからなくなった時期について、小学生では「小学3・4年生のころ」が48.2%と最も多く、次いで、「小学5年生になってから」が24.1%、「わからない」が18.2%となっています。

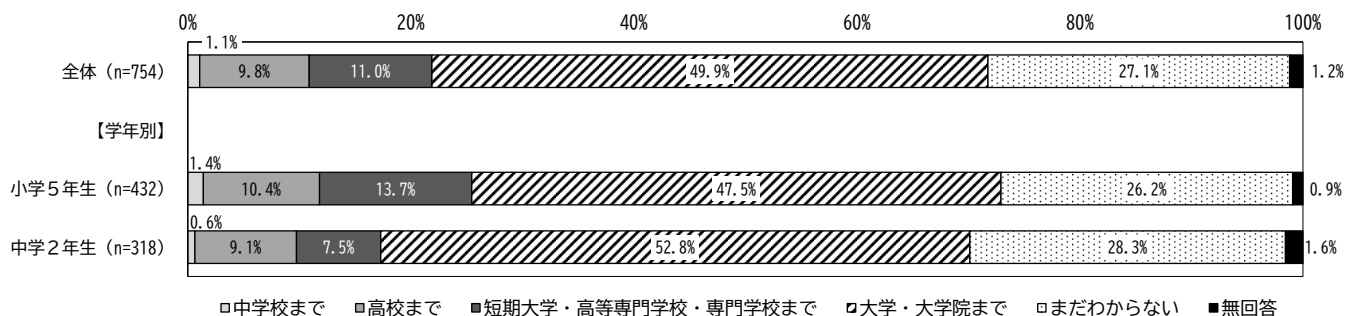
中学生では、「中学1年生のころ」が47.0%と最も多く、次いで、「小学5・6年生のころ」が18.9%、「わからない」が15.9%となっています。

■学校の授業がわからなくなった時期



将来の進学希望については、「大学・大学院まで」が49.9%と最も多く、次いで、「まだわからない」が27.1%、「短期大学・高等専門学校・専門学校まで」が11.0%となっています。

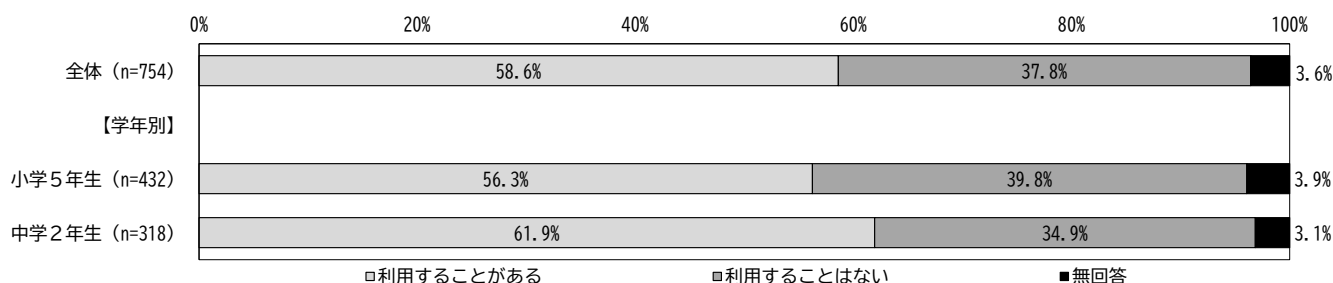
■将来の進学希望



※全体の回答者数は学年について無回答の方も含むため、小学5年生と中学2年生の合計回答者数と全体の回答者数は一致しません。以降のグラフも同じとなります。

勉強をするにあたり、学校の授業や宿題以外に、塾や家庭教師、通信教材を利用することがあるかについては、「利用することがある」が58.6%に対し、「利用することはない」が37.8%となっています。

■塾や家庭教師等の利用

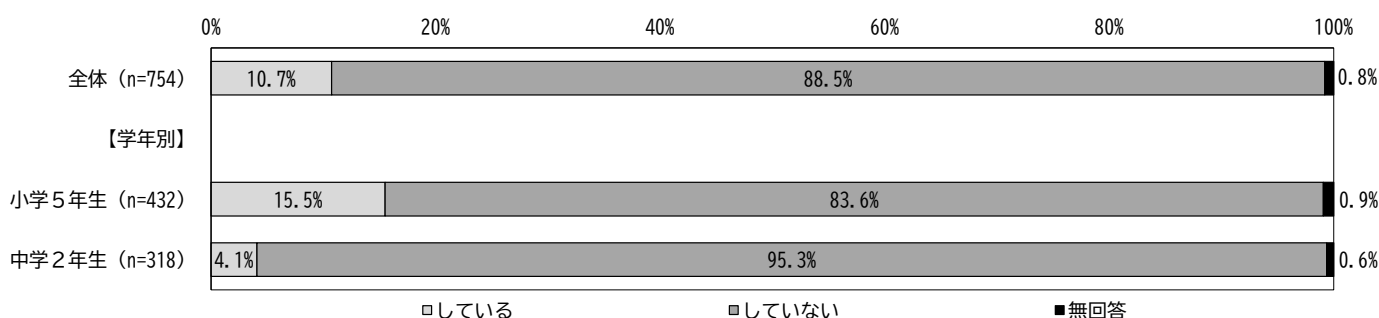


塾や家庭教師、通信教材を利用しない理由については、「遊んだり、自分の好きなことをする時間を大事にしたいから」が35.4%と最も多く、次いで、「特に理由はない」が28.1%、「勉強ができているので必要ないから」が19.3%となっています。

	か勉強ができてい るので必要ない	が学校の部活動 (クラブ活動)を	習いごとをが んばっているから	に家族と一緒 に過ごす時間を大事	する遊んだり、 自分の好きなこと を	一緒にやる友 だちがいないから	お金がかかる から	家事や家族の お世話があるから	特に理由 はない	その他	わからない・ 答えたくない	無 回 答
全体(n=285)	19.3%	11.9%	17.5%	13.0%	35.4%	2.5%	15.8%	2.1%	28.1%	9.1%	7.7%	1.4%
小学5年生												
男(n=83)	19.3%	3.6%	21.7%	18.1%	41.0%	6.0%	14.5%	3.6%	30.1%	3.6%	10.8%	0.0%
女(n=86)	16.3%	7.0%	24.4%	17.4%	36.0%	1.2%	14.0%	2.3%	26.7%	12.8%	9.3%	0.0%
中学2年生												
男(n=60)	16.7%	20.0%	8.3%	6.7%	30.0%	1.7%	6.7%	0.0%	31.7%	13.3%	3.3%	6.7%
女(n=51)	25.5%	25.5%	9.8%	5.9%	31.4%	0.0%	31.4%	2.0%	23.5%	7.8%	5.9%	0.0%

今現在家族のお世話をしているかについては、「している」が10.7%に対し、「していない」が88.5%となっています。

■今現在家族の世話をしているかについて



(2) 小学5年生・中学2年生の保護者

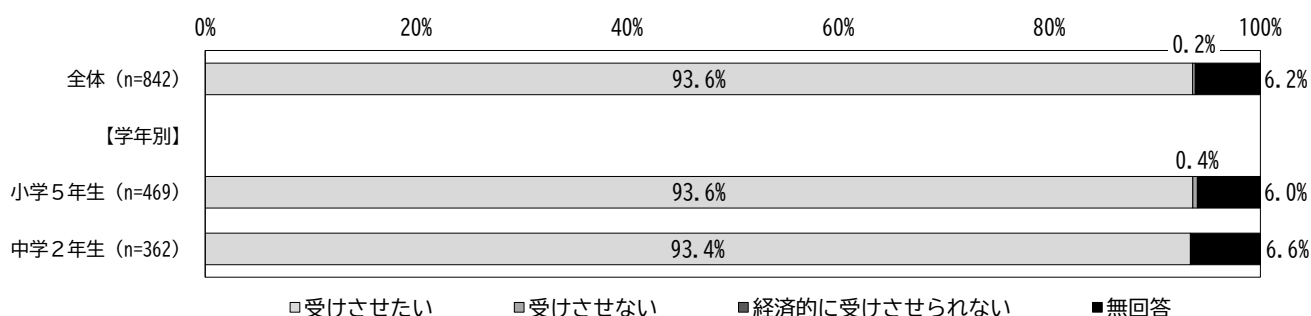
こどもにどの段階までの教育を受けさせたいかについて、「高校までの教育」では、『受けさせたい』が93.6%と最も多く、次いで、『受けさせない』が0.2%となっています。

「短大・高専・専門学校までの教育」では、『受けさせたい』が85.9%と最も多く、次いで、『受けさせない』が4.3%、『経済的に受けさせられない』が2.4%となっています。

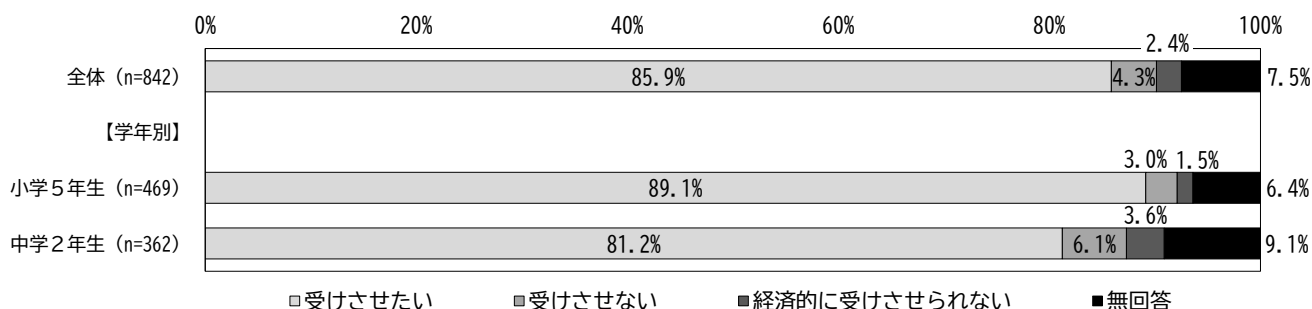
「大学までの教育」では、『受けさせたい』が90.1%と最も多く、次いで、『受けさせない』が1.8%、『経済的に受けさせられない』が5.6%となっています。

■こどもに受けさせたい教育について - - - - -

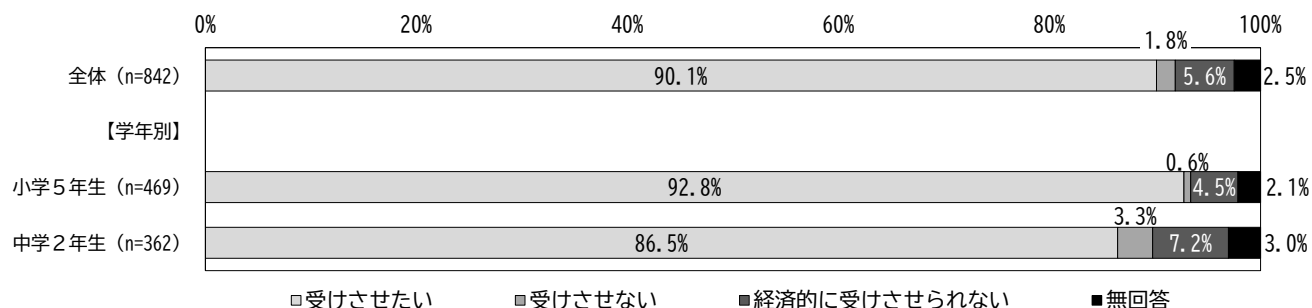
【高校までの教育】



【短大・高専・専門学校までの教育】

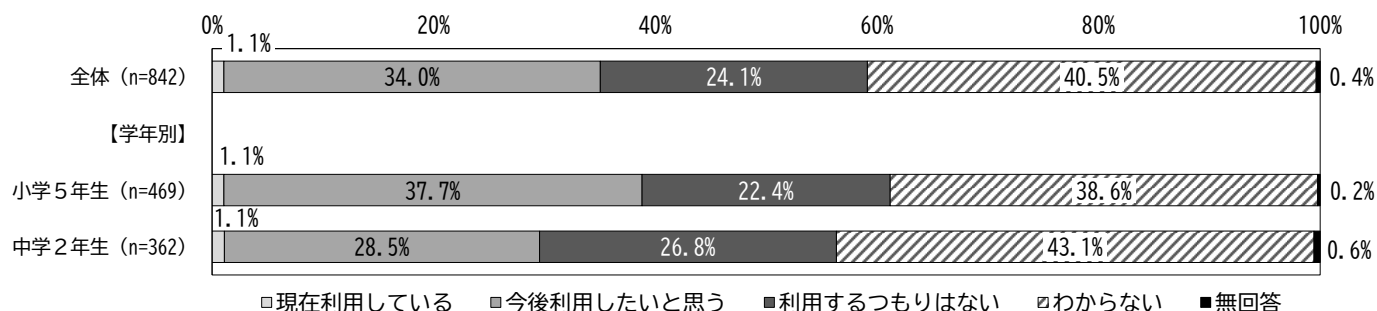


【大学までの教育】



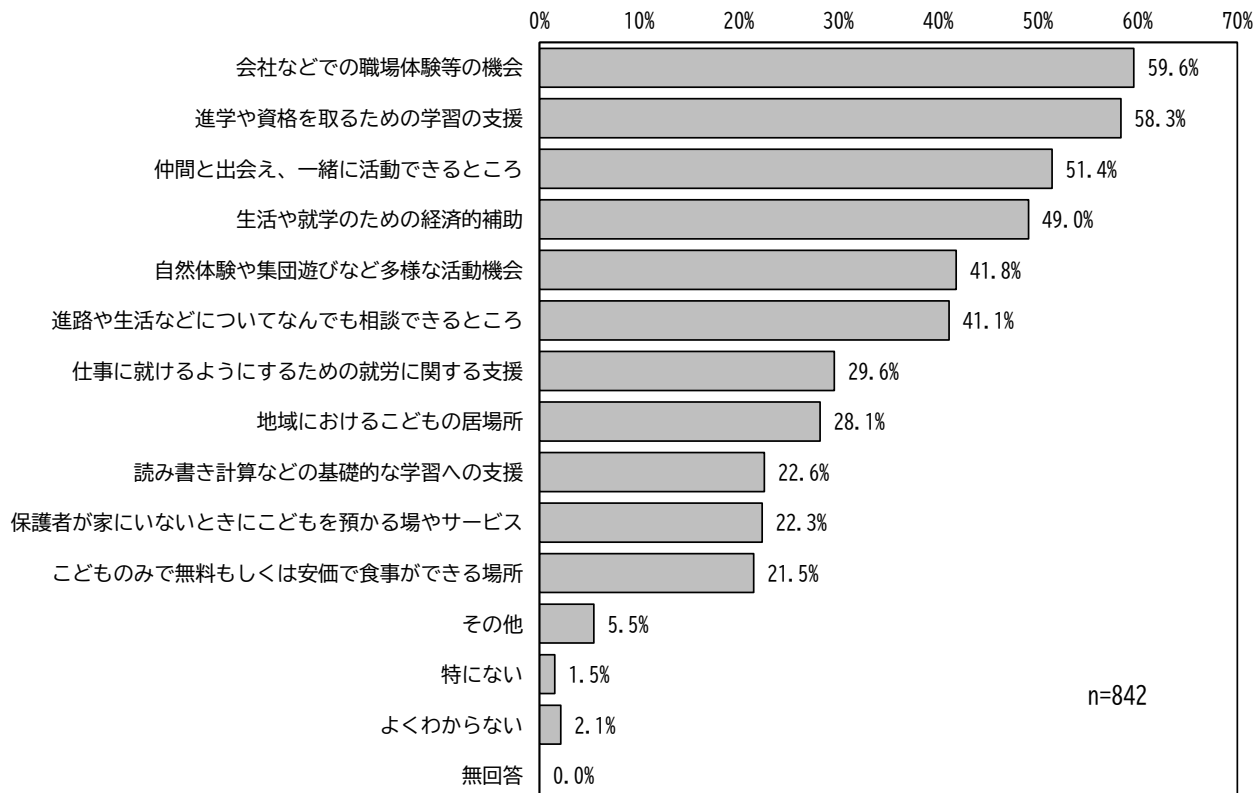
学生ボランティア等による無料の学習支援制度（学習の手助けなど）を利用したいかについては、「わからない」が40.5%と最も多く、次いで、「今後利用したいと思う」が34.0%、「利用するつもりはない」が24.1%となっています。

■無料の学習支援制度の利用について



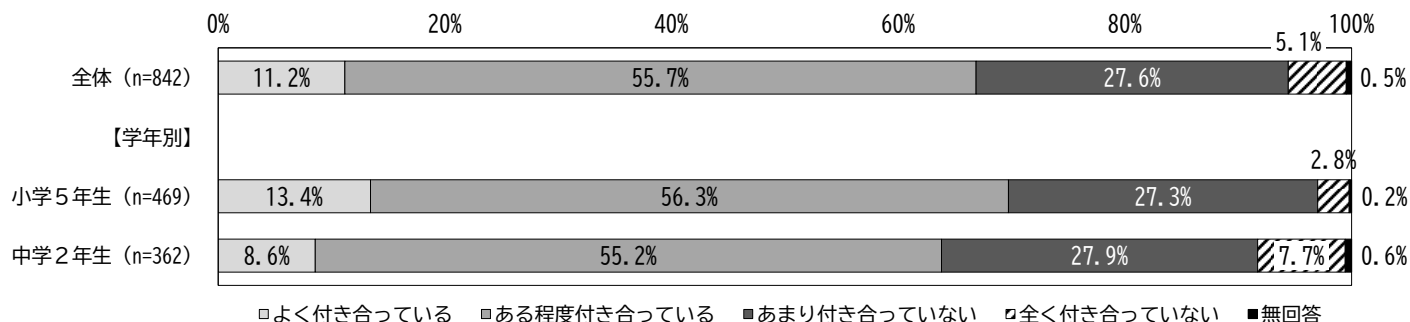
こどもにとって現在、又は将来的に、どのような支援があるとよいかについては、「会社などでの職場体験等の機会」が59.6%と最も多く、次いで、「進学や資格を取るための学習の支援」が58.3%、「仲間と出会え、一緒に活動できる場所」が51.4%となっています。

■こどもにどのような支援があったらよいかについて



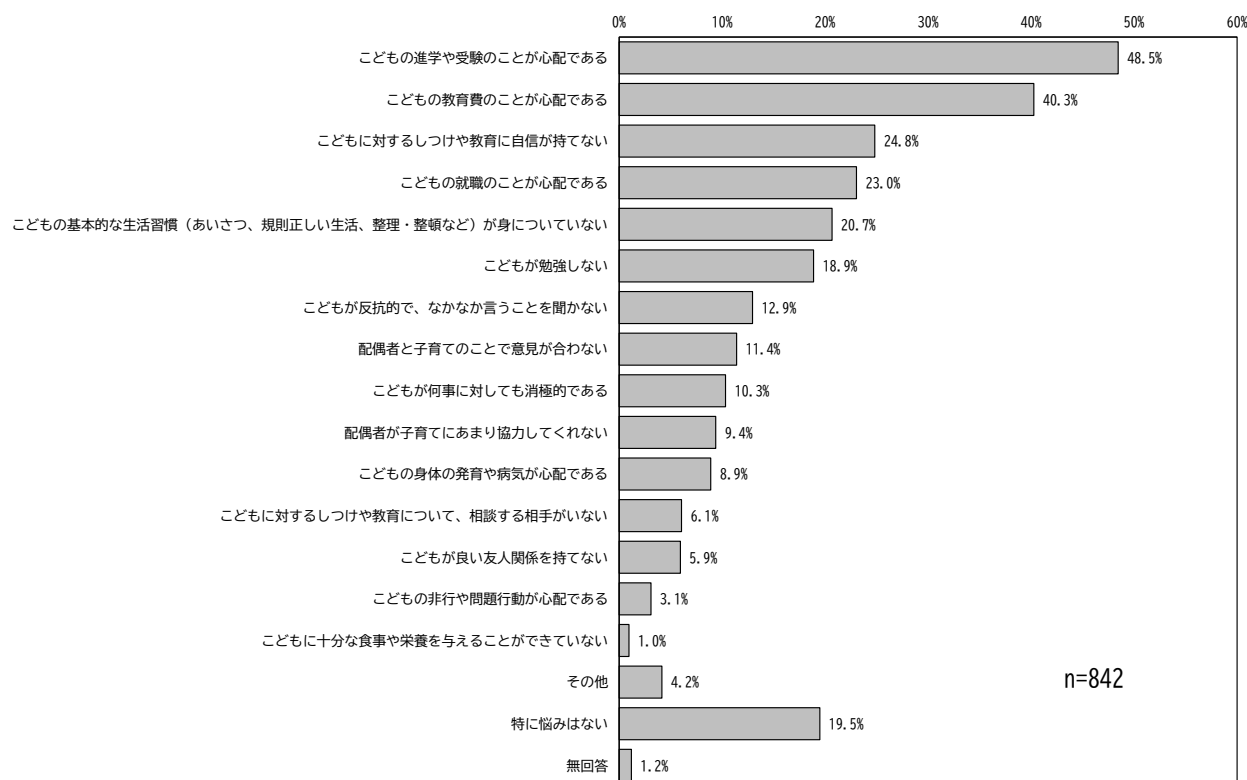
地域での付き合いについては、「よく付き合っている(11.2%)」、「ある程度付き合っている(55.7%)」を合わせた『付き合っている(計)』が 66.9%に対し、「あまり付き合っていない(27.6%)」、「全く付き合っていない(5.1%)」を合わせた『付き合っていない(計)』が 32.7%となっています。

■地域での付き合いについて



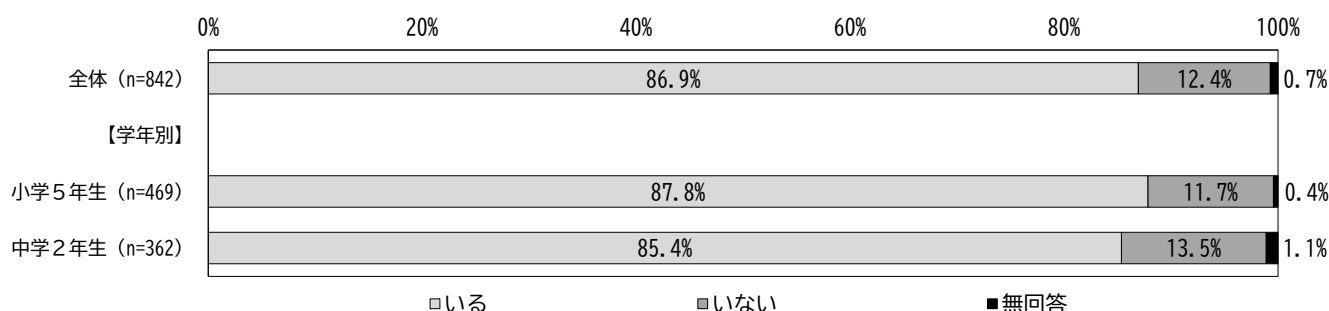
子育てに関する悩みや心配ごとについては、「こどもの進学や受験のことが心配である」が 48.5%と最も多く、次いで、「こどもの教育費のことが心配である」が 40.3%、「こどもに対するしつけや教育に自信が持てない」が 24.8%となっています。

■子育てに関する悩みや心配ごとについて



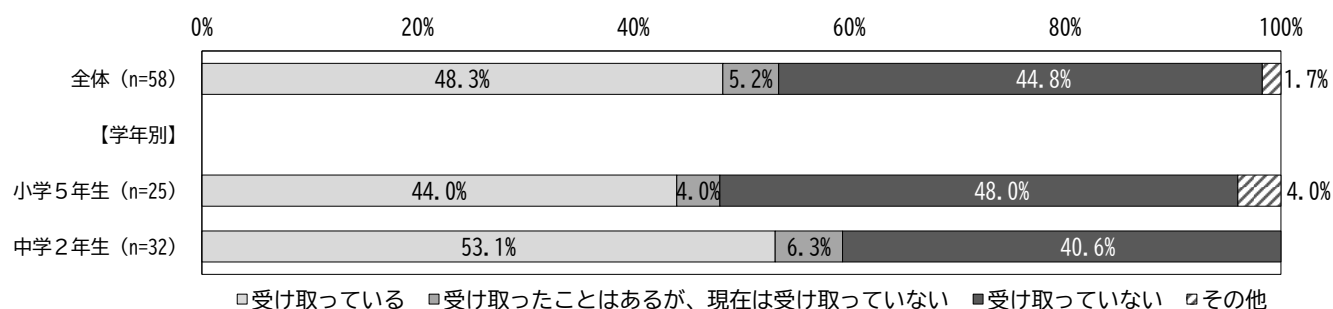
現在心おきなく相談できる相手がいるかについては、「いる」が 86.9%に対し、「いない」が 12.4%となっています。

■心おきなく相談できる相手の有無



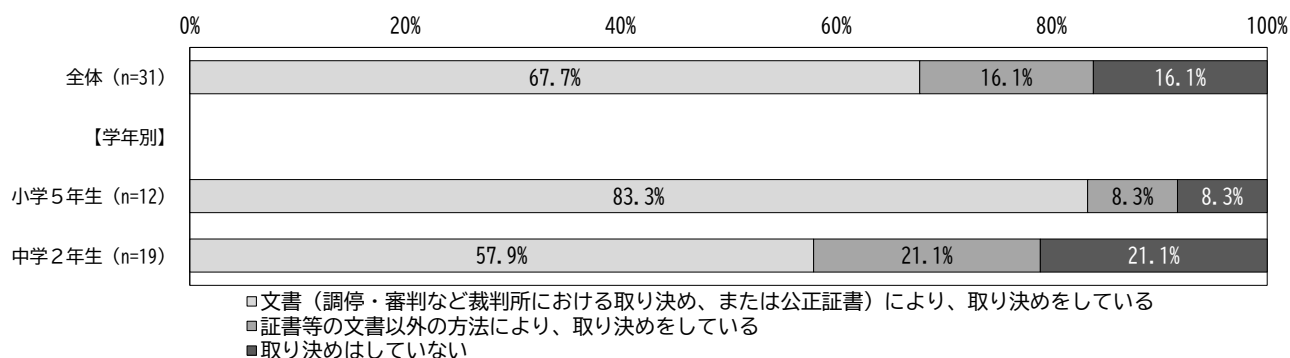
離婚後、お子さんの養育費をお子さんの父（又は母）から受け取っているかについては、「受け取っている」が 48.3%と最も多く、次いで、「受け取っていない」が 44.8%、「受け取ったことはあるが、現在は受け取っていない」が 5.2%となっています。

■養育費の受け取りについて



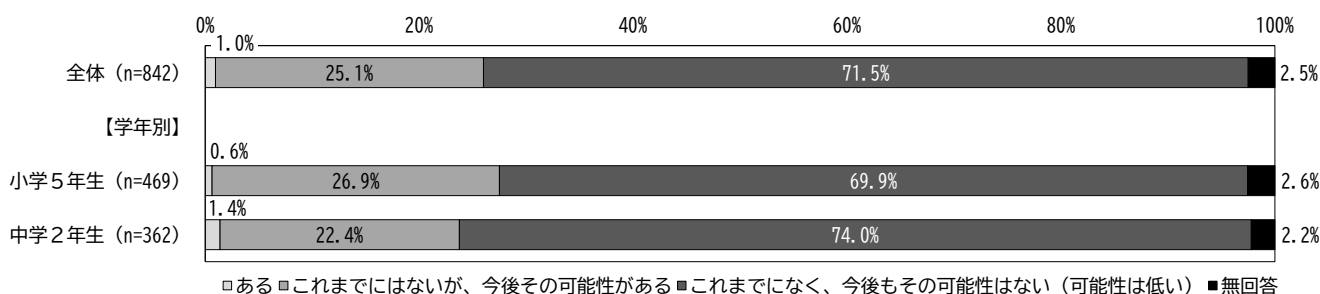
養育費の取り決め状況については、「文書（調停・審判など裁判所における取り決め、または公正証書）により、取り決めをしている」が 67.7%と最も多く、次いで、「証書等の文書以外の方法により、取り決めをしている」、「取り決めはしていない」がともに 16.1%となっています。

■養育費の取り決め状況について



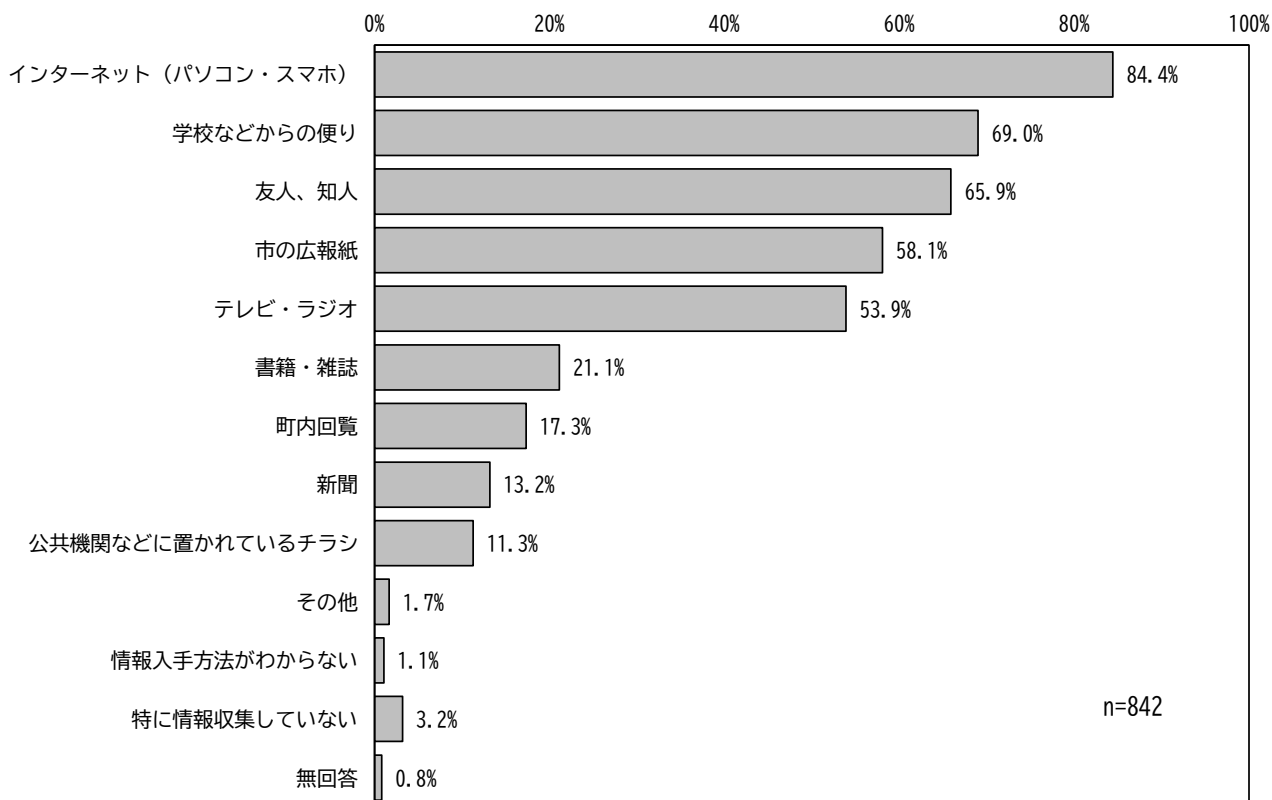
経済的な理由により、これまでに子ども（調査対象者のお子さん以外も含む）に進学をあきらめさせたり学校を中退させたりしたことがあるかについては、「これまでになく、今後もその可能性はない（可能性は低い）」が 71.5%と最も多く、次いで、「これまでにはないが、今後その可能性がある」が 25.1%、「ある」が 1.0%となっています。

■経済的な理由により進学をあきらめさせる等をしたことあるかについて



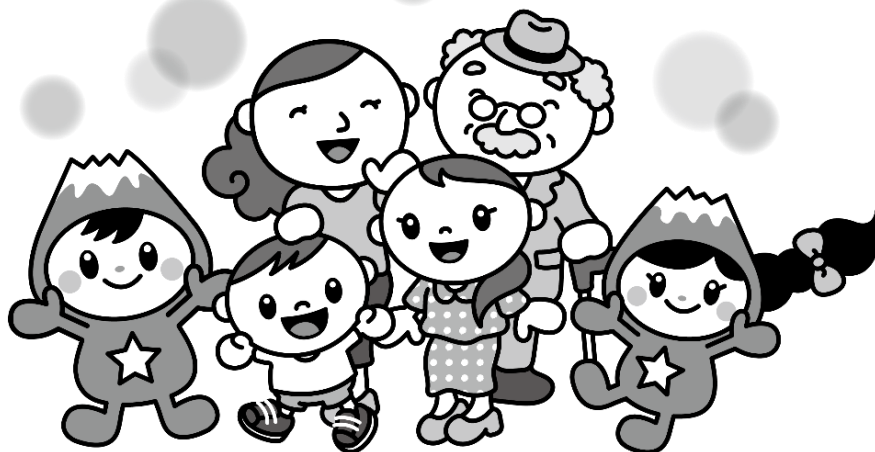
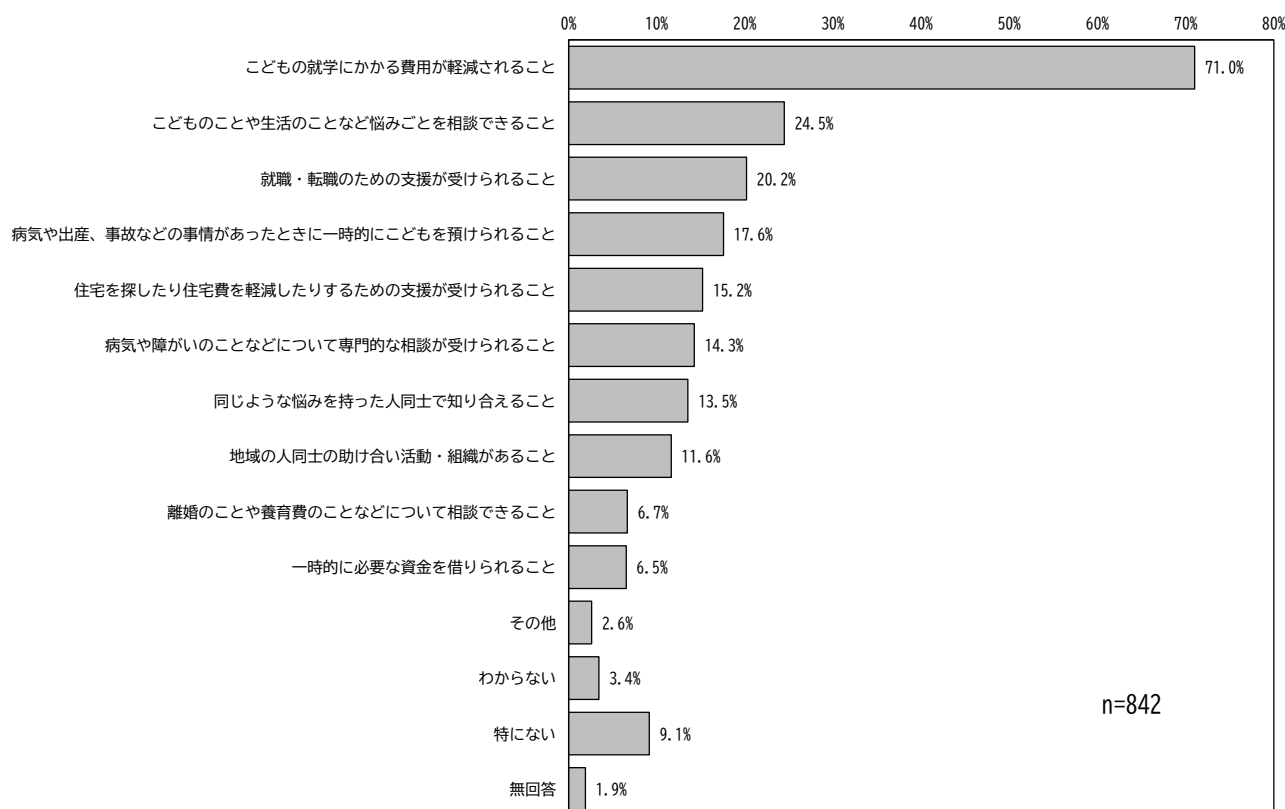
子育てに関する情報をどのような方法で入手しているかについては、「インターネット（パソコン・スマホ）」が 84.4%と最も多く、次いで、「学校などからの便り」が 69.0%、「友人、知人」が 65.9%となっています。

■子育てに関する情報の入手方法



現在必要としていること、重要だと思う支援等については、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」が 71.0%と最も多く、次いで、「こどものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」が 24.5%、「就職・転職のための支援が受けられること」が 20.2%となっています。

■現在必要としている支援等について



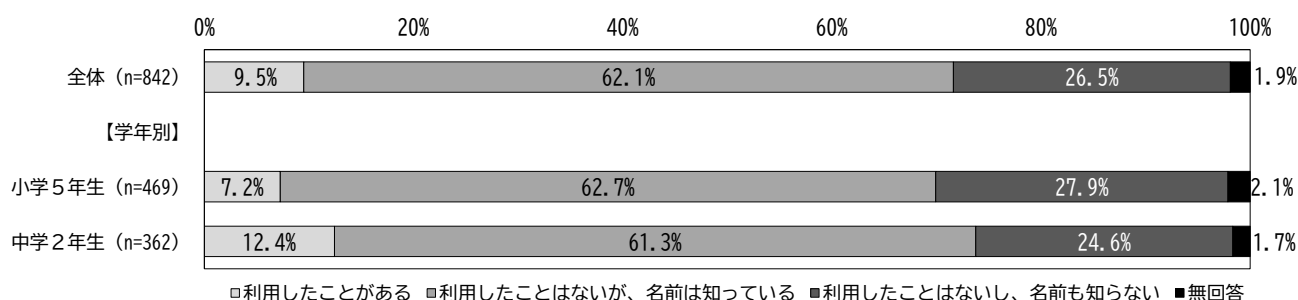
富士見市が行っている取組の認知度について、「利用したことがある」では、『児童扶養手当』が22.8%と最も多く、次いで、『就学援助』が9.5%、『ひとり親家庭等医療費助成』が5.8%となっています。

「利用したことはないが、名前は知っている」では、『生活保護』が92.0%と最も多く、次いで、『ひとり親家庭等医療費助成』が72.2%、『就学援助』が62.1%となっています。

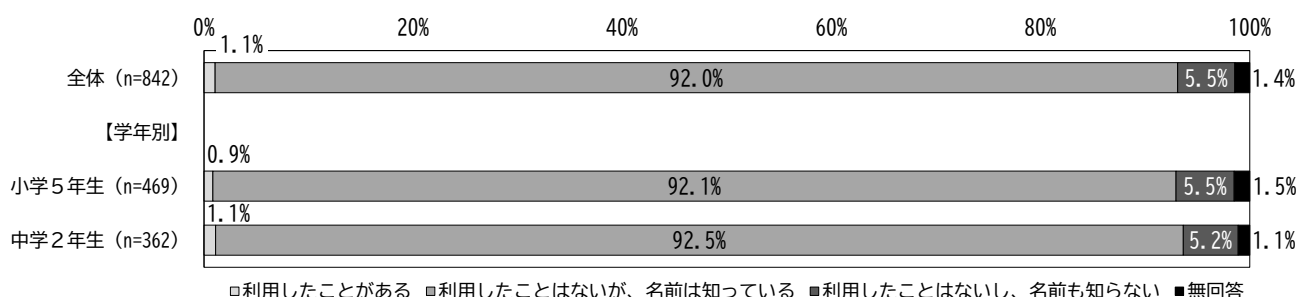
「利用したことはないし、名前も知らない」では、『高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金』が77.4%と最も多く、次いで、『高等職業訓練促進給付金』が71.5%、『自立支援教育訓練給付金』が59.3%となっています。

■市が行っている取組の認知度

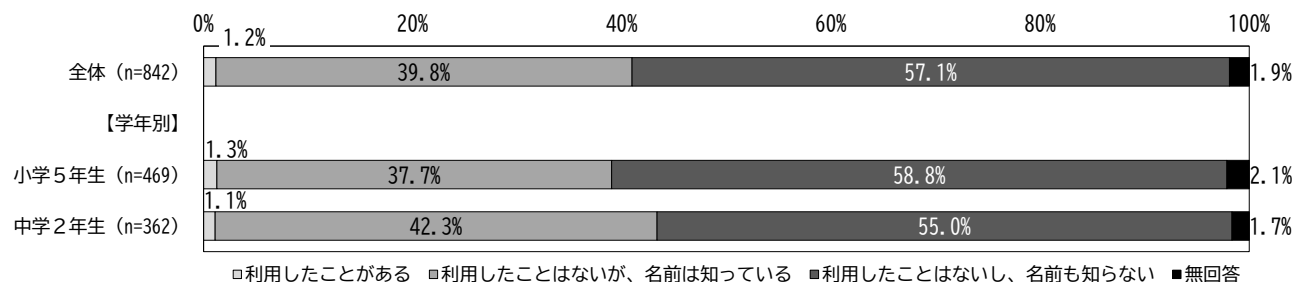
【就学援助】



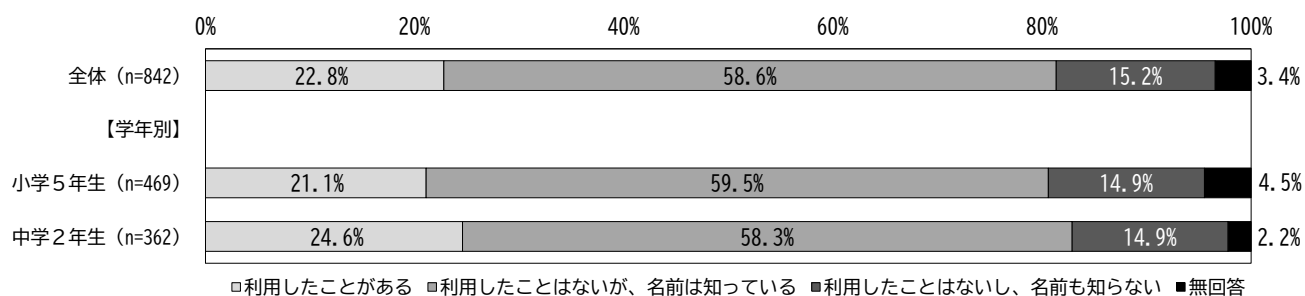
【生活保護】



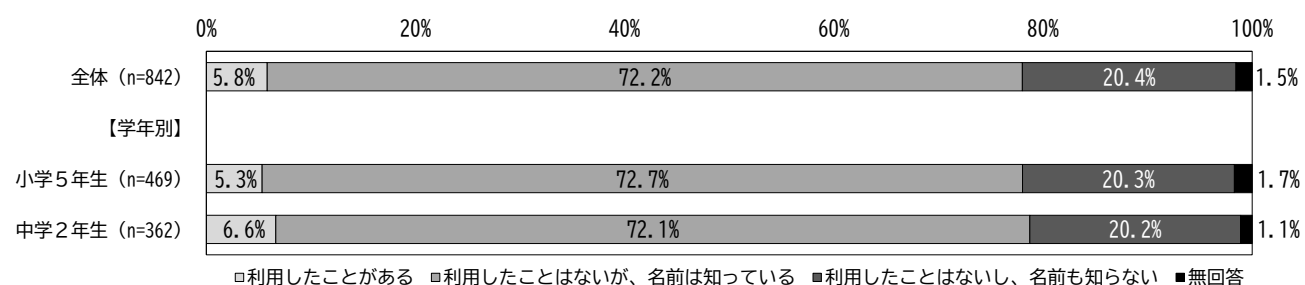
【生活サポートセンター☆ふじみ】



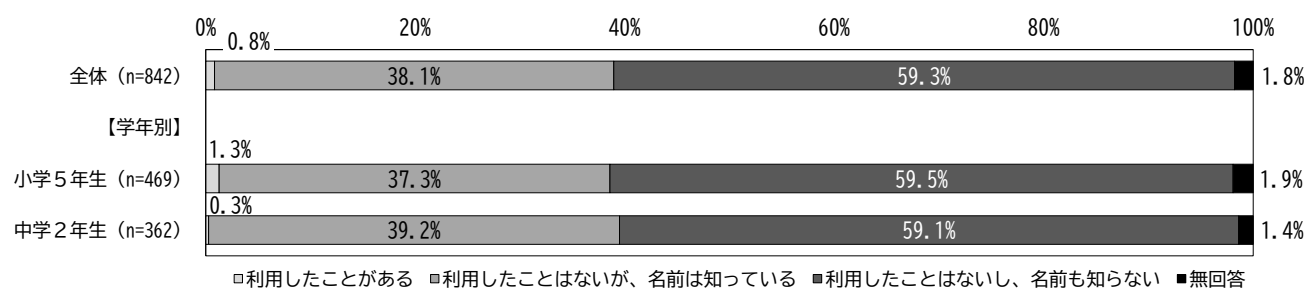
【児童扶養手当】



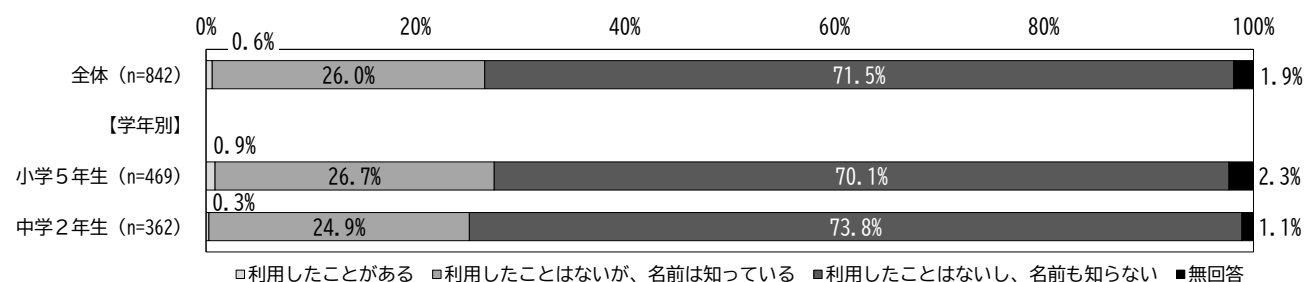
【ひとり親家庭等医療費助成】



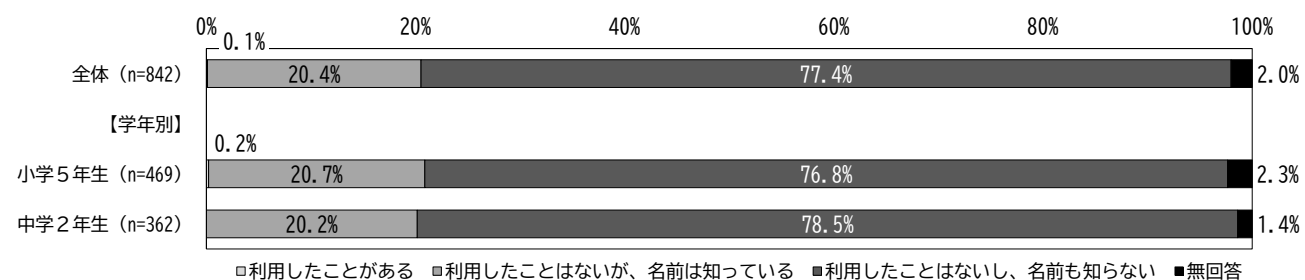
【自立支援教育訓練給付金】



【高等職業訓練促進給付金】



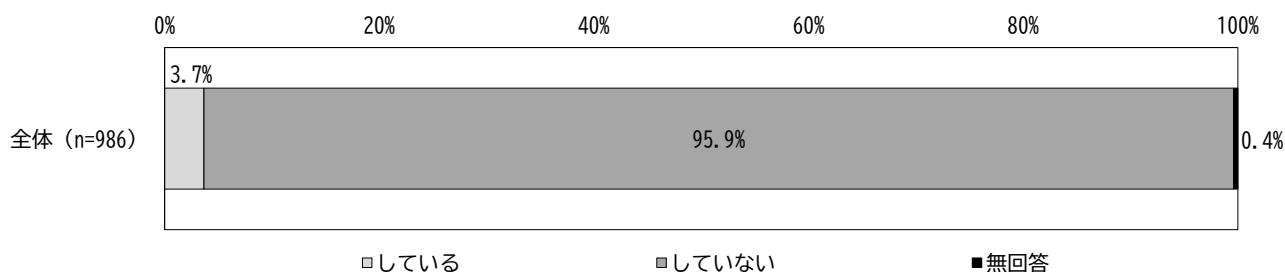
【高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金】



(3) 15歳～29歳の若者

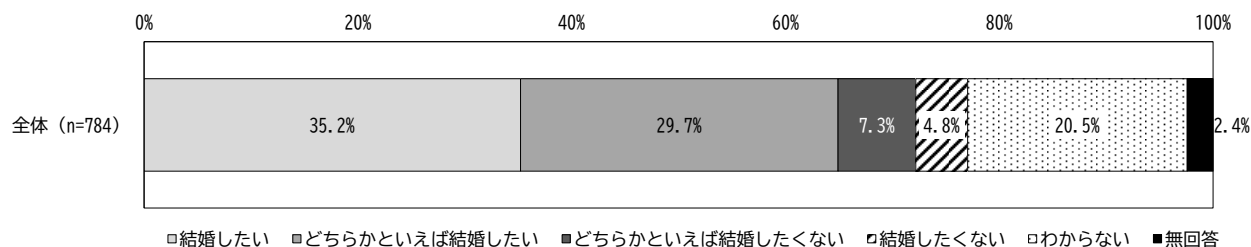
今現在家族のお世話をしているかについては、「している」が3.7%に対し、「していない」が95.9%となっています。

■今現在家族の世話をしているかについて



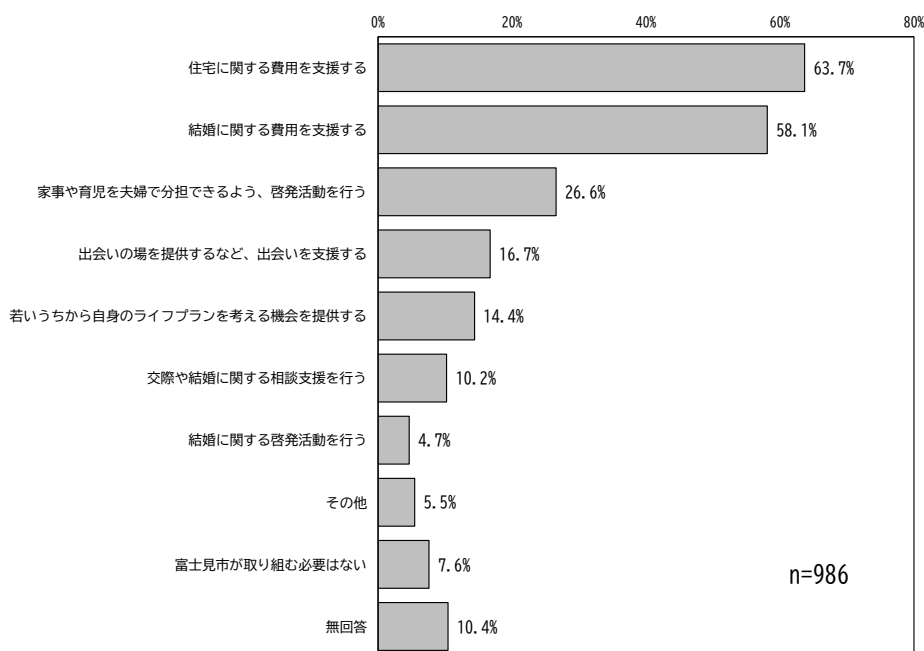
今後、結婚したいと思っているかについては、「結婚したい(35.2%)」、「どちらかといえば結婚したい(29.7%)」を合わせた『結婚したい(計)』が64.9%に対し、「どちらかといえば結婚したくない(7.3%)」、「結婚したくない(4.8%)」を合わせた『結婚したくない(計)』が12.1%となっています。また、「わからない」が20.5%となっています。

■結婚願望について



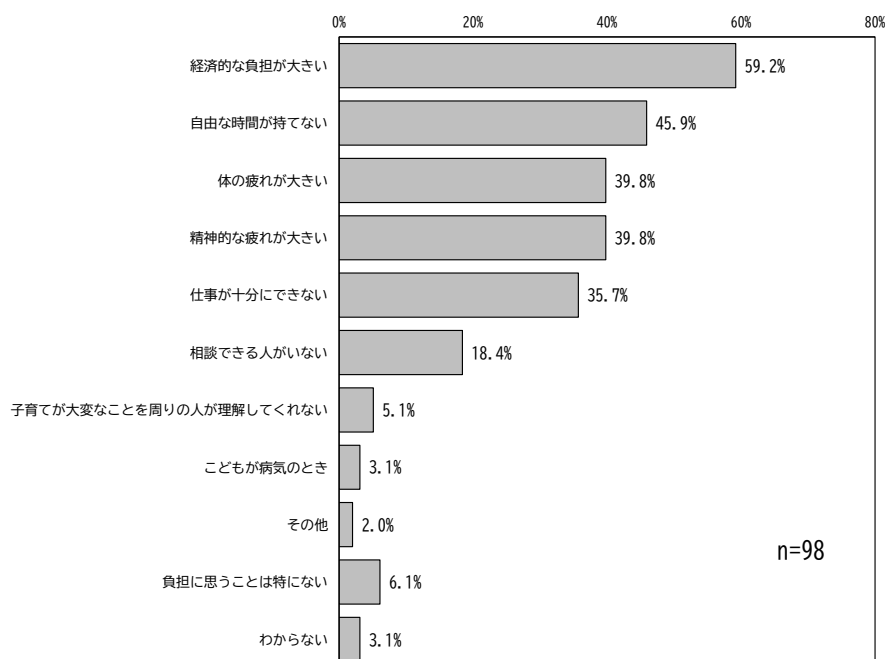
結婚を望む方が結婚できるような環境を整えるために、富士見市（市役所）はどのような取組を行った方がよいと思うかについては、「住宅に関する費用を支援する」が 63.7%と最も多く、次いで、「結婚に関する費用を支援する」が 58.1%、「家事や育児を夫婦で分担できるよう、啓発活動を行う」が 26.6%となっています。

■結婚できる環境づくりのため、市が行うべき取組について



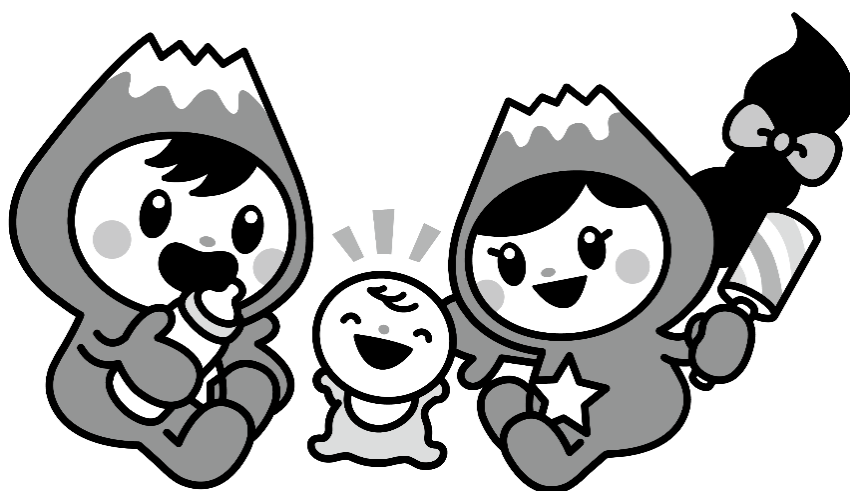
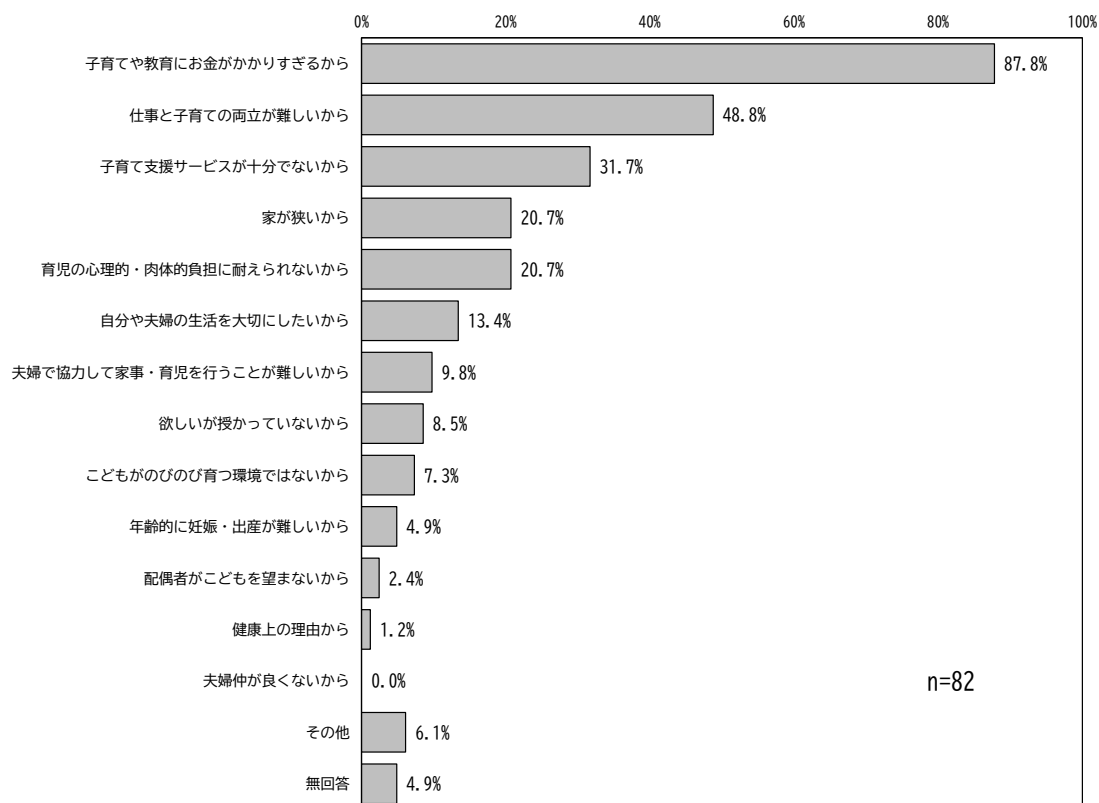
子育てをしていて負担に思うことについては、「経済的な負担が大きい」が 59.2%と最も多く、次いで、「自由な時間が持てない」が 45.9%、「体の疲れが大きい」、「精神的な疲れが大きい」がともに 39.8%となっています。

■子育てをしていて負担に思うことについて



理想のこどもの人数より少ない理由やこどもを持つつもりはない理由については、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」が 87.8%と最も多く、次いで、「仕事と子育ての両立が難しいから」が 48.8%、「子育て支援サービスが十分でないから」が 31.7%となっています。

■理想のこどもの人数より少ない理由やこどもを持つつもりはない理由について



第3節 これまでの取組の評価と今後の課題

1 第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画点検・評価

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、本市では「第一期富士見市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）」を策定しました。その後、令和2年度から「第二期富士見市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

（1）教育・保育事業

教育・保育事業では、「学校教育の提供」、「保育の提供」の2つの事業を推進してきました。

学校教育の提供では、見込み量及び必要量以上に提供体制を確保することができました。引き続き、利用者ニーズを踏まえた提供体制確保に努める必要があります。

保育の提供では、3号（0歳）及び2号（3～5歳）は、必要量・提供体制ともに概ね計画どおりとなりました。しかし、3号（1～2歳）は、必要量が見込み量を大幅に超え提供体制が不足している状況となりました。3号（0歳）及び2号（3～5歳）においては、提供体制は必要量以上を確保できていますが、引き続き、利用者ニーズを踏まえた提供体制確保に努める必要があります。3号（1～2歳）においては、引き続き、保育需要の動向を注視しつつ、必要量に応じた提供体制の確保に努める必要があります。

（2）地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業では、「利用者支援事業」、「延長保育（時間外保育事業）」、「放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」、「子育て短期支援事業」、「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業」、「子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）」、「一時預かり事業」、「病児・病後児保育（病児保育事業）」、「ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）」、「妊婦健康診査事業」、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」、「多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業」の13の事業を推進してきました。

利用者支援事業では、第二期計画どおり行うことができました。引き続き、利用者ニーズを踏まえた提供体制の確保に努めるとともに、国が示す利用者支援事業の施策内容を注視しながら、本市の体制を構築し、支援を行います。

延長保育（時間外保育事業）では、提供体制は計画を下回っていますが、延長保育が必要と認められるすべてのこどもに延長保育を提供することができました。

放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）では、見込み量は伸びましたが、提供体制を確保することで、待機児童は発生しませんでした。

子育て短期支援事業では、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、富士見市緊急ファミリー・サポート事業において、宿泊を伴う支援を行うことができました。

乳児家庭全戸訪問事業では、子育てが始まったばかりの全家庭を母子保健推進員が訪問し、心配なこと等の相談ごとは保健師が継続して支援を行うことができました。

令和5年度から開始した出産子育て応援給付金の案内を母子保健推進員が担うことにより、訪問率を100%近くにすることができ、安心して子育てが始められるよう支援を行うことができました。

養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業では、妊娠届出時の面談、乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通して、産後うつや育児不安等から困難を抱えている家庭を早期に把握し、支援が必要な家庭に対しては、子ども未来応援センターの社会福祉士・保健師をはじめ、子どもを守る地域協議会において、養育状況や支援方法等を共有、検討し、養育に関する相談や助言、ホームヘルパーによる家事支援を行うことで、児童虐待等の予防を図りました。

子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）では、コロナ禍により、利用の減少があったものの、ほぼ計画どおり取り組むことができました。

一時預かり事業では、1号認定・2号認定（幼稚園）ともに利用者が増加傾向にあるものの、安定的に提供できていました。

病児・病後児保育（病児保育事業）では、必要量は計画を下回っているものの、見込み量及び必要量以上に提供体制を確保することができました。

ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）では、コロナ禍により、利用の減少があったものの、ほぼ計画どおり取り組むことができました。

妊婦健康診査事業では、妊娠している方に対し、妊婦健康診査（14回分の助成）を行うことができました。

実費徴収に係る補足給付を行う事業では、新制度幼稚園及び認定こども園に各1園ずつ移行したことに伴い提供個所数は減少したものの、該当者に対しては必要な助成を行うことができました。

多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業では、該当者に対して必要な助成を行うことができました。

地域子ども・子育て支援事業については、すべての支援事業を計画どおり実施することができましたが、今後とも利用者のニーズ等を踏まえた提供体制の確保に努める必要があります。

2 夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～点検・評価

夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～では、「富士見市に住むすべての子どもが、夢に向かってチャレンジできるよう支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ります。」を基本理念として、富士見市に住むすべての子どもが、自己肯定感を育み、各々が希望する夢に向かってチャレンジできるよう、生活や進学、経済的な支援などを行い、貧困の連鎖を断ち切ることを目指し、各事業を実施しました。

（１）市全体で子どもの貧困対策に取り組む体制の構築

市全体で子どもの貧困対策に取り組む体制を構築するにあたり、気づき、支援へつなぐ仕組みづくり、貧困対策を進める組織の設置・運営、持続可能な貧困対策とするための基盤整備を行いました。

気づき、支援へつなぐ仕組みづくりでは、「子ども未来応援センター」を中心に、こどもに関するワンストップの相談体制の強化に取組、生活困難な家庭やこどもの様子に、現場や地域でいち早く気づき、支援につなげるための仕組みづくりと周知、連携を行い、各事業概ね計画どおりに実施することができました。

貧困対策を進める組織の設置・運営では、子ども未来コーディネーターを継続的に配置し、庁内・市全体・各地域それぞれのネットワークを強化することができ、各事業概ね計画どおりに実施することができました。

持続可能な貧困対策とするための基盤整備では、子ども未来応援基金を創設し、基金への理解と協力を得るため、募金箱の設置促進や事業者への協力依頼などを実施しました。

（２）生活困難な家庭への生活支援

生活困難な家庭への生活支援を推進するにあたり、生活のための物質的支援等を行いました。

生活のための物質的支援では、食料品や衣類、学用品等、生活物資を必要とする生活困難な子育て家庭に対して、生活サポートセンター☆ふじみや地域で活動するNPO法人による支援を継続して行い、概ね計画どおりに実施することができました。

(3) 生活困難な家庭の子どもへの支援

生活困難な家庭の子どもへの支援を推進するにあたり、子どもの居場所づくり、食事の提供支援、学習・進学支援を行いました。

子どもの居場所づくりでは、子ども食堂を始め、学習支援など、市内で子どもの居場所づくりを行う団体が安定した活動を継続できるよう運営のサポートや、若者に対して学びの継続や就労への支援を行い、各事業概ね計画どおりに実施することができました。

食事の提供支援では、子ども食堂を行う団体への支援事業として、安定的な活動を支援するために、希望する団体に公共施設の先行予約の支援や、埼玉県子ども食堂ネットワークを通じた支援物資の配布拠点として支援を行う等、概ね計画どおりに実施することができました。

学習・進学支援では、学習支援を行う団体への支援、生活困窮者世帯に対する学習支援事業、家庭学習応援事業を行い、経済的な事情や家庭環境により学習や進学に課題のある子どもたちに対して、基礎学力の定着や家庭学習の習慣化が図れるよう継続して支援を実施することができました。

(4) 生活困難な家庭の保護者への支援

生活困難な家庭の保護者への支援を推進するにあたり、ひとり親家庭に対する支援や保護者の就労支援等を行いました。

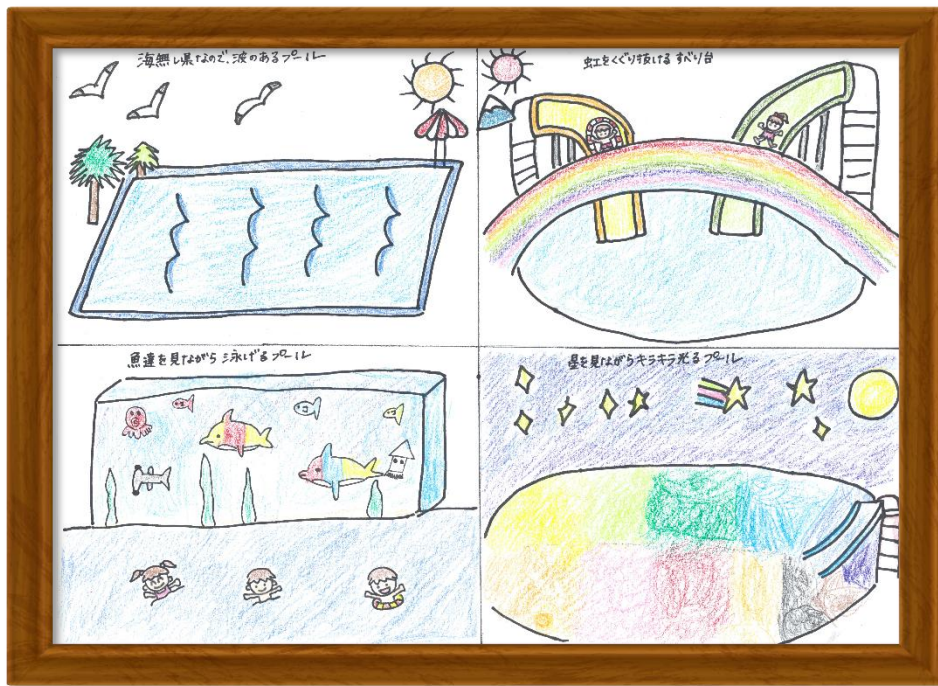
ひとり親家庭に対する支援では、児童扶養手当等の支給による経済的な支援や、養育費確保に向けた情報提供のほか、ひとり親同士の交流機会等を提供し、概ね計画どおりに実施することができました。

保護者の就労支援では、保護者の就労支援として就労に向けた資格取得支援事業を実施し、就職の案内や資格取得のための支援、親が安心して求職や就労ができるよう、保育所や放課後児童クラブ等保育の確保を行うなど概ね計画どおりに実施することができました。

当計画に位置付けられた各種事業について、概ね計画どおりに実施できましたが、引き続き、対象者の方のニーズや状況の把握をし、制度の強化・拡充を検討していく必要があります。



第 3 章 計画の基本的な考え方



ふじみ野小学校 二階堂 秀さん(3年生)

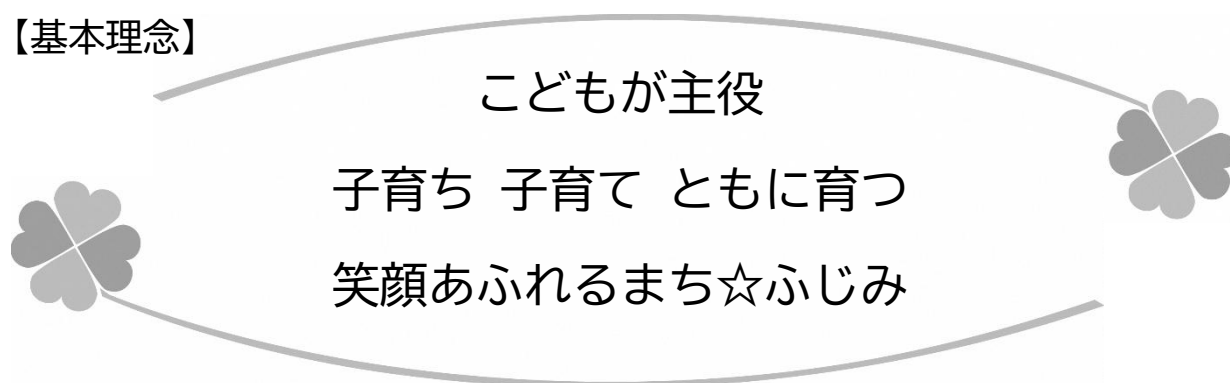


関沢小学校 近藤 いつきさん(4年生)

第1節 基本理念

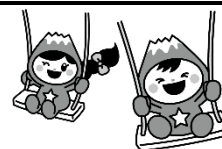
こども基本法において、こどもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こども・若者が意見を表明する機会や多様な社会的活動に参画する機会が確保されること、また、こども・若者の意見が尊重され、こども・若者のために何が最もよいことかを優先して考慮されることを基本理念としていることから、本市においても「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべてのこどもたちが笑顔でのびやかに成長し、また、すべての家庭が安心して子育てできるまちづくりを推進するため、以下のとおり基本理念を定めます。

【基本理念】



第2節 基本目標

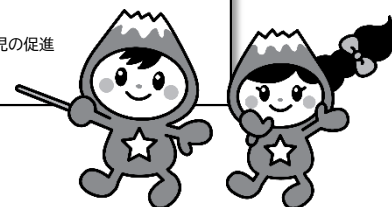
「基本理念」を実現するために、以下の12の「基本目標」を設定しました。

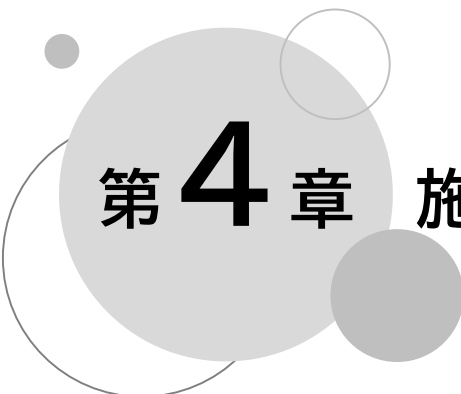


- ◆ 基本目標1 こどもの権利擁護、意見の反映
- ◆ 基本目標2 居場所づくり
- ◆ 基本目標3 親と子の健康・医療の充実
- ◆ 基本目標4 こどもの貧困対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
- ◆ 基本目標5 児童虐待防止・社会的養育の充実
- ◆ 基本目標6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- ◆ 基本目標7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
- ◆ 基本目標8 結婚・出産の希望実現
- ◆ 基本目標9 「子育て」と「子育て」の支援
- ◆ 基本目標10 未来を切り拓くこども・若者の応援
- ◆ 基本目標11 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等
- ◆ 基本目標12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

第3節 施策の体系

【基本理念】	【基本目標】	【施策】
こどもが主役 子育て 子育てとともに育つ 笑顔あふれるまち☆こじみ	1 こどもの権利擁護、 意見の反映	こどもの人権尊重と理解促進 こども等が意見を表明する機会の確保・社会形成への参画支援 こどもまんなか社会への機運醸成
	2 居場所づくり	こどもの居場所づくりの推進
	3 親と子の健康 ・医療の充実	妊娠から子育てまでの切れ目のない支援 医療及び保健に係る経済的支援
	4 こどもの貧困対策の 推進、配慮を要する こどもへの支援	こどもの貧困対策の推進 ひとり親家庭への支援 障がいなどのあるこども・若者への支援 ヤングケアラーへの支援 一人ひとりの状況に応じた支援
	5 児童虐待防止 ・社会的養育の充実	こどもを虐待から守る地域づくり 社会的養育の充実
	こども・若者の自殺 対策、犯罪などから こども・若者を守る取組	こども・若者の自殺対策等の推進 こども・若者の犯罪、犯罪被害等防止支援等
	7 こども・若者、 子育てにやさしい 社会づくりの推進	こども政策DXの推進 子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進
	8 結婚・出産の希望実現	結婚を望む人への支援 出産を望む人への支援
	9 「子育て」と 「子育て」の支援	家庭の子育て力の充実 孤立させない地域の子育て力の充実 幼児教育・保育の充実 学校教育の充実 自立的な子育ての支援 子育て等に係る経済的負担の軽減
	10 未来を切り拓く こども・若者の応援	若者の就労、経済的自立の支援 グローバル社会で活躍する人材の育成
	11 こども・若者の 健やかな成長を支える 体制の整備等	こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等
	ワークライフバランス ・男女の働き方改革の推進	共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進

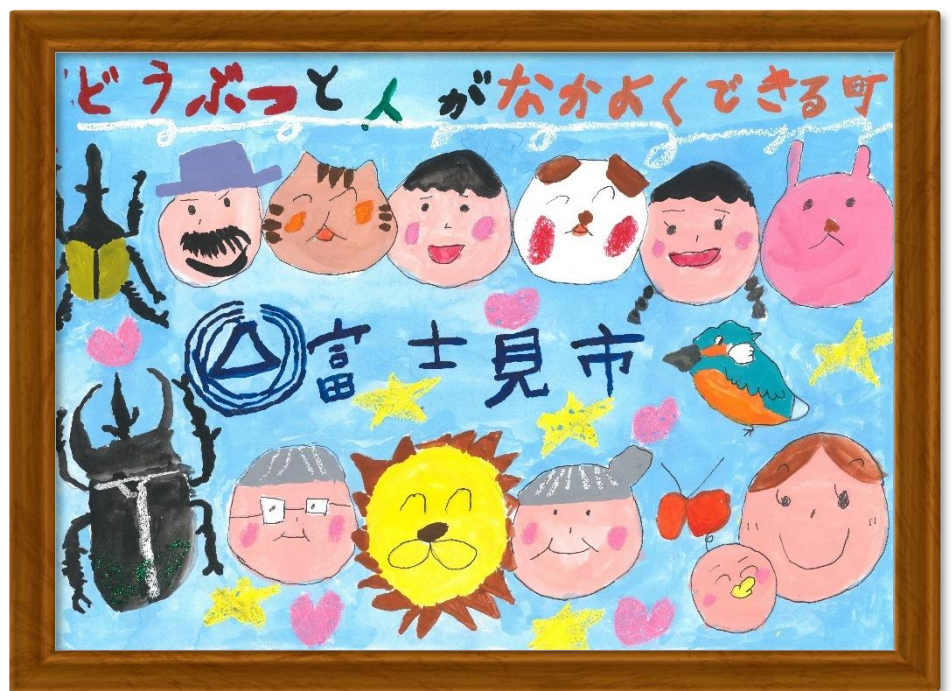




第4章 施策の展開



関沢小学校 木住野 大和さん(2年生)



関沢小学校 伊藤 咲太朗さん(2年生)

基本目標 1 こどもの権利擁護、意見の反映



【現状と課題／施策の方向性】

こどもの権利は、国連の「子どもの権利条約」に基づき、すべてのこどもが尊重されるべき基本的な権利です。我が国では、「こども基本法」が令和5年に施行され、こどもの権利を守るための法的枠組みが整備されました。

現在、こどもの権利擁護やこども自身が意見を表明しやすい環境の整備、こどもの意見を反映するための制度の強化が求められています。そのため、本市においても、こどもの権利擁護に関する取組や、こどもたちが安心して意見を表明できる場を提供し、こどもの声を施策に反映させるための取組を推進していきます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
最近の生活について「満足している」と答えた児童生徒の割合	73.1% (令和6年度)	80.0% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
こども・若者にわかりやすいホームページの累計アクセス数	—	50,000 回 (令和10年度末)

資料：こども計画策定に関するアンケート調査

1 こどもの人権尊重と理解促進

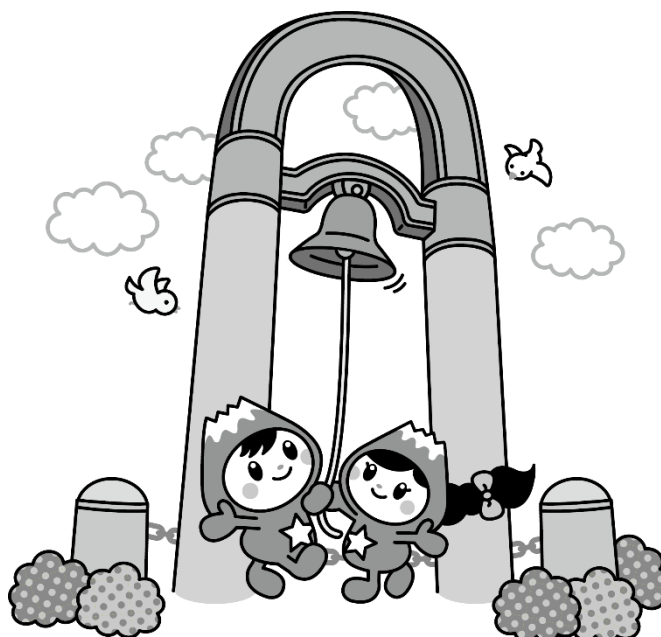
No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 権利の主体であるこども・若者の、自らに係るこども施策やこどもの権利に関して理解促進を図るため、こども・若者にわかりやすいホームページを開設します。	子育て支援課
2	「人権教室」、「人権の花運動」、「中学生人権作文コンテスト」など、人権擁護委員が行うこどもたちを対象とした啓発活動により、人権意識の向上に取り組みます。	人権・市民相談課
3	富士見市いじめ防止条例に基づき、市全体で総力を挙げて、いじめ防止に取り組み、こどもが安心して過ごすことができる環境をつくります。	子育て支援課
4	人権教育の充実として、発達段階に応じた人権感覚を身につけ、自分の人権を守り、他者の人権も守る意識・意欲・態度を育成します。また、様々な人権課題を解決するために、体験的な学習などを取り入れ、人権意識の啓発に努めます。	学校教育課
5	「特別の教科 道徳」の授業を道徳教育の要として、学校の教育活動全体を通して豊かな心を育む教育を展開します。また、道徳教育推進教師・道徳主任合同研修会を実施し、「特別の教科 道徳」の授業の充実を目指します。	学校教育課
6	児童生徒が主体的にいじめのない学校、学級づくりに取り組むことができるよう、いじめのない学校づくり子ども宣言を見直し、いじめのない学校づくり子ども会議の充実に努めます。	学校教育課
7	富士見市いじめ防止基本方針に基づき、教職員研修を充実するとともに、家庭や地域と連携を図り、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。	学校教育課
8	富士見市人権教育推進協議会と連携し、児童生徒から人権問題に係る標語を募集することで、人権意識の高揚を図ります。	生涯学習課

2 こども等が意見を表明する機会の確保・社会形成への参画支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 こども・若者が、こども施策などの市政について自主的に意見を表明できるように、市ホームページ等を活用した、こども・若者の意見の募集について検討します。	子育て支援課
2	新規事業 こども・若者に関する施策や施設の運営について、様々な方法で意見を表明し、積極的に参加できるように、その仕組みづくりを検討します。	子育て支援課
3	中学生の主張大会を主催する富士見市青少年育成市民会議を支援することにより、こどもの意見表明の機会の確保に努めます。	生涯学習課

3 こどもまんなか社会への機運醸成

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 こども家庭庁の「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」宣言をし、こどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指します。	子育て支援課



基本目標 2 居場所づくり



【現状と課題／施策の方向性】

こども家庭庁では、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりを推進しており、令和5年には「こどもの居場所づくりに関する指針」が閣議決定され、すべてのこどもが安全で安心して過ごせる環境を整えるための具体的な方針が示されました。こどもの居場所は、こどもたちが安心して過ごし、心の安定や成長を支えるために重要です。家庭や学校以外の「第3の居場所」は、いじめや家庭問題からの避難所となり、地域の大人との交流を通じて社会性を育む場ともなります。近年においては、核家族化が進んでおり、家庭内での育児や家事の負担が増え、こどもたちが孤立しないようにするための支援がますます重要になっています。そのため、こどもが孤立しないよう、多様な居場所の提供を推進していきます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）について、「居場所が複数ある」と答えた児童生徒の割合	94.7% (令和6年度)	98.0% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
こどもの居場所の設置数	24 か所 (令和5年度末)	27 か所 (令和10年度末)

資料：こども計画策定に関するアンケート調査

1 こどもの居場所づくりの推進

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 生活困窮世帯等のこどもを対象として、学習支援や基本的な生活習慣の習得の支援、仲間との出会い活動などを行うことができる居場所づくりをさらに進めていきます。	福祉政策課
2	拡充事業 こどもや若者の孤独・孤立解消のため、地域で活動しているこどもや若者の居場所づくり運営団体に対し、子ども未来応援基金の手続き等、状況に応じた運営についての助言や調整を行うなど、活動をサポートします。また、子ども食堂等のこどもの居場所開設希望者に対して、引き続き支援を行います。	子ども未来応援センター
3	拡充事業 児童生徒が学習習慣をしっかり身に付け、計画的に家庭学習に取り組めるようにするとともに、生活習慣の改善や仲間づくり、将来展望を持ち自ら考える力の育成につながるよう支援します。また、さらに効果を高めるよう対象者や実施回数などについて検討します。	生涯学習課
4	拡充事業 学校や、地域の拠点である公民館、交流センターが連携し、こどもたちの安全・安心な居場所をつくるため、地域の大人が指導者となって週末や放課後などにスポーツや文化活動などの様々な体験活動などを行う、「地域子ども教室」の運営を支援します。また、放課後におけるこどもの居場所を更に充実させるため、他の取組との連携について検討を進めます。	生涯学習課
5	放課後児童クラブを、保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学生に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場として提供することで、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援します。	保育課
6	18 歳未満のこどもが利用できる児童館を日常的に開放し、豊かな経験やあそびと子育て支援を通じて、こどもたちの健全育成や仲間づくりを進めます。	保育課
7	こども・若者の居場所としての空家の利活用について、相談・支援や、補助金の交付を行います。	建築指導課



基本目標 3 親と子の健康・医療の充実



【現状と課題／施策の方向性】

母親とこどもの健康と福祉を一貫して守るために、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援や医療の充実が必要不可欠です。

切れ目のない支援や医療の充実により、妊娠中の不安、産後の母親の体調管理や育児ストレスを軽減することができます。加えて、地域社会とのつながりを持つことで、孤立感を防ぎ、育児に対するサポートネットワークを構築できます。このように、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援は、母親とこどもの健康を支え福祉の増進を図るために必要です。

そのため、本市では、妊娠から子育てまでの一貫したサポートとして、子ども未来応援センターを中心とした相談体制の充実を進めるとともに、妊娠中の定期健診や出産後の育児支援、乳幼児健診などの切れ目のない支援を推進していきます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
「この地域で今後も子育てをしていきたい」と回答した保護者の割合	97.6% (令和5年度)	99.0% (令和10年度)
アウトプット指標	現状	目標
乳児家庭全戸訪問の実施率	99.0% (令和5年度)	100% (令和10年度)

資料：健やか親子 21 アンケート

1 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 伴走型相談支援の一環として、発育状況の確認や疾病の早期発見、育児相談等をよりきめ細かく行うため、1か月児健診等、出生後から切れ目のない健康診査の実施を推進します。	子ども未来応援センター
2	拡充事業 出産後概ね1年までの母と子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、誰もがより安心して子育てできる環境を整えます。産後ケア事業の委託先の拡充とともに、実施内容について、現行のデイサービス型とアウトリーチ型に加え、宿泊型の検討を進めます。	子ども未来応援センター
3	こども家庭センターとして、すべてのこども・妊産婦・子育て家庭に対し、母子保健と児童福祉の一体的かつ切れ目のない支援を行います。また、関係機関との連携をさらに進め、こどもの総合相談窓口としての機能を強化します。	子ども未来応援センター
4	妊娠中の母体と胎児の健康の確保を図るため、定期的な健診の受診を勧奨します。また、産後健診により産後の身体的回復の支援や精神的支援等を行います。	子ども未来応援センター
5	適切な時期に対象者が予防接種を受けられるよう、予防接種制度の情報提供や接種勧奨、接種体制の整備に努めます。	健康増進センター
6	こどもの養育に困難を抱えている産後間もない時期の家庭に対し、保健師の訪問やヘルパーを派遣し、育児不安の解消や養育技術の提供等の相談・支援を行います。	子ども未来応援センター
7	乳児相談室や母乳相談室にて、助産師等の専門職が、赤ちゃんの発育発達、授乳方法や母乳に関する悩みなどについてアドバイスを行います。	子ども未来応援センター
8	生後2～3か月の頃に全世帯を母子保健推進員が家庭訪問し、地域の子育て支援に関する情報提供や養育環境等を把握するとともに、不安や悩みを保健師につないでいきます。また、希望者には、生後2か月までを対象に保健師による新生児訪問を行い、発育や保護者の不安等に対して助言し、安心して子育てが始められるよう支援します。	子ども未来応援センター
9	妊娠中から産後期までの母子を対象に、不安や悩みを傾聴し、相談できる機会をつくるとともに、子育て経験者による見守りにより、母親にリラックスする時間を提供します。また、母親同士が気軽に集える場所を創出することで、孤立防止を図ります。	子ども未来応援センター
10	乳幼児健診や各種事業、相談を通して、乳幼児の発育・発達、育児環境、保護者の育児不安を確認し、疾病を早期に発見します。また、発育や栄養状態の確認を行った上で、月齢に応じた食生活指導を行います。	子ども未来応援センター

No.	【 主な取組 】	担当課
11	乳幼児健診・二次相談の促進を図るとともに、子どもを守る地域協議会における早期療育部会を充実させ、緊密な連携により、発達に課題のある児童の早期発見を促進します。	子ども未来応援センター
12	みずほ学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域における療育支援が必要な乳幼児の通園療育や保育所等訪問支援のほか、外来療育・巡回相談・施設支援等の地域療育支援を実施し、障がい児支援の充実を図ります。	みずほ学園
13	妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、お子さんの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。	子ども未来応援センター

2 医療及び保健に係る経済的支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 不妊症と診断された場合の治療費について、その一部を補助することを検討します。	子ども未来応援センター
2	こどもを望む方が、不妊・不育の原因を早期に特定し、適切な治療を受ける機会を広げるため、不妊症・不育症に係る検査費用の一部を補助します。	子ども未来応援センター
3	妊婦健診において、母体と胎児の健康を守るため、経済的支援として健診費用の一部を助成します。また、産婦健診では産後の心身の不調を早期発見し、必要な支援を早期に開始するため、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援の一環として費用の一部を助成します。	子ども未来応援センター
4	妊娠中又は産後1年未満の市民を対象に、歯科健診の費用を助成します。	健康増進センター
5	18歳までのこどもの入院・通院に係る医療費の本人負担分を助成することにより、こどもの保健の向上と保護者の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
6	身体の発育が未熟なまま生まれた赤ちゃんが指定された医療機関に入院し、医師が必要と認めた場合、その入院に係る医療費を公費で負担します。	子ども未来応援センター
7	新生児聴覚スクリーニング検査で聴覚の問題を早期に発見し、治療につなげることにより、赤ちゃんの言葉の発達と心の成長に大きな効果が期待できることから、その検査費の一部を助成します。	子ども未来応援センター

基本目標4 こどもの貧困対策の推進、配慮を要するこどもへの支援



【現状と課題／施策の方向性】

こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼします。こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。

また、ヤングケアラー、障がいのあるこども・若者などの、配慮を要するこどもへの支援も重要であり、社会全体での理解とサポートが必要です。

そのため、こどもの貧困を解消するために、教育支援として学習支援などの支援を推進し、生活支援としてこども食堂、フードバンクの拡充、ひとり親家庭への支援などこどもの貧困に対しての支援を推進します。

また、障がいなどのあるこども・若者やヤングケアラーなど、配慮を要するこどもへの一層の支援として、地域社会との連携を強化し、包括的な支援体制の充実を推進します。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
「過去1年間に、お金が足りなくて必要とする食料や衣類を買えなかったり、公共料金を支払えないこと等がまったくなかった」と回答した保護者の割合	76.6% (令和6年度)	80.0% (令和11年度)

資料：こども計画策定に関するアンケート調査

※基本目標4に係るアウトプット指標は、第5章に掲載しています。

1 こどもの貧困対策の推進

こどもの貧困対策の推進に関する事業は、「第5章 こどもの貧困に係る事業推進体系と事業計画」に記載しています。

2 ひとり親家庭への支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 ひとり親家庭や離婚を考えている方等に対して、生活基盤の安定に関する講座や交流の場等を提供します。	子ども未来応援センター
2	離婚を考えている方や、離婚をしていて養育費の取決めをしていない方を対象に養育費相談を行います。また、養育費についての取決めを支援するために、養育費に係る公正証書等の作成費用補助を実施します。	子ども未来応援センター
3	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、親のいない子を養育している方）の生活の安定と、自立の促進に向け、児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
4	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、親のいない子を養育している方）に対し、医療費の本人負担分を助成することにより、生活の安定と自立を支援します。	子育て支援課
5	ひとり親家庭の自立支援施策として、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等を利用した際にかかる利用料金の一部を助成します。	子育て支援課
6	適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母又は父を対象に、受講費用の一部を支給します。	子育て支援課
7	ひとり親家庭の母又は父が、就職に必要な資格取得のため、養成機関において修業する場合に、生活と修業の両立を支援するための給付金を支給します。	子育て支援課
8	高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指すための講座の受講費用の一部を支給します。	子育て支援課

3 障がいなどのあるこども・若者への支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもたちが安心・安全に利用できる公園を実現するため、インクルーシブ遊具等の設置に向けた検討を行います。	都市計画課
2	障がい者基幹相談支援センターで、障がいのある方や、お子さん、ご家族からの日常生活での困りごとや悩みごと、障がい福祉サービスの利用についてなど、様々な相談・支援を行います。	障がい福祉課
3	富士見市手話言語条例に基づき、手話に関する講演会や手話入門講習会などを実施し、手話に対する理解を深め、手話を大人からこどもまで広く普及するとともに、手話を使う市民が安心して日常生活を送ることができる環境を整備します。	障がい福祉課

No.	【 主な取組 】	担当課
4	みずほ学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域における療育支援が必要な乳幼児の通園療育や保育所等訪問支援のほか、外来療育・巡回相談・施設支援等の地域療育支援を実施し、障がい児支援の充実を図ります。(再掲)	みずほ学園
5	特別支援教育プロジェクトチームの活用、市教育相談室の特別支援教育相談の充実、スクールカウンセラー（臨床心理士）との連携、巡回教育相談の活用など、相談体制を充実します。	学校教育課 教育相談室
6	レスパイト事業を継続することで、医療的ケア児を介護する家族等を支援します。	障がい福祉課
7	障がいのある方の経済的、精神的負担の軽減等のため、各種手当を支給します。	障がい福祉課
8	障がいがある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関等を受診した場合の医療費（保険診療の一部負担金）を助成します。	障がい福祉課
9	教育相談室や特別支援教育推進プロジェクトチームなどとの連携により、各学校内における特別支援教育体制の充実に努めます。	教育相談室
10	富士見特別支援学校では、小・中・高等部 12 年間の一貫した教育を基本に、児童生徒一人ひとりの自立・社会参加を目指し、指導・支援を充実します。また、地域における特別支援教育のセンター的機能を発揮できるよう専門的な知識・技能の向上に努めます。	教育相談室
11	障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設となるよう、学校施設・設備の改修工事や修繕を行います。	教育政策課
12	障がい児に関する研修（外部研修）や子どもを守る地域協議会への参加を通じて、放課後児童クラブの支援員の養成・確保を図るとともに、資質の向上に努めます。また、各施設において、スロープ、障がい者トイレなどの適正な維持管理に努めます。	保育課
13	校内就学支援委員会を活性化させ、就学相談・進路指導を充実します。また、社会的自立に向けた支援の充実を図るため、各校の就学支援委員会専門委員や進路指導主事、市教育相談室を中心として相談体制の充実に努めます。	学校教育課 教育相談室
14	相談支援部会・障がい者就労支援センターを軸に、ハローワーク、障がい者就労支援事業者、（支援級の）学校関係機関との連携を図りニーズや課題の検証を行い、就労相談や支援を実施します。また、特別支援学校の卒業生の進路について、連絡会議において、受け入れ体制を確認しながら支援を行います。	障がい福祉課
15	富士見特別支援学校高等部生徒の産業現場実習のほか、生徒の特性に応じた実習の受入れ先の拡充を図り、卒業後の自立に向けた取組を進めます。また、発達段階や児童の特性に応じて、小学部・中学部との指導を継続します。	学校教育課
16	ハローワーク及び近隣自治体などとの共催による「入間東部障害者就職面接会」への参加促進など、障がい者の雇用・就労支援を充実します。	産業経済課 障がい福祉課

4 ヤングケアラーへの支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 複雑化・複合化したヤングケアラーに係る課題に適切に対応するため、部局を越えた横断的なネットワークを構築します。	子ども未来応援センター

5 一人ひとりの状況に応じた支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 児童生徒が学習習慣をしっかりと身に付け、計画的に家庭学習に取り組めるようにするとともに、生活習慣の改善や仲間づくり、将来展望を持ち自ら考える力の育成につながるよう支援します。また、さらに効果を高めるよう対象者や実施回数などについて検討します。(再掲)	生涯学習課
2	市民の複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、行政及び民間の支援機関並びに地域住民との連携・協働による包括的な支援体制を継続します。	福祉政策課
3	教育相談室と学校が連携し、児童生徒の出席状況の把握や学校アンケートの活用により、不登校など支援が必要な児童生徒の早期把握・早期支援を行います。	教育相談室
4	生徒指導主任等研修会や生徒指導訪問などを通して、問題行動のある児童生徒やいじめの認知、不登校児童生徒などの情報収集を確実にを行い、教育相談室など関係機関と連携して対応します。	学校教育課
5	ふれあい相談員や市独自のスクールソーシャルワーカーを配置し、学校や関係機関との連携により、不登校児童生徒の生活環境を整え、社会的自立を支援します。	教育相談室
6	教育支援センター「あすなろ」や「出張あすなろ」において、保護者や在籍校と連携し、不登校児童生徒の心身の安定を図りながら、個別学習や様々な体験活動、小集団活動、ICTを活用した支援により、社会生活への意欲を高め、自立を支援します。	教育相談室
7	大学と連携し、専門的知見を活かして、情緒や発達について支援を必要とする児童生徒を対象に、検査の実施や小学校へのスチューデントサポーターの派遣などを行います。	教育相談室
8	不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高卒認定取得などをを目指す学び直し相談を実施します。	子ども未来応援センター
9	外国籍市民の方が安心して暮らせるよう日常生活に関する相談を受け付けるとともに、外国籍市民との交流を通じて多様な文化について理解し、ともに豊かに暮らすことができる多文化共生の地域づくりを目指して国際交流フォーラムを開催します。	人権・市民相談課 文化・スポーツ振興課 生涯学習課

基本目標 5 児童虐待防止・社会的養育の充実



【現状と課題／施策の方向性】

我が国では、児童虐待の報告件数が年々増加しており、令和4年度には約20万件に達しています。また、全国的には予期しない妊娠や不適切な養育環境に対して適切な支援を届けることができなかったために、出産後に適切な対応がされなかった事例や、児童虐待が深刻な問題に発展する事例も依然として見受けられます。児童虐待防止には早期発見と迅速な対応が求められており、児童相談所やこども家庭センターが中心となり、リスクが高いケースに対して早い段階から対応していくことが必要です。また、虐待を受けたこどもたちの保護と支援も重要です。

このような状況の中、本市においても児童虐待防止と社会的養育の充実に向けて、児童虐待の早期発見と迅速な対応に取り組むとともに、社会的養育の充実に努めます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
困難な状況に「あてはまらない」と回答した児童生徒の割合	89.5% (令和6年度)	90.0% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
合同ケース検討会議の実施回数（母子保健・児童福祉合同）	12回 (令和5年度)	18回 (令和10年度)

資料：こども計画策定に関するアンケート調査

1 こどもを虐待から守る地域づくり

No.	【 主な取組 】	担当課
1	子ども未来応援センター（こども家庭センター）に、児童虐待に関する相談窓口を設置するとともに、児童相談所、警察等他機関との連携を図り、早期発見と迅速な対応に努めます。	子ども未来応援センター
2	子ども未来応援センター（こども家庭センター）に、母子保健機能と児童福祉機能の統括を行うセンター長及び統括支援員を配置することで連携体制を強化し、妊娠期から一体的な支援を実施することで、児童虐待等の予防を図ります。	子ども未来応援センター
3	要保護児童等を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うことを目的とした子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を通して、関係機関同士の情報交換や適切な役割分担による連携強化を図ります。	子ども未来応援センター
4	乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通して、産後うつや育児不安等から困難を抱えている家庭を早期に把握しています。さらに支援が必要な家庭に対し、保健師やホームヘルパー等が訪問し、養育に関する相談や助言、家事等の支援を行うことで、児童虐待等の予防を図ります。	子ども未来応援センター

2 社会的養育の充実

No.	【 主な取組 】	担当課
1	埼玉県が委託をした里親家庭に対して、児童相談所等と連携し、定期的な家庭訪問等を通して切れ目のない支援を行います。	子ども未来応援センター
2	広く里親についての理解を深め、社会的養育が必要なこどもたちを迎えることができる里親登録者を増やすため、パネル展やポスター・チラシ等を活用し、里親制度の普及啓発を行います。	子ども未来応援センター
3	家庭での養育が困難なことを理由に児童養護施設等に入所した児童が、家庭復帰や年齢到達等により、施設を退所した際に就学や進学、就労、その他生活全般において自立した生活を営めるように、児童相談所や児童家庭支援センター等と連携し総合的な支援を行います。	子ども未来応援センター

基本目標 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組



【現状と課題／施策の方向性】

こども・若者の自殺対策と犯罪や事故等からの保護は、現代社会において喫緊の課題です。近年、自殺者数は増加傾向にあり、児童・生徒の令和4年の自殺者は、統計を取り始めた昭和53年以降最多となっており、令和5年においてもほぼ同水準で推移しています。

また、こどもや若者が関与する犯罪件数も増加傾向にあるほか、こどもの生命・安全を脅かす交通事故も後を絶ちません。

そうした中で、犯罪等からこども・若者を守るためには、こどもたち自身が危険を察知し、適切に対処できるような教育が必要です。

こども・若者が安心して生活できるよう、相談窓口の充実や、警察や福祉機関との連携を強化し、早期発見と支援体制を整備するなどの、こども・若者の自殺対策と犯罪や犯罪被害防止並びに交通安全対策に向けた包括的な取組を推進します。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
児童生徒に係る市内交通事故の件数	8件 (令和5年度)	0件 (令和10年度)
アウトプット指標	現状	目標
交通安全教室の開催回数	13回 (令和5年度)	15回 (令和10年度)

1 こども・若者の自殺対策等の推進

No.	【 主な取組 】	担当課
1	「特別の教科 道徳」や総合的な学習の時間、家庭科、保健の授業との関連を考慮しながら、いのちの授業を拡充し、自尊感情を育む教育を推進します。	学校教育課
2	道徳の時間、いのちの授業、特別活動、総合的な学習の時間等において、体験活動や地域の高齢者等との世代間交流等を通し、いのちの大切さへの理解につながる教育を推進します。	学校教育課
3	児童生徒のストレスを和らげることのできる人材の配置、不登校やその傾向のある児童生徒や保護者に対する教育相談を行います。また、教育支援センター「あすなろ」や電話相談事業等の周知を行い、こころのケアを図ります。	教育相談室
4	学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいのか、具体的かつ実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	学校教育課 教育相談室
5	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントなどを防止するため、市広報やホームページ等を活用した啓発活動や情報提供を行います。	人権・市民相談課
6	市内事業主に対して「改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）」などの法律や労働相談窓口の周知、啓発を行います。	産業経済課
7	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成します。	健康増進センター
8	こころの病や人間関係など、複合的な悩みを抱える人について、精神保健福祉士等の専門職が相談等に応じ、必要な支援を行います。	障がい福祉課

2 こども・若者の犯罪、犯罪被害等防止支援等

No.	【 主な取組 】	担当課
1	情報社会への適応及び1人1台端末を適切に活用できるよう、児童生徒への情報モラル教育を推進します。	学校教育課
2	警察などの関係機関と連携し、薬物乱用防止教室の実施や喫煙・飲酒などの影響に関する指導に取り組みます。	学校教育課
3	自己の安全と命を守るために主体的に判断し行動できる児童生徒の育成を目指し、安全教育と防災教育を推進します。	学校教育課
4	地域や関係機関との連携により、交通安全教室や避難訓練など、安全・防災に関する取組を推進します。	学校教育課
5	スクールガードや学校応援団など、地域との協働による見守りの強化により、児童生徒の防犯及び交通安全を推進します。	学校教育課
6	学校、教育委員会、関係機関が連携し、通学路の合同安全点検や安全対策に取り組みます。	学校教育課
7	緊急時や災害発生時において各種情報をホームページで公開するとともに、大規模な停電や電話回線（通話）の混雑などにより、保護者の方と連絡がとれなくなる状況に備えメール配信サービスを行います。	保育課
8	「富士見市犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を図るため、犯罪被害者支援総合的対応窓口を設置するとともに、関係機関と連携し、適切な支援を行います。	協働推進課



基本目標 7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進



【現状と課題／施策の方向性】

地域社会全体の幸福と持続可能な発展には、こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進は必要不可欠です。

そのためには、各種支援サービスが効率的かつ確実に提供できるよう、デジタル技術を活用したこども政策に係るDXの推進が求められています。また、公園や安全な通学路の整備、交通事故防止策や住民が協力して見守り活動を行うなどの地域の防犯対策も重要です。

こども・若者、子育てにやさしい社会づくりを目指し、こども政策DXや安心・安全なまちづくりを推進していきます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
「悩みや負担がない」と回答した人の割合	28.3% (令和6年度)	35.0% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
「防窮アプリを活用した社会保障について学ぶ教育プログラム」を受講した生徒の数	—	60人 (令和10年度)

資料：こども計画策定に関するアンケート調査

1 こども政策DXの推進

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 生活困窮の予防と深刻化防止を図るため、困窮時にどのような支援が受けられるか、市民自身がシミュレーション等を行うことができるアプリの導入に向け、検討を進めます。	福祉政策課
2	新規事業 保育現場の環境改善を図るICTやIoT、民間のサービスなどを活用し、保護者と保育者双方の負担軽減を図っていきます。	保育課
3	妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、お子さんの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。(再掲)	子ども未来応援センター

2 子育てしやすい安全・安心なまちづくりの推進

No.	【 主な取組 】	担当課
1	こども・子育て支援機能の強化等を図るため、別に定める整備計画に基づき、公共施設や子育て関連施設等の施設整備や環境改善に努めます。	保育課 子ども未来応援センター みずほ学園
2	通学路や交差点等の適切な維持管理に努め、安全な生活道路の整備を推進します。	道路治水課
3	学校、教育委員会、関係機関が連携し、通学路の合同安全点検や安全対策に取り組めます。(再掲)	学校教育課
4	スクールガードや学校応援団など、地域との協働による見守りの強化により、児童生徒の防犯及び交通安全を推進します。(再掲)	学校教育課
5	誰もが安全で安心して公園を利用できるよう、施設・遊具の安全点検実施の充実を図り、適正に維持管理を行います。	都市計画課
6	住宅に困窮する低所得者に対して設置している市営住宅について、補欠入居者募集を行います。	建築指導課

基本目標 8 結婚・出産の希望実現



【現状と課題／施策の方向性】

近年、我が国の出生率は低下傾向にあり、少子化が深刻な問題となっています。この背景には、未婚化や晩婚化が進行していることが挙げられます。特に若い世代において、結婚や出産に対する希望が減少していることが指摘されています。未婚化や晩婚化の課題としては、「出会いの機会が少ないこと」や「経済的な不安定さ」などが挙げられます。若者の雇用環境が不安定であるため、結婚や出産に踏み切れないことや男性の育児参加が進んでおらず、女性に育児の負担が集中していることなども挙げられます。

そのため、本市では結婚・出産の希望実現に向けて、出会いの場の創出や、育児支援の充実を推進していきます。

【計画の進捗を図る指標】

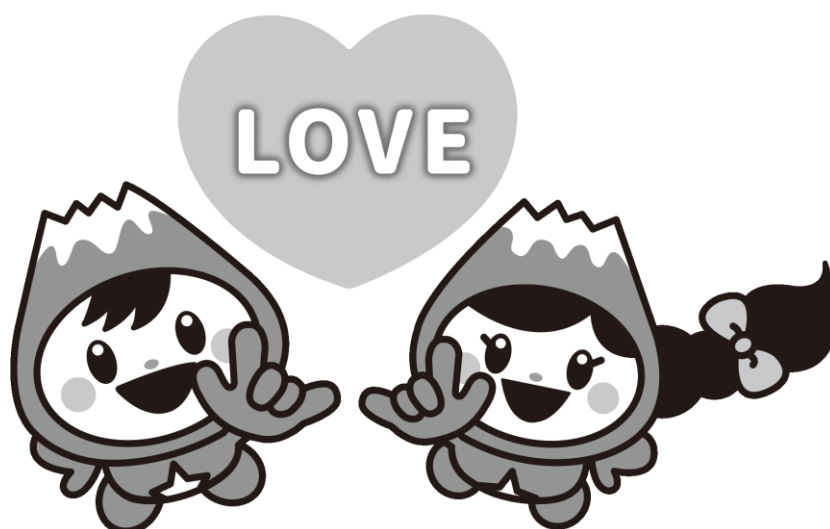
アウトカム指標	現状	目標
結婚支援（恋たま）により成婚した人の人数	14 人 （令和 5 年度末）	40 人 （令和 10 年度末）
アウトプット指標	現状	目標
恋たまの登録者数	272 人 （令和 5 年度末）	350 人 （令和 10 年度末）

1 結婚を望む人への支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 定住の促進を図るため、住宅購入に係る経費についての補助を検討します。	子育て支援課
2	県、市町村、民間企業等が一体となり結婚支援センターを運営し、結婚を希望される方の出会いから交際、結婚までを相談員と結婚支援システムによりサポートします。	子育て支援課
3	婚活を始めたい人や婚活に悩んでいる人を対象として、婚活の仕方などに関する講座を開催します。また、結婚を考えている方などを対象として、結婚や子育てに係る費用などに関する講座を開催します。	子育て支援課

2 出産を望む人への支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 不妊症と診断された場合の治療費について、その一部を補助することを検討します。(再掲)	子ども未来応援センター
2	こどもを望む方が、不妊・不育の原因を早期に特定し、適切な治療を受ける機会を広げるため、不妊症・不育症に係る検査費用の一部を補助します。(再掲)	子ども未来応援センター



基本目標 9 「子育て」と「子育て」の支援



【現状と課題／施策の方向性】

核家族化や地域コミュニティの衰退により、家庭や地域で子育ての経験を共有することが難しくなり、育児家庭の孤立が問題となっています。この問題を解決するためには、家庭及び地域の子育て力の充実を図ることが重要です。

また、現状、幼児教育・保育の分野において待機児童は減少しているものの、依然として一定数の待機児童が存在し、保育所等の整備が求められています。学校教育においては、児童生徒の学習意欲の低下などが課題となっており、学習環境の整備が必要です。

加えて、子育てに係る経済的負担の軽減も大きな課題です。経済的な支援が充実することで、子育てに専念できる環境を整え、すべてのこどもが健全に成長するための基盤を作ることが重要です。

そのため、本市では、家庭及び地域の子育て力の充実を図り、幼児教育・保育の環境整備と学校教育の質の向上を図り、さらに経済的支援を強化することで、すべての家庭が安心して「子育て」、「子育て」できる環境を整えていきます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
学校の授業が「いつもわかる」、「だいたいわかる」と回答した児童生徒の割合	63.0% (令和6年度)	80.0% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
教員指導力向上研修会の開催回数	1回 (令和5年度)	1回 (令和10年度)

資料：こども計画策定に関するアンケート調査

1 家庭の子育て力の充実

No.	【 主な取組 】	担当課
1	初めての出産を迎える妊婦とパートナーの方を対象に、赤ちゃんを迎える準備を進めるため、妊娠・出産・育児に関する情報提供や妊婦体験等を行います。	子ども未来応援センター
2	乳児相談室や母乳相談室にて、助産師等の専門職が、赤ちゃんの発育発達、授乳方法や母乳に関する悩みなどについてアドバイスを行います。(再掲)	子ども未来応援センター
3	子育てに関する学習や体験などを通し、親の学びや親育ちの応援をすることを目的に、親向けの学習講座等を開催します。	公民館
4	乳児を持つ保護者を対象に、離乳食の始め方や調理方法や保存の方法、手づかみ食べ、間食などについて学ぶ教室を開催します。	子ども未来応援センター
5	市内在住の乳幼児の保護者を対象に離乳後期（9か月）以降から幼児食のポイントを展示によりお伝えします。	子ども未来応援センター

2 孤立させない地域の子育て力の充実

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 様々な困難を抱える家庭について、同じような境遇の中、子育てをしてきた経験を持つ方に、体験談をお話いただくとともに、対処方法などについてアドバイスをもらう機会を設けます。	子ども未来応援センター
2	拡充事業 生活困窮世帯等のこどもを対象として、学習支援や基本的な生活習慣の習得の支援、仲間との出会い活動などを行うことができる居場所づくりをさらに進めていきます。(再掲)	福祉政策課
3	拡充事業 ひとり親家庭や離婚を考えている方等に対して、生活基盤の安定に関する講座や交流の場等を提供します。(再掲)	子ども未来応援センター
4	こども家庭センターとして、すべてのこども・妊産婦・子育て家庭に対し、母子保健と児童福祉の一体的かつ切れ目のない支援を行います。また、関係機関との連携をさらに進め、こどもの総合相談窓口としての機能を強化します。(再掲)	子ども未来応援センター
5	子育ての孤立感を解消するため、子育てサロンなどにおける仲間づくりや、子育て・子育てに関する学びの機会を提供します。	公民館
6	妊娠中から産後期までの母子を対象に、不安や悩みを傾聴し、相談できる機会をつくるとともに、子育て経験者による見守りにより、母親にリラックスする時間を提供します。また、母親同士が気軽に集える場所を創出することで、孤立防止を図ります。(再掲)	子ども未来応援センター

No.	【 主な取組 】	担当課
7	みずほ学園は、児童福祉法に基づく児童発達支援センターとして、地域における療育支援が必要な乳幼児の通園療育や保育所等訪問支援のほか、外来療育・巡回相談・施設支援等の地域療育支援を実施し、障がい児支援の充実を図ります。(再掲)	みずほ学園
8	放課後児童クラブを、保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学生に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場として提供することで、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援します。(再掲)	保育課
9	保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ等への送り迎えや、保護者の病気や急な用事等の際のこどもの預かりを、地域で子育てを助け合うファミリー・サポート・センター事業で行います。	子ども未来応援センター
10	様々な支援情報の収集や関係機関・団体等との連携を強化し、市民からの相談に応じて支援を行う「子ども未来相談員」と、各種支援機関等への同行支援等を行う「子ども未来支援員」を引き続き配置し、さらなる支援に努めます。	子ども未来応援センター
11	保育所等、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など、日々子どもや保護者と接する機会が多い関係機関及び各種行政手続き・相談時において、日頃の業務の中で生活困難に気づけるよう作成した「気づき・つなぐマニュアル」の周知を積極的に行い、意識啓発を図ります。	子ども未来応援センター
12	子育て経験を持ち、地域に精通した、子育て支援に関心のある人を母子保健推進員として委嘱し、乳児家庭全戸訪問等のための研修や相談を行います。	子ども未来応援センター
13	子育て中の親子が情報交換や交流を行う居場所として、子育て支援センター「ぴっぴ」を運営します。また、育児相談も行います。	子ども未来応援センター
14	こども食堂の食材や、生活困難な家庭に必要な支援を届けるための物資の受け入れを行います。また、物資保管場所の確保に努めます。	子ども未来応援センター

3 幼児教育・保育の充実

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 国が検討を進めているこども誰でも通園制度について、国の動向を注視し、市としても必要な対応を進めていきます。	保育課
2	拡充事業 待機児童ゼロを達成するため、幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育施設の整備、既存施設の定員拡大などを進めます。	保育課
3	拡充事業 幼児期からの質の高い教育の更なる推進を図るため、特色のある幼児教育等に係る補助金制度の見直しを検討します。	保育課

No.	【 主な取組 】	担当課
4	乳幼児の保育が安全にできるよう、公立保育所の環境の充実と質の向上を図るとともに、民間保育所等の運営改善等の費用に補助金を交付し、民間保育所等の安定的な運営と質の高い保育を推進していきます。	保育課
5	保護者の傷病や災害などの緊急的な場合、こどもが病気であるため集団保育が困難な場合、就労状況により通常の保育時間を超える保育が必要な場合などの様々な保育ニーズに対応するため、一時預かり、病児・病後児保育、延長保育等の事業を実施します。	保育課
6	保育所における障がい児の受入れについて、研修を実施し、職員の資質向上を図るとともに、関係機関との連携により、体制の充実に努めます。	保育課
7	保育所交流会に、みずほ学園園児が参加し、育ち合うことで、こどもの障がいへの理解を促進します。また、保育所・幼稚園などにみずほ学園の保育所等訪問支援及び地域療育支援事業を周知し、療育についての連携を強化します。	みずほ学園
8	保育施設などに対し、読み聞かせ用ブックリストの配布、団体貸出しや配本サービス、出張によるおはなし会を実施します。また、図書館と、保育施設、子育て支援センター、児童館などが連携し、本に触れる機会の充実に努めます。	生涯学習課

4 学校教育の充実

No.	【 主な取組 】	担当課
1	児童生徒が自ら学び、自ら問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、少人数指導や習熟度別学習の充実、学習支援員、補習授業協力者や実技指導協力員などの有効活用により、一人ひとりの学力の定着を図ります。	学校教育課
2	I C Tを活用し、児童生徒が主体的に情報の収集・活用・発信ができるよう、系統的な情報教育を推進するとともに、市内の実践事例を収集した「富士見スタンダード」の作成や教員研修の充実により指導力の向上を図り、1人1台端末の効果的な活用を目指します。	学校教育課
3	生涯にわたり主体的に運動に親しむ態度を養うため、運動好きな児童生徒を育てる体育授業を推進します。	学校教育課
4	体育における基礎基本の定着と運動技能の向上を目指し、教師用手引き「富士見スタンダード」（よい体育授業を目指して）や「パワーアップチャレンジ」の活用、大学などとの連携による科学的な見地からの研究により、体育授業の充実を図ります。	学校教育課
5	家庭科の授業や学級活動などにおいて、栄養教諭・学校栄養職員との連携による食に関する指導を推進するとともに、S D G sの観点から学校給食などにおけるフードロスについて考える学習を推進します。	学校教育課
6	学校において、児童生徒が仲間を思いやり、支えあう活動を通して、相互の人間関係を豊かにする意欲と技能を育みます。	教育相談室

No.	【 主な取組 】	担当課
7	安全・安心な食材を調達し、栄養バランスのとれたおいしい給食を提供します。	学校給食センター
8	教員指導力向上研修会や埼玉県教育委員会や市教育委員会による学校指導訪問などを計画的に実施することにより、教員の授業力向上を図ります。	学校教育課
9	小・中・特別支援学校に若手教員育成指導員を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。	学校教育課
10	小・中・特別支援学校間の合同研修会や連絡会などの計画的な実施を通して、異校種間における教職員の交流や相互理解を深め、学校間の連携を密にし、9年間を見通した教育活動を展開します。	学校教育課
11	小中一貫教育についての研究を継続して進め、乗り入れ授業の充実、カリキュラムの作成に取り組みます。	学校教育課

5 自立的な子育ての支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 社会への興味・関心を高め、職業や勤労に対する理解を深めるため、小学生を対象とした職業体験事業を検討します。	子育て支援課 学校教育課
2	新規事業 こどもの金融リテラシーの向上を図るため、金融経済教育の実施を検討します。	子育て支援課 学校教育課
3	新規事業 びん沼自然公園をフィールドとして開催している自然学習会等を通じ、自然がもたらす恵みの大切さや生態系の多様性について触れ、自然環境について考える機会を提供します。	都市計画課 環境課
4	新規事業 お年寄りを敬い、思いやる心を育むよう、高齢者と交流する機会づくりに取り組みます。	保育課 高齢者福祉課 子育て支援課
5	18歳未満のこどもが利用できる児童館を日常的に開放し、豊かな経験やあそびと子育て支援を通じ、こどもたちの健全育成や仲間づくりを進めます。(再掲)	保育課
6	こどもたちの知的好奇心をはぐくみ、学ぶ力や生きる力を伸ばすため、大学やNPO団体等と連携し、子ども大学☆ふじみ、子どもスポーツ大学☆ふじみ、子ども文化芸術大学☆ふじみを開催するなど、こどもたちに多様な学びの機会を提供します。	生涯学習課 文化・スポーツ振興課
7	こどもが文化芸術に触れることにより、多様性や表現力などを学ぶことができるだけでなく、自己有用感や自己肯定感が高まり将来の可能性が広がることから、舞台芸術鑑賞会への小中学生の招待やキラリ☆ふじみによる学校アウトリーチ事業に取り組みます。	文化・スポーツ振興課

No.	【 主な取組 】	担当課
8	STEM教育を柱としたプログラミング教育の充実を図ります。	学校教育課
9	中学校において、地域と連携し、幅広い体験活動を通して、望ましい職業観・勤労観を育むため、はつらつ社会体験事業を実施します。	学校教育課
10	学校ファームでこどもたちが育てた野菜や米を食材として調理することなどを通して、生命や自然、環境や食物への関心を深め、生きる力をはぐくみます。	学校教育課
11	こどもたちが安心安全に活動できる「居場所」の確保や、様々な体験、異年齢・異世代間交流などをおして多くのことを学び、社会性・自主性・創造性を育むことを目的として「富士見市地域子ども教室」を実施します。	生涯学習課
12	市民との協働により、市の歴史や文化に対する理解を深め、郷土への愛着や誇りを持てるよう、ジュニア考古学クラブなど各種講座や体験イベントなどの事業を展開します。また、学校教育と連携し、施設の特徴を活かした体験学習などを実施します。	資料館
13	水子貝塚公園等で開催しているツリークライミング体験会を通じ、こどもたちに自然と触れ合い、自然について考える機会を提供します。	資料館

6 子育て等に係る経済的負担の軽減

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 向学心を持ちながら、経済的な理由によって大学等への受験が困難な者が受験にチャレンジする気持ちを諦めることがないよう、子ども未来応援基金を活用して大学入試等の受験料の一部を補助することを検討します。	子ども未来応援センター
2	新規事業 定住の促進を図るため、住宅購入に係る経費についての補助を検討します。(再掲)	子育て支援課
3	妊婦のための支援給付など、すべての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービス利用時の費用負担の軽減を図るため経済的支援を行います。	子ども未来応援センター
4	児童手当法に基づき、児童を養育している方に児童手当を支給し、次世代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で支援します。	子育て支援課
5	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助費を支給し、就学奨励や教育機会の均等を図ります。	学校教育課
6	高等学校、大学などに修学するため、日本政策金融公庫から教育資金の融資を受けた方に対し、返済利子の一部を助成します。	教育政策課

基本目標 10 未来を切り拓くこども・若者の応援



【現状と課題／施策の方向性】

現在、少子高齢化やデジタル技術の進歩など、これまでの常識が通用しない、予測困難な時代を迎えているといわれています。そのため、これからの未来を切り拓いていくためには、新しい時代に的確かつ迅速に対応し、地域で活躍する人材の育成が求められています。特に、人々と協働する能力や国際感覚を身に付けることが重要です。

そのため、本市においては、こどもや若者が職業や労働に対する理解を深め、自主的に自分の進路を選択できる力を養うため、様々な施策を展開していきます。また、こども・若者の経済的自立の支援を推進するとともに、グローバル社会で活躍する人材の育成を目指し、これらの取組を通じて、こども・若者の将来を支援します。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
自分の将来の夢や希望について「もっている」と回答した児童生徒の割合	小学生 81.5% 中学生 64.9% (令和6年度)	小学生 85.0% 中学生 70.0% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
市内小学校でSTEM教育を学んだ児童の延べ人数 (令和6年度以降)	4,051人 (令和6年度予定)	20,000人 (令和10年度末)

資料：全国学力・学習状況調査

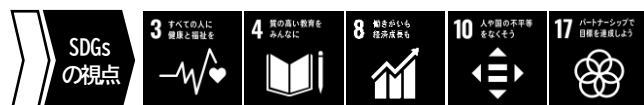
1 若者の就労、経済的自立の支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 社会への興味・関心を高め、職業や勤労に対する理解を深めるため、小学生を対象とした職業体験事業を検討します。(再掲)	子育て支援課 学校教育課
2	新規事業 こどもの金融リテラシーの向上を図るため、金融経済教育の実施を検討します。(再掲)	子育て支援課 学校教育課
3	学習指導、生徒指導、教育相談などを通して、生徒の興味・関心や意欲、努力の過程を重視し、一人ひとりの個性の伸張を図りながら進路指導を行います。	学校教育課
4	職業や勤労に対する理解を深め、主体的に自己の進路を選択できる力を身につけられるよう、キャリア・パスポートを有効に活用しながら、発達段階に応じたキャリア教育を推進します。	学校教育課
5	中学校において、地域と連携し、幅広い体験活動を通して、望ましい職業観・勤労観を育むため、はつらつ社会体験事業を実施します。(再掲)	学校教育課
6	不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高卒認定取得などを旨とする学び直し相談を実施します。(再掲)	子ども未来応援センター
7	富士見市ふるさとハローワークでの就業相談、ハローワークと連携した若者就職面接会や就職支援講座を実施します。	産業経済課

2 グローバル社会で活躍する人材の育成

No.	【 主な取組 】	担当課
1	英語教育指導助手（AET）を配置し、英語の音声やリズムに慣れ親しむとともに、英語を使用してお互いの気持ちや考えを伝えあう活動などを通して、児童生徒が主体的にコミュニケーションを図る授業を推進します。	学校教育課
2	イングリッシュ・サマー・キャンプなど、児童が英語に親しみ、英語を用いて意欲的にコミュニケーションを図る活動に取り組みます。	学校教育課
3	実用英語技能検定受験料補助により、英語に係る学力向上を図るとともに、目標を持って学習する児童生徒を支援し、さらに上級の試験に挑戦する意欲を高めます。	学校教育課
4	STEM教育を柱としたプログラミング教育の充実を図ります。(再掲)	学校教育課
5	姉妹都市であるセルビア共和国シャバツ市のこどもたちと、オンライン交流を行うなど、次世代における国際交流の更なる推進を図ります。	文化・スポーツ振興課

基本目標 11 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等



【現状と課題／施策の方向性】

現在、少子高齢化や高度情報化が進行する中、こどもたちの社会性や規範意識の低下が指摘されており、いじめ・暴力などの問題行動が増加している現状が見られます。次代を担うこどもたちが豊かな人間性と思いやりの心を持ち、心身ともに健やかに成長するためには、安心して成長できる環境の整備が不可欠です。

そのため、本市では、こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等として、こどもたちが安心して成長できる環境の整備を推進します。

【計画の進捗を図る指標】

アウトカム指標	現状	目標
困ったときに相談できる人が一人以上いると回答した児童生徒の割合	95.4% (令和6年度)	100% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
いじめ防止に関する啓発活動の実施回数	1回 (令和5年度)	2回 (令和10年度)

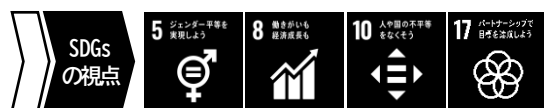
資料：こども計画策定に関するアンケート調査

1 こども・若者の健やかな成長を支える体制の整備等

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 複雑化・複合化したヤングケアラーに係る課題に適切に対応するため、部局を越えた横断的なネットワークを構築します。(再掲)	子ども未来応援センター
2	市民の複雑化・複合化した福祉課題に対応するため、行政及び民間の支援機関並びに地域住民との連携・協働による包括的な支援体制を継続します。(再掲)	福祉政策課
3	市、学校教育・いじめの防止等に関する機関・団体等で組織するいじめ問題対策連絡協議会において、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に関する組織間の連携を図るとともに、いじめの防止の対策等の推進について協議をします。	子育て支援課
4	市内の事業者・団体にいじめ防止サポーターに登録していただき、こどもたちの見守りを通して、少しでも様子がおかしいと思ったら声をかけるなど、市全体で総力を挙げていじめ防止に取り組み、こどもが安心して過ごせる環境を作ります。	子育て支援課
5	貧困の連鎖を断ち切るために、関係機関、関係団体、学校、NPO法人、企業、行政等で組織する子ども未来応援ネットワーク会議において、富士見市に住むすべてのこどもが夢に向かってチャレンジできる社会の構築を目指し、こどもの貧困の解消に向けた対策の取組を継続します。	子ども未来応援センター
6	小・中・特別支援学校に若手教員育成指導員を配置し、計画的に若手教員の育成・指導を行い、教員の指導力向上を図ります。(再掲)	学校教育課



基本目標 12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進



【現状と課題／施策の方向性】

我が国では、長時間労働の文化が根強く残っており、特に男性は、家庭での役割分担が進んでいないため、育児や家事に十分な時間を割けないことが多いです。また、女性のキャリア継続が難しい状況も依然として存在し、育児や介護、仕事の両立が課題となっています。

これらの課題を解決するため、男性の育児休業取得を促進し、家庭での役割分担を進めることが重要です。また、女性がキャリアを継続しやすい環境を整えるために、柔軟な働き方の導入等が求められます。

本市では、ワークライフバランスを改善し仕事と私生活の両方を充実させ、男女の働き方改革を推進するため、共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進を図ります。

【計画の進捗を図る指標】

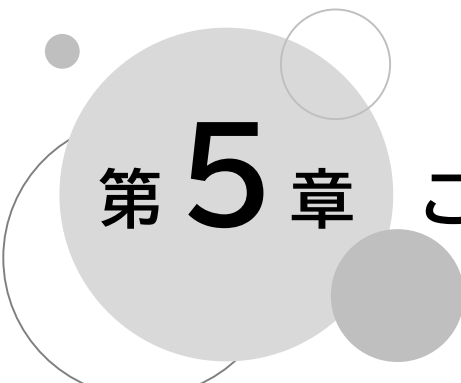
アウトカム指標	現状	目標
主に子育てをしている人が「父母」と回答した保護者の割合	59.5% (令和6年度)	65.0% (令和11年度)
アウトプット指標	現状	目標
「富士見すくすくナビ」の累計登録者数	990人 (令和5年度末)	2,000人 (令和10年度末)

資料：子育て支援に関するアンケート調査

1 共働き・子育ての推進、男性の家事・育児の促進

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 女性が創業に挑戦しやすい環境整備に取り組みます。	産業経済課
2	ワークライフバランスへの理解を深めるとともに、男女が家事や子育て・介護等を共に担う意識を啓発し、特に男性及び事業主等への学習機会を充実させます。また、男性向け子育てガイドブック「富士見市でパパになる！！」を母子健康手帳の交付等の際に併せて配布するとともに、共育てに関する情報等を掲載している「富士見すくすくナビ」を母子健康手帳交付時や乳幼児健診等で周知します。	人権・市民相談課 子ども未来応援センター 産業経済課
3	働く男女の育児・介護休業取得率が向上するよう、市民や事業主等に対して育児・介護休業法に関する啓発をし、制度活用の促進に努めます。	人権・市民相談課 産業経済課
4	男女の均等な雇用の機会、待遇の確保、女性労働者の能力の開発や向上のため、改正男女雇用機会均等法、家内労働法、パートタイム労働法、女性活躍推進法等の啓発を図ります。	産業経済課
5	仕事と子育て・介護の両立や、子育て支援に積極的に取り組む企業を紹介します。	産業経済課
6	女性の多様な働き方を支援するため、埼玉県女性キャリアセンター等を活用し、職業能力の開発や向上への支援及びフルタイム労働だけでなく在宅勤務や起業等の情報を積極的に収集・提供します。	産業経済課



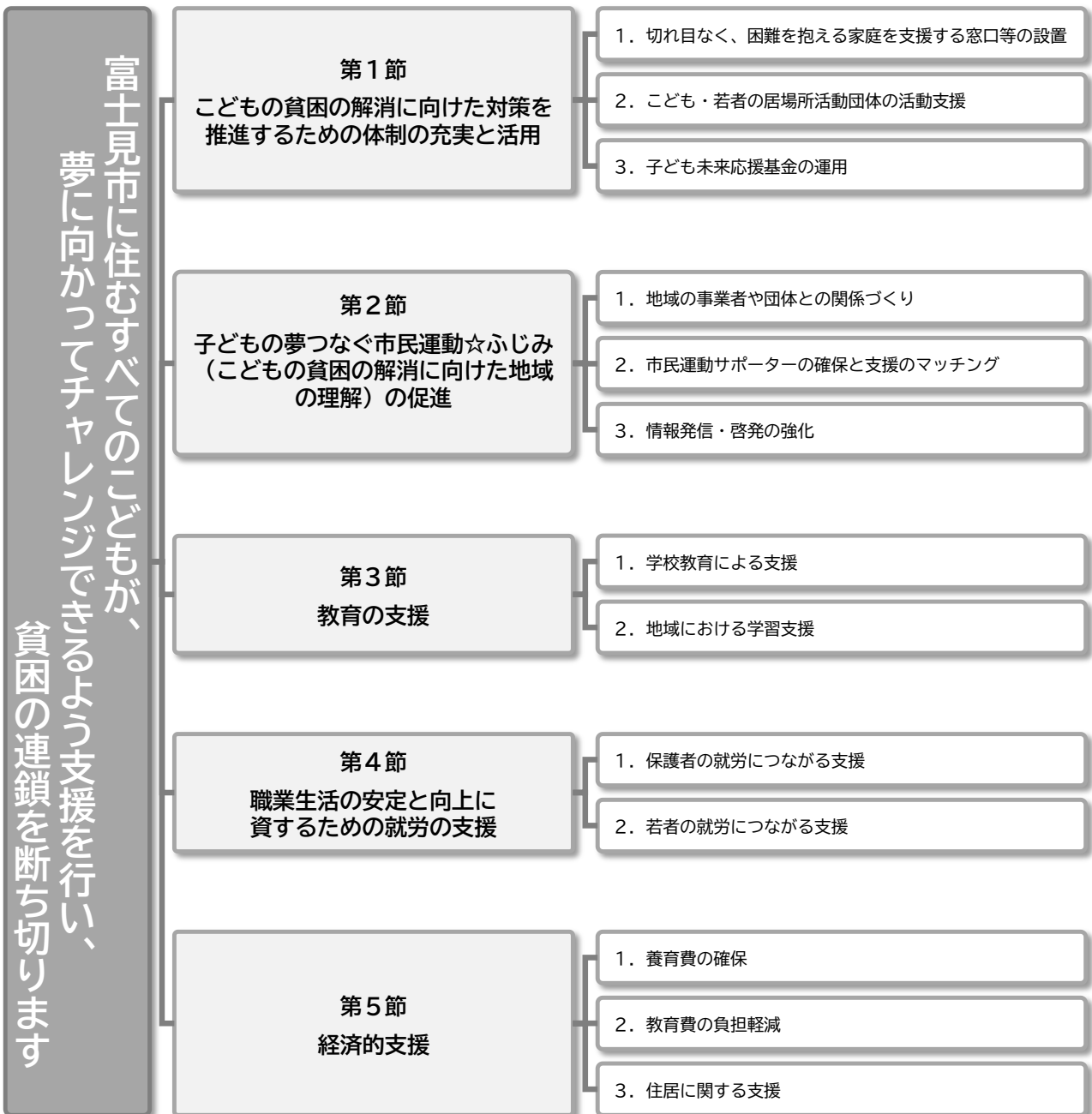


第 5 章

こどもの貧困に係る

事業推進体系と事業計画

事業推進体系図



第1節 こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するための体制の充実と活用

子ども未来応援センターを設置し、こどもの総合相談窓口として相談員を配置するなど、こどもの貧困対策に取り組むための体制を構築しました。

今後は、構築した機能をより充実、活用し、こどもの貧困の解消に向けた取組を進めます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトプット指標	現状	目標
子ども未来応援基金補助金の交付（活用）団体数	12 団体 （令和5年度）	16 団体 （令和10年度）

1 切れ目なく、困難を抱える家庭を支援する窓口等の設置

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 様々な困難を抱える家庭について、同じような境遇の中、子育てをしてきた経験を持つ方に、体験談をお話しいただくとともに、対処方法などについてアドバイスをもらう機会を設けます。（再掲）	子ども未来応援センター
2	新規事業 生活困窮の予防と深刻化防止を図るため、困窮時にどのような支援が受けられるか、市民自身がシミュレーション等を行うことができるアプリの導入や、社会保障等について学ぶ教育プログラムの開発に向け、検討を進めます。	福祉政策課
3	こども家庭センターとして、すべてのこども・妊産婦・子育て家庭に対し、母子保健と児童福祉の一体的かつ切れ目のない支援を行います。また、関係機関との連携を更に進め、こどもの総合相談窓口としての機能を強化します。（再掲）	子ども未来応援センター
4	様々な支援情報の収集や関係機関・団体等との連携を強化し、市民からの相談に応じて支援を行う「子ども未来相談員」と、各種支援機関等への同行支援等を行う「子ども未来支援員」を引き続き配置し、さらなる支援に努めます。（再掲）	子ども未来応援センター
5	「子ども未来応援コーディネーター」を配置し、こどもの貧困の解消に向けた対策を積極的に推進します。	子ども未来応援センター

No.	【 主な取組 】	担当課
6	妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリを提供し、母子健康手帳機能はもちろんのこと、お子さんの予防接種管理や乳幼児健診、イベントなどのスケジュール管理、市からの子育て情報やイベント情報の提供を行います。(再掲)	子ども未来応援センター
7	ひとり親家庭に関する総合的な窓口として、各種支援制度等の情報を収集して、必要な支援へとつなげます。	子育て支援課

2 こども・若者の居場所活動団体の活動支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 こどもや若者の孤独・孤立解消のため、地域で活動する居場所づくり運営団体に対して、開設や運営等に関する支援を行います。	子ども未来応援センター
2	こども食堂の食材や、生活困難な家庭に必要な支援を届けるための物資の受け入れを行います。また、物資保管場所の確保に努めます。(再掲)	子ども未来応援センター
3	こども・若者の居場所としての空家の利活用について、相談・支援や、補助金の交付を行います。(再掲)	建築指導課

3 子ども未来応援基金の運用

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 向学心を持ちながら、経済的な理由によって大学等への受験が困難な者が受験にチャレンジする気持ちを諦めることがないよう、子ども未来応援基金を活用して大学入試等の受験料の一部を補助することを検討します。(再掲)	子ども未来応援センター
2	子ども未来応援基金の安定した運用を図るため、基金への理解と協力を得られるよう周知を広く行う一方で、募金箱や寄附型自動販売機の設置を進めるほか、クラウドファンディングや電子寄附といった、新たな手法による寄附受け入れについても研究を進めます。	子ども未来応援センター
3	子ども未来応援基金を活用して、生活に困難な事情を抱えたこどもや若者たちが、地域で安心して過ごすことのできる居場所づくりを行う団体に対して補助金を交付します。	子ども未来応援センター

第2節 子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ(こどもの貧困の解消に向けた地域の理解)の促進

こどもの貧困の解消に向けた対策は、こどもの貧困がその家族の責任に係る問題としてのみ捉えられるべきものではないことから、子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみの取組を通して、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、こどもの貧困に関する市民の理解を深めます。

【計画の進捗を図る指標】

アウトプット指標	現状	目標
支援の受け入れとニーズのマッチング数	53 件 (令和5年度)	72 件 (令和10年度)

1 地域の事業者や団体との関係づくり

No.	【 主な取組 】	担当課
1	貧困の連鎖を断ち切るために、関係機関、関係団体、学校、NPO法人、企業、行政等で組織する子ども未来応援ネットワーク会議において、富士見市に住むすべてのこどもが夢に向かってチャレンジできる社会の構築を目指し、こどもの貧困の解消に向けた対策の取組を継続します。(再掲)	子ども未来応援センター
2	市内各地域で活動しているこども食堂や学習支援団体等が情報共有や意見交換を行うほか、周知活動の推進を支援するために「富士見子ども・若者の居場所応援ネット」との連携を図ります。	子ども未来応援センター

2 市民運動サポーターの確保と支援のマッチング

No.	【 主な取組 】	担当課
1	市内の企業や事業所、地域団体をはじめとして、市と市民の総力を挙げてこどもたちの未来を応援するため、「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」のサポーター登録を推進します。	子ども未来応援センター
2	「子どもの夢つなぐ市民運動☆ふじみ」のサポーター等からの支援の受け入れ(物品の提供、労働力の提供、金銭の寄附等)とニーズのマッチングを行います。	子ども未来応援センター

3 情報発信・啓発の強化

No.	【 主な取組 】	担当課
1	こどもの貧困の解消に向けた対策に関する取組について、国・県をはじめ、市内の取組状況等について積極的に情報を発信します。	子ども未来応援センター
2	保育所等、幼稚園、小学校、中学校、放課後児童クラブ、児童館など、日々子どもや保護者と接する機会が多い関係機関及び各種行政手続き・相談時において、日頃の業務の中で生活困難に気づけるよう作成した「気づき・つなぐマニュアル」の周知を積極的に行い、意識啓発を図ります。(再掲)	子ども未来応援センター



ふじみ野小学校 上本 莉央さん(2年生)

第3節 教育の支援

生活困難を抱える家庭のこどもに対する教育の充実が図られるよう、直接的にこどもたちへの支援を行い、教育の機会均等を図ります。

【計画の進捗を図る指標】

アウトプット指標	現状	目標
学び直し相談の件数	24 件 (令和5年度)	36 件 (令和10年度)

1 学校教育による支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	児童生徒が自ら学び、自ら問題を解決するための思考力・判断力・表現力の育成を図るとともに、少人数指導や習熟度別学習の充実、学習支援員、補習授業協力者や実技指導協力員などの有効活用により、一人ひとりの学力の定着を図ります。(再掲)	学校教育課
2	スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、こどもと保護者の悩みやストレスを把握することで、関係機関と連携を図り、生活支援や福祉制度につなげます。	教育相談室

2 地域における学習支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 生活困窮世帯等のこどもを対象として、学習支援や基本的な生活習慣の習得の支援、仲間との出会い活動などを行うことができる居場所づくりをさらに進めていきます。(再掲)	福祉政策課
2	困難を抱えるこどもに学習支援や生活支援を行うNPO法人や地域のボランティア団体等に対して、開設や運営等に関する支援を行います。	子ども未来応援センター
3	不登校やひきこもり等、困難を抱える若者を支援するため、高卒認定取得などをめざす学び直し相談を実施します。(再掲)	子ども未来応援センター

第4節 職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

生活困難を抱える家庭は、パート・アルバイト等の不安定な就労形態で働いている場合が多く、職業生活の安定と向上のための支援が必要なことから、保護者と若者に対する就労支援を行います。

【計画の進捗を図る指標】

アウトプット指標	現状	目標
高等職業訓練促進給付金等の支給人数	6人 (令和5年度)	8人 (令和10年度)

1 保護者の就労につながる支援

No.	【主な取組】	担当課
1	就職・転職に関する知識の習得や資格の取得を支援するため、ハローワークや県の情報提供を行います。	産業経済課
2	就労につながる資格取得のための講座を受講する場合に、保育を必要とする理由に該当することから、保育所等の利用可能施設を案内します。	保育課
3	ひとり親家庭の自立支援施策として、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等を利用した際にかかる利用料金の一部を助成します。(再掲)	子育て支援課
4	適職に就くために必要な技能や資格を取得するため、教育訓練講座を受講するひとり親家庭の母又は父を対象に、受講費用の一部を支給します。(再掲)	子育て支援課
5	ひとり親家庭の母又は父が、就職に必要な資格取得のため、養成機関において修業する場合に、生活と修業の両立を支援するための給付金を支給します。(再掲)	子育て支援課

2 若者の就労につながる支援

No.	【主な取組】	担当課
1	富士見市ふるさとハローワークでの就業相談、ハローワークと連携した若者就職面接会や就職支援講座を実施します。(再掲)	産業経済課

第5節 経済的支援

ひとり親世帯をはじめ、貧困の状況にあるこどもとその家族の生活実態を踏まえた経済的支援を行います。

【計画の進捗を図る指標】

アウトプット指標	現状	目標
離婚を考えている方や離婚をしていて養育費の取決めをしていない方を対象とした養育費相談の件数	19 件 (令和5年度)	24 件 (令和10年度)

1 養育費の確保

No.	【 主な取組 】	担当課
1	拡充事業 ひとり親家庭や離婚を考えている方等に対して、生活基盤の安定に関する講座や交流の場等を提供します。(再掲)	子ども未来応援センター
2	離婚を考えている方や、離婚をしていて養育費の取決めをしていない方を対象に養育費相談を行います。また、養育費についての取決めを支援するために、養育費に係る公正証書等の作成費用補助を実施します。(再掲)	子ども未来応援センター
3	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、親のいない子を養育している方）の生活の安定と、自立の促進に向け、児童扶養手当を支給します。(再掲)	子育て支援課
4	ひとり親家庭等（母子家庭、父子家庭、親のいない子を養育している方）に対し、医療費の本人負担分を助成することにより、生活の安定と自立を支援します。(再掲)	子育て支援課

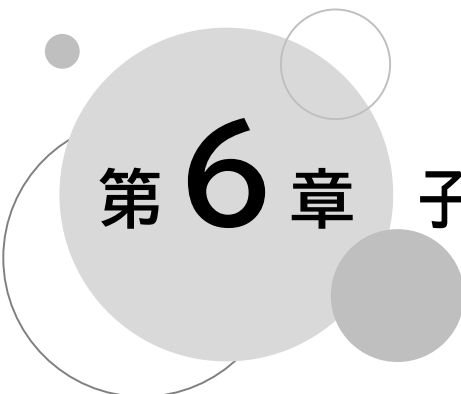
2 教育費の負担軽減

No.	【 主な取組 】	担当課
1	新規事業 向学心を持ちながら、経済的な理由によって大学等への受験が困難な者が受験にチャレンジする気持ちを諦めることがないよう、子ども未来応援基金を活用して大学入試等の受験料の一部を補助することを検討します。(再掲)	子ども未来応援センター
2	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などの援助費を支給し、就学奨励や教育機会の均等を図ります。(再掲)	学校教育課
3	高等学校、大学などに修学するため、日本政策金融公庫から教育資金の融資を受けた方に対し、返済利子の一部を助成します。(再掲)	教育政策課
4	高等学校卒業程度認定試験（高卒認定試験）の合格を目指すための講座の受講費用の一部を支給します。(再掲)	子育て支援課

3 住居に関する支援

No.	【 主な取組 】	担当課
1	住宅に困窮する低所得者に対して設置している市営住宅について、補欠入居者募集を行います。(再掲)	建築指導課





第 6 章

子ども・子育て支援事業に関する 量の見込みと確保方策



関沢小学校 三田 ひよりさん(1年生)



関沢小学校 新海 璃歩さん(1年生)

第1節 子ども・子育て支援事業の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、平成27年4月にスタートしました。これを受け、本市では地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、5年間を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」（子ども・子育て支援法第61条に基づく法定計画）を策定し、子育て家庭を支援しています。

子ども・子育て支援新制度による事業は、大きく「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の3つに分かれています。

子どものための 教育・保育給付	子育てのための 施設等利用給付	地域子ども・子育て 支援事業
施設型給付 ●認定こども園 ●幼稚園 ●保育所	●幼稚園（未移行） ●預かり保育事業 ●認可外保育施設等	①利用者支援事業 ②延長保育（時間外保育事業） ③放課後児童クラブ （放課後児童健全育成事業） ④子育て短期支援事業 ⑤乳児家庭全戸訪問事業 ⑥養育支援訪問事業及び子どもを守る 地域協議会（要保護児童対策地域協 議会）その他の者による要保護児童 に対する支援に資する事業 ⑦子育て支援センター （地域子育て支援拠点事業） ⑧一時預かり事業 ⑨病児・病後児保育（病児保育事業） ⑩ファミリー・サポート・センター （子育て援助活動支援事業） ⑪妊婦健康診査事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体による特定教育・保育施 設等の設置又は運営を促進するた めの事業 ⑭子育て世帯訪問支援事業 ⑮児童育成支援拠点事業 ⑯親子関係形成支援事業 ⑰妊婦等包括相談支援事業 ⑱乳児等通園支援事業 （こども誰でも通園制度） ⑲産後ケア事業

新規

本計画は、これらの事業の見込み量や提供体制（確保策）を定める「第三期子ども・子育て支援事業計画」です。

※第一期計画 平成27年度～令和元年度

第二期計画 令和2年度～令和6年度

第三期計画 令和7年度～令和11年度（第三期計画から「こども計画」に包含）

2 教育・保育提供区域の設定

本市では、地理的状況やニーズ調査結果等を踏まえ、より利用者の選択肢が広がり、かつ柔軟に対応できるよう、教育・保育の提供区域を、第一期計画から引き続き、1区域と設定します。

3 教育・保育給付に係る認定区分と提供施設

本計画で用いる認定区分は、こどもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、1～3号認定に区分されます。なお、各認定基準で利用可能な施設は、原則として以下のとおりです。

認定 区分	1号	2号	3号
	3～5歳	3～5歳	0～2歳
	幼児期の学校教育のみ	保育の必要性あり	
提供 施設	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	保育所 認定こども園（保育所部分）	保育所 認定こども園 小規模保育



関沢小学校 田中 結月さん(3年生)



関沢小学校 山本 航大さん(1年生)



関沢小学校 二宮 瑠菜さん(1年生)

第2節 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 学校教育の提供

【事業内容・現状】

1号認定（3～5歳・幼児期の学校教育を希望）を受けたこどもに対して、幼稚園又は認定こども園が幼児期の学校教育を提供するものです。

十分な提供体制となっていますが、利用児童数は年々減少傾向にあります。なお、幼稚園については、子ども・子育て支援新制度に移行した園と、未移行の園があり、園児数・定員数は両方の合計数となっています。

■これまでの実績

3～5歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用児童数（市内在住・人）	1,217	1,096	1,150	1,047	1,020
幼稚園等定員数（人）	2,127	2,119	2,051	2,052	1,896
市内居住児童の市外施設利用（人）	358	404	245	235	210
施設数	11	11	11	11	12

※各年度とも4月1日現在

【見込み量・確保策】

幼稚園・認定こども園などの学校教育施設は令和6年4月現在12園（幼稚園6園、認定こども園6園）あります。

市内居住児童の市外施設利用を含め、1号認定分の今後の見込み量は、提供体制を下回っていることから、提供体制は十分に確保されています。

また、教育を希望しながら、保育も必要としている保護者については、幼稚園での預かり保育事業にて提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	1号	1号	1号	1号	1号
見込み量（人）	972	884	812	748	707
提供体制（人）	1,706	1,706	1,706	1,706	1,706
特定教育・保育施設	1,116	1,116	1,116	1,116	1,116
認定こども園	561	561	561	561	561
幼稚園	555	555	555	555	555
新制度未移行幼稚園	590	590	590	590	590
市内居住児童の市外施設利用（人）	209	199	192	186	185
（参考）施設数	12	12	12	12	12

2 保育の提供

【事業内容・現状】

保護者の就労等の理由により主に昼間保護者が児童の保育を行うことができない場合に、保育所等で保護者の代わりに保育を行うことで、保護者の就労等と子育ての両立を支援するものです。

この間、保育施設の整備により、定員の拡充を図ってきたほか、国の基準を上回る保育士等を配置し、保育の質の確保に努めています。

■これまでの実績

0歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等利用者数（人）	153	167	142	146	161
保育所等定員数（人）	200	200	197	200	206
施設数	27	27	26	27	28

1～2歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等利用者数（人）	813	801	820	856	867
保育所等定員数（人）	830	830	814	868	889
施設数	32	32	31	33	34

3～5歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育所等利用者数（人）	1,145	1,175	1,192	1,260	1,253
保育所等定員数（人）	1,221	1,237	1,253	1,307	1,340
施設数	22	22	22	23	24

※各年度とも4月1日現在

■富士見市保育士配置基準（児童数：保育士）

	国	富士見市
0歳児	3：1	3：1
1歳児	6：1	4：1
2歳児	6：1	6：1
3歳児	15：1	13：1
4歳児	25：1	18：1
5歳児	25：1	25：1

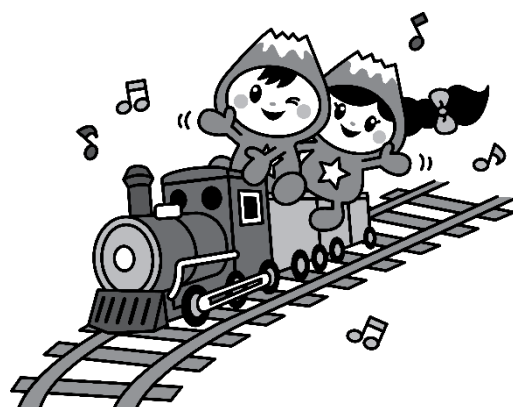
【見込み量・確保策】

0歳児と3～5歳児の見込み量は、提供体制を下回ることから充足することが見込まれますが、1～2歳児については、提供体制を上回ることが見込まれるため、幼稚園の認定こども園への移行、小規模保育施設の整備、既存施設の定員拡大などにより、提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度				令和8年度			
	2号	3号			2号	3号		
	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
見込み量（人）	1,305	157	413	449	1,284	161	403	465
提供体制（人）	1,333	198	397	468	1,333	198	397	468
特定教育・保育施設	1,326	169	319	385	1,326	169	319	385
認定こども園	363	45	97	104	363	45	97	104
保育所	963	124	222	281	963	124	222	281
特定地域型保育事業	-	24	71	76	-	24	71	76
小規模保育	-	24	71	76	-	24	71	76
家庭的保育	-	0	0	0	-	0	0	0
居宅訪問型保育	-	0	0	0	-	0	0	0
事業所内保育	-	0	0	0	-	0	0	0
認可外（企業主導型）	7	5	7	7	7	5	7	7
市内居住児童の 市外施設利用（人）	35	2	11	10	33	2	11	10
（参考）施設数	37				37			

令和9年度				令和10年度				令和11年度			
2号	3号			2号	3号			2号	3号		
3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳	3～5歳	0歳	1歳	2歳
1,279	164	408	462	1,279	167	411	468	1,314	169	415	472
1,333	198	415	488	1,333	198	415	488	1,333	198	415	488
1,326	169	319	385	1,326	169	319	385	1,326	169	319	385
363	45	97	104	363	45	97	104	363	45	97	104
963	124	222	281	963	124	222	281	963	124	222	281
-	24	89	96	-	24	89	96	-	24	89	96
-	24	89	96	-	24	89	96	-	24	89	96
-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
7	5	7	7	7	5	7	7	7	5	7	7
32	2	11	10	31	2	11	10	31	2	11	10
39				39				39			



第3節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 利用者支援事業

【事業内容・現状】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制（か所）	2	2	2	2	2

【見込み量・確保策】

- 基本型 -

専任職員（利用者支援専門員）を配置して、身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいた支援を行います。また、地域の子育て関連施設で相談等を受け、必要に応じてこども家庭センターと連携を図る「地域子育て相談機関」の設置について検討を進めます。

- 特定型 -

教育・保育施設の情報提供をはじめ、利用に関する相談など、利用者に寄り添ったきめ細かいサービスが求められることから専任職員（保育コンシェルジュ）の配置について検討します。

- こども家庭センター型 -

センター長及び統括支援員を配置するとともに、保健師や社会福祉士等の職員を配置し、母子保健機能と児童福祉機能の連携協働を深めます。一体的な組織として、すべてのこども家庭、妊産婦に対し、包括的かつ切れ目なく対応します。

■見込み量及び提供体制

○ 基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	2	2	2	2	2
提供体制（か所）	2	2	2	2	2

○ 地域子育て相談機関

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	3	3	3	3	3
提供体制（か所）	3	3	3	3	3

○ 特定型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	0	1	1	1	1
提供体制（か所）	0	1	1	1	1

○ こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（か所）	1	1	1	1	1
提供体制（か所）	1	1	1	1	1

2 延長保育（時間外保育事業）

【事業内容・現状】

保育所等を利用している保護者が通常の保育時間を超える保育を必要とする場合、時間を延長してこどもの預かりを行います。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制（か所）	32	32	31	33	34

【見込み量・確保策】

すべての保育所等で延長保育事業を実施しており、見込み量に対し、十分な提供体制が確保されています。引き続き、延長保育を必要とする保護者のニーズに対応するため提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	890	894	904	922	952
提供体制（人）	2,370	2,370	2,408	2,408	2,408
（参考）提供体制（か所）	34	34	36	36	36

3 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

【事業内容・現状】

保護者の就労等により昼間家庭で保育ができない小学生に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するものです。

これまでの取組としては、令和2年度以降、諏訪第3、針ヶ谷第2、南畑第2、水谷第4放課後児童クラブの整備を行い、令和6年4月現在、放課後児童クラブは市内小学校11校に、27クラブとなっています。

「富士見市地域子ども教室」については、こどもたちの安心安全な「居場所」として様々な体験活動や異年齢・異世代間交流活動などを行っています。

今後も学校、地域等と連携しながら、放課後児童クラブと地域子ども教室の一体的な運営を研究・検討するなど、計画的に取組を推進していきます。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	361	346	397	432	428
2年生	352	352	349	409	423
3年生	276	291	320	331	379
4年生	217	202	242	256	248
5年生	131	115	133	176	171
6年生	50	64	71	72	96
合計（人）	1,387	1,370	1,512	1,676	1,745
（参考）クラブ数	23	25	25	26	27

※各年度とも4月1日現在

【見込み量・確保策】

現在、条例で定める設備と運営に関する基準を上回る内容で運営しており、今後も学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進し、継続していきます。

そのため、余裕教室の活用や特別教室、体育館、校庭等の積極的な利用を図るなど、待機児童を生じさせないことを基本に提供体制を確保していきます。

■見込み量及び提供体制

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1年生	380	394	383	374	351
	2年生	426	377	390	378	370
	3年生	378	381	336	349	337
	4年生	295	295	296	261	270
	5年生	159	184	186	188	167
	6年生	93	88	102	104	106
	合計（人）	1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
提供体制（人）		1,731	1,719	1,693	1,654	1,601
（参考）クラブ数		27	27	27	27	27



4 子ども・子育て短期支援事業

【事業内容・現状】

保護者の疾病その他の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行います。本市においては、富士見市緊急ファミリー・サポート事業で対応しています。

■これまでの実績

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	1	0	4	2	—
提供体制(か所)	1	1	1	1	1

【見込み量・確保策】

現在の提供体制を確保していきます。

また、保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合の取組について検討を進めます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	5	5	5	5	5
提供体制(人)	5	5	5	5	5
提供体制(か所)	1	1	1	1	1

5 乳児家庭全戸訪問事業

【事業内容・現状】

伴走型相談支援の一環として、生後2～3か月の頃に全世帯を母子保健推進員が家庭訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。また希望者には、生後2か月までを対象に保健師による新生児訪問を行い、発育や保護者の不安等に対して助言し、安心して子育てが始められるよう支援しています。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象件数（件）	840	787	786	812	—
実施件数（件）	659	679	676	804	—
提供体制（実施率：％）	78.5	86.3	86	99	—
実施体制（動員職員数）※	94	90	88	86	86

※母子保健推進員と、子ども未来応援センター内保健師

【見込み量・確保策】

対象となるすべての家庭を訪問し、地域の子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に努めます。訪問できない場合は、保健師が電話等による確認を行い、養育環境の全数把握及び支援を行います。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
出生数見込み（人）	767	777	783	790	795
見込み量（件）	767	777	783	790	795
提供体制（実施率：％）	100	100	100	100	100
実施体制（動員職員数）	97	97	97	97	97

6 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

その他の者による要保護児童に対する支援に資する事業

【事業内容・現状】

乳児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診等を通して、産後うつや育児不安等から困難を抱えている家庭を早期に把握しています。さらに支援が必要な家庭に対し、保健師等が養育に関する相談や助言等、専門的相談支援を行い、児童虐待等の予防を図ります。

なお、ホームヘルパーによる訪問は、児童福祉法の改正により、子育て世帯訪問支援事業に移行しています。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施人数	2	1	3	2	—
実施機関・団体（か所）	2	1	3	3	1

※実施機関・団体（か所）数については、令和5年度まではヘルパー委託事業所数を計上、令和6年度は専門的相談支援を子ども未来応援センター職員が実施するため、当該センター1か所を実施機関として計上

【見込み量・確保策】

支援が必要な家庭に対して、保健師等の訪問による専門的相談支援相談を実施します。

また、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、関係機関とのさらなる連携や、子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を通じて、情報共有や調整を行います。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	18	18	18	18	18
提供体制（人）	18	18	18	18	18
（参考）実施機関・団体（か所）	1	1	1	1	1

7 子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

【事業内容・現状】

地域における子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習の実施等を通じて子育て中の親子を支援します。

令和6年度現在、鶴瀬西交流センター内に1か所、民間保育園に10か所の計11か所で実施しています。

■これまでの実績

（年間延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	17,772	21,546	26,907	33,058	—
提供体制（か所）	9	9	10	10	11

※子育て支援センターのひろばに遊びに来た人の人数

【見込み量・確保策】

多様化する利用者のニーズに応えられるよう、引き続き提供体制を確保していきます。

■見込み量及び提供体制

（年間延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	35,190	34,223	33,529	33,178	33,257
提供体制（人）	35,190	34,223	33,529	33,178	33,257
提供体制（か所）	11	11	11	11	11

8 一時預かり事業

【事業内容・現状】

保護者が仕事、疾病、用事、リフレッシュ等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となったこどもを、保育所等において一時的に預かります。

■これまでの実績

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼稚園での在園児の利用者	24,380	28,752	31,790	39,580	—
保育所での一般の利用者	3,158	3,252	2,722	2,376	—
合計(人)	27,538	32,004	34,512	41,956	—
提供体制(か所)	15	15	15	15	17

【見込み量・確保策】

幼稚園分については、在園児の従来からの預かり保育のほか、保育の必要性の認定を受けたこどもの定期的な利用の預かりニーズに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

保育所分については、保育所等に通っていないこどもの一時保育の利用ニーズに対応できるよう、引き続き提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	幼稚園での在園児の利用者	40,436	39,459	38,994	38,713	38,595
	保育所での一般の利用者	3,008	2,925	2,866	2,836	2,843
	合計(人)	43,444	42,384	41,860	41,549	41,438
提供体制	幼稚園での在園児の利用者	40,436	39,459	38,994	38,713	38,595
	保育所での一般の利用者	5,145	5,145	5,145	5,145	5,145
	合計(人)	45,581	44,604	44,139	43,858	43,740
(参考) 提供体制(か所)		17	17	17	17	17

9 病児・病後児保育（病児保育事業）

【事業内容・現状】

保育を必要とする病気のこども（病児）や病気回復期のこども（病後児）を、保育所等に併設された専用スペースで保育士や看護師等が一時的に保育します。

■これまでの実績

（年間延べ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
人数	182	391	504	684	—
提供体制（人）	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
提供体制（か所）	3	3	4	5	5

※ふじみ野市及び三芳町と広域利用協定を結んで実施

【見込み量・確保策】

市内2施設及びふじみ野市内3施設において、病児・病後児保育事業を実施しています。引き続き必要なニーズに応じていくため、提供体制の確保に努めます。

■見込み量及び提供体制

（年間延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	786	827	871	922	985
提供体制（人）	2,450	2,450	2,450	2,450	2,450
（参考）提供体制（か所）	5	5	5	5	5

※提供体制（人）＝（市内の病児・病後児保育室定員）×（年間の利用可能日数）

10 ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

【事業内容・現状】

こどもの預かり、保育所・放課後児童クラブ送迎時等の支援を受けることを希望する者（依頼会員）と、支援を行うことを希望する者（提供会員）とのマッチングにより、相互援助活動の支援を行います。令和6年9月現在の会員数は、依頼会員1,200人、提供会員138人、両方会員57人です。

■これまでの実績

(年間延べ)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
未就学児童	2,090	1,892	2,469	2,864	—
小学生児童	1,086	2,144	3,060	3,484	—
合計（人）	3,176	4,036	5,529	6,348	—

【見込み量・確保策】

引き続き、安定的な支援が提供できるよう、事業内容の周知を図り、提供会員の確保に努めていきます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
見込み量（人）		6, 148	6, 003	5, 885	5, 752	5, 658
提供体制	未就学児童	2, 774	2, 708	2, 655	2, 595	2, 553
	小学生児童	3, 374	3, 295	3, 230	3, 157	3, 105
	合計（人）	6, 148	6, 003	5, 885	5, 752	5, 658

11 妊婦健康診査事業

【事業内容・現状】

妊娠している方に対して、妊婦健康診査（14 回分の助成）を行います。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診者数（人）	17,632	17,876	17,646	18,010	—
①助成券1回目利用者数（人）	761	770	798	764	—
②妊娠届出数（人）	779	790	837	786	—
受診率 ①÷②×100（％）	97.7	97.5	95.3	97.2	—

※延べ受診者数は、年度ごとの助成券利用者数の合計

※助成券1回目利用者数①は、14回の健診の中で最も受診者数が多く、使われる確率も高いため、この数字を使用

※妊娠届出数：本市で妊娠届を受理したもの

【見込み量・確保策】

国の実施基準に基づき、最大14回の公費助成を実施し、受診機会の確保と高い受診率の維持に努めます。

また、妊娠・出産から子育て期に至るまで切れ目のない支援となるよう、庁内及び医療機関等と連携しながら、保健師による訪問や相談等を行います。

■見込み量及び提供体制

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ受診者数（人）	17,830	17,970	18,140	18,260	18,350
見込み量 （助成券1回目利用者数/人）	755	761	768	773	777
妊娠届出数（件）	777	783	790	795	799

12 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容・現状】

所得の状況等を勘案して、保護者が負担する教育・保育に必要な物品の購入や行事参加に要する費用のほか、新制度未移行幼稚園における食事の提供に要する費用を助成する事業です。

■これまでの実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
提供体制 (新制度未移行幼稚園)	6	6	6	4	3

【見込み量・確保策】

幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する世帯年収 360 万円未満及び第3子以降のこどもに係る副食費を助成します。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	698	698	698	698	698
提供体制(人)	698	698	698	698	698
(参考) 提供体制 (新制度未移行幼稚園)	2	2	2	2	2

13 多様な主体による特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

【事業内容・現状】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究など、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。また、小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減するため利用料の一部を助成します。

【見込み量・確保策】

地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業であって、利用支援事業の対象となる施設等に通う児童の利用料の一部を助成します。

■見込み量及び提供体制

対象者がいる場合、助成など必要な対応を実施します。

14 子ども・子育て世帯訪問支援事業

【事業内容・現状】

訪問支援員（ホームヘルパー）が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた家庭を訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

【見込み量・確保策】

本事業の創設に伴い、養育支援訪問事業の育児・家事支援が移行するため、養育支援訪問事業を委託する事業所に引き続き委託します。

■見込み量及び提供体制

（年間延べ）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量（人）	39	39	39	38	37
提供体制（人）	39	39	39	38	37

15 児童育成支援拠点事業

【事業内容・現状】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供するための取組を進めます。

【見込み量・確保策】

関係機関と検討を進め、子ども・若者の居場所づくり団体の育成等、提供体制の確保に努めます。

16 親子関係形成支援事業

【事業内容・現状】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、グループワークやロールプレイ等を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図れるよう支援を実施します。

【見込み量・確保策】

実施方法等について検討を進め、提供体制の確保に努めます。

17 妊婦等包括相談支援事業

【事業内容・現状】

妊婦やその配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

【見込み量・確保策】

保健師等の専門職を配置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない伴走型相談支援を実施します。

■見込み量及び提供体制

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	妊婦届出数（人）	777	783	790	795	799
	面接実施回数（回）	2,331	2,349	2,370	2,385	2,397
提供体制（回）		2,331	2,349	2,370	2,385	2,397

18 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業内容・現状】

保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳児未満の未就園児を対象に月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる制度です。

本市においては、令和8年度からの実施に向けて準備をしていきます。

【見込み量・確保策】

必要なニーズの把握とともに保育所等の定期利用申込数や施設の実施意向などを踏まえ、提供体制の確保に努めます。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保】

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

■見込み量及び提供体制

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (1日当たり人数)	0歳児	—	4	4	12	12
	1歳児	—	7	6	21	21
	2歳児	—	6	5	16	16
提供体制 (1日当たり人数)	0歳児	—	4	4	12	12
	1歳児	—	7	6	21	21
	2歳児	—	6	5	16	16

19 産後ケア事業

【事業内容・現状】

出産後概ね1年までの母と子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、誰もがより安心して子育てできる環境を整えます。

デイサービス型は市内医療機関に委託、アウトリーチ型は直営で実施しています。

【見込み量・確保策】

引き続き、委託先の拡充とともに、宿泊型の検討を進めます。

■見込み量及び提供体制

(年間延べ)

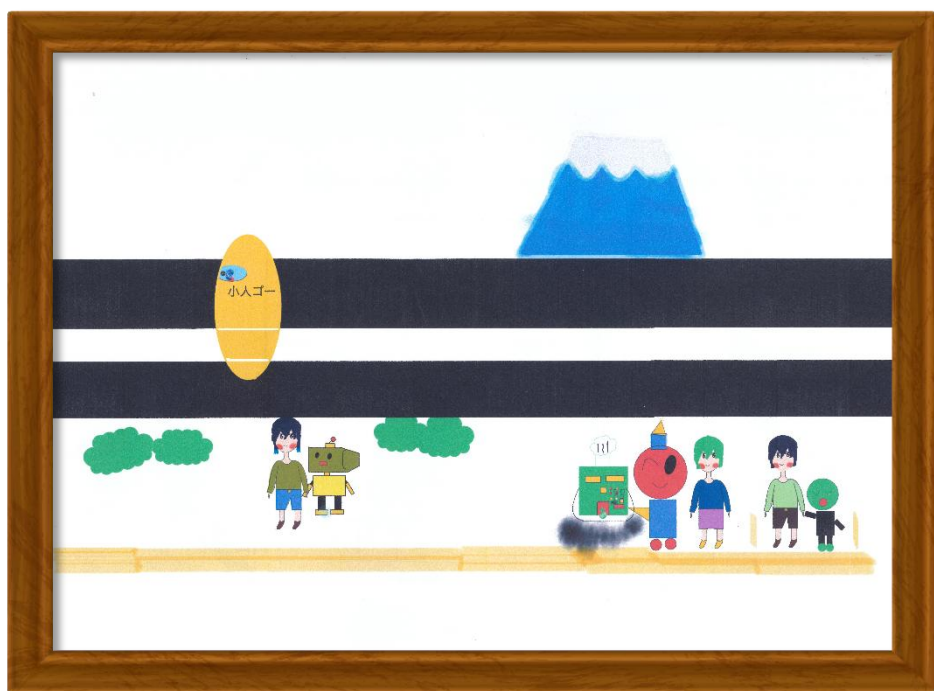
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量(人)	681	690	696	702	705
提供体制(人)	681	690	696	702	705



第 7 章 計画の推進に向けて



関沢小学校 森 咲百合さん(2年生)



関沢小学校 川上 都さん(3年生)

第1節 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、子ども未来部を中心として、庁内及び関係機関と連携し、取り組んでいきます。

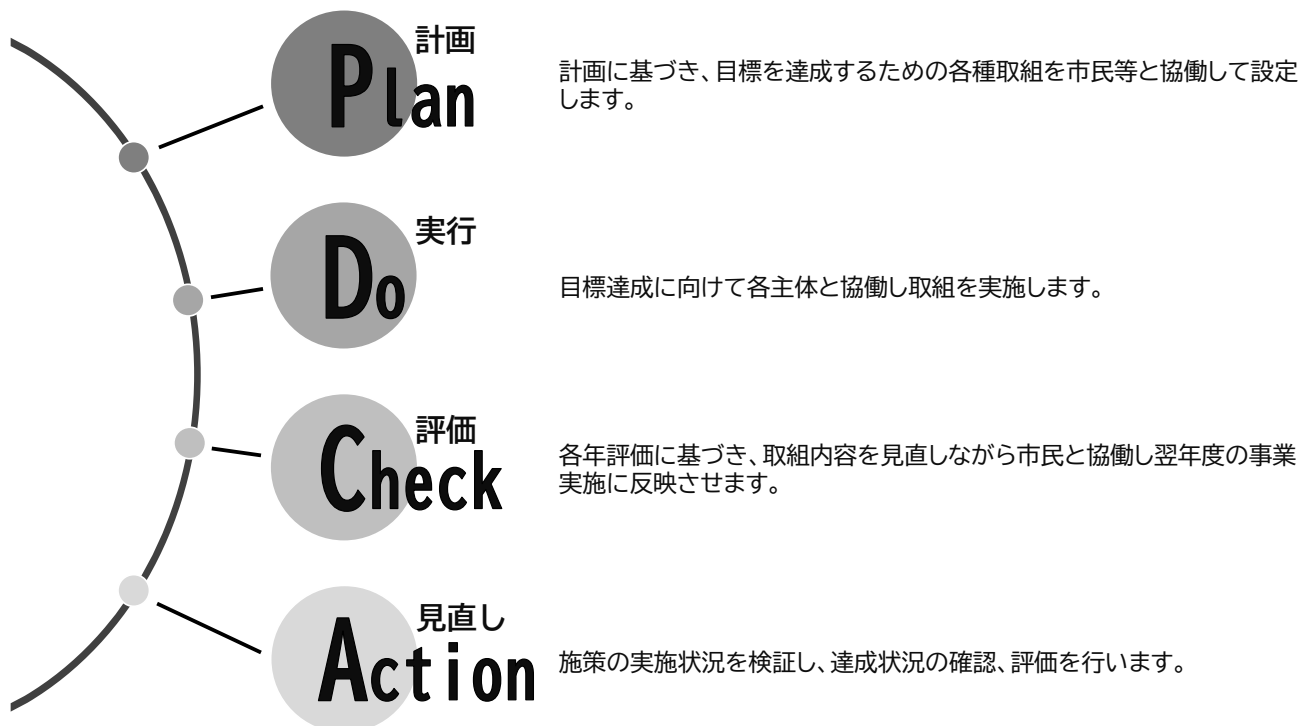
本計画の内容については、市広報やホームページへの掲載、パンフレット等の作成・配布を通じて市民への周知・啓発を図ります。

保育所や幼稚園等の施設入所の利用調整、地域子ども・子育て支援事業等を適切に供給するため、サービスの広域利用、障がい児への対応など、市の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町や県と連携・調整を図ります。

第2節 進捗管理

本計画の進捗管理については、PDCAサイクル（Plan[計画]→Do[実行]→Check[評価]→Action[見直し]）に基づき、富士見市子ども家庭福祉審議会及び庁内の関係各課で組織する庁内委員会において、毎年度点検・評価を実施し、その結果を公表します。

■PDCAサイクル





資料編



ふじみ野小学校 萬所 美尚さん(3年生)

1 富士見市子ども家庭福祉審議会条例

平成 13 年 3 月 14 日

条例第 9 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、富士見市子ども家庭福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 16 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 児童福祉又は教育に関し知識経験を有する者

(2) 市民

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 21 日条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 12 日条例第 6 号)

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 24 日条例第 8 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2 富士見市こども家庭福祉審議会委員名簿

任期：令和5年7月27日～令和7年7月26日（2か年）

役 職	氏 名	所属等
会 長	矢 島 健 三	学校教育関係者
副会長	宮 陽 一	学校教育関係者
委 員	丸 山 留 美	臨床心理士
委 員	松本 伸一郎	民間企業経営者
委 員	石 川 泉	児童福祉施設関係者
委 員	堀 口 英 子	ファミリー・サポート・センター会員
委 員	安 達 仁 美	児童館関係者
委 員	志 摩 由 貴 子	母子保健推進員
委 員	木 村 利 夫	民生委員・児童委員
委 員	平 岩 ひ と み	主任児童委員
委 員	石 川 京 子	幼稚園協会
委 員	中 島 益 子	保育園関係団体
委 員	村 上 莉 那	私立幼稚園PTA連合会
委 員	高 橋 亜 紀	保育所保育園保護者の会連絡会
委 員	村 田 礼 子	がくどう保護者連絡会
委 員	外 山 樹 理 亜	市民公募

（敬称略、順不同）

3 SDGs

1 SDGsについて

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国においても積極的に取り組んでいます。

2 SDGs17の目標

	1 貧困をなくそう		10 人や国の不平等をなくそう
	2 飢餓をゼロに		11 住み続けられるまちづくりを
	3 すべての人に健康と福祉を		12 つくる責任つかう責任
	4 質の高い教育をみんなに		13 気候変動に具体的な対策を
	5 ジェンダー平等を実現しよう		14 海の豊かさを守ろう
	6 安全な水とトイレを世界中に		15 陸の豊かさを守ろう
	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに		16 平和と公正をすべての人に
	8 働きがいも経済成長も		17 パートナリシップで 目標を達成しよう
	9 産業と技術革新の基盤をつくろう		

3 本市におけるSDGs

本市はSDGsの基本理念に賛同しており、令和3年度を始期とする第6次総合計画において、その取組を推進することが、地方創生に資するSDGsの目標達成につながるものと考えています。

4 本計画における基本目標とSDG s 17の目標との関係表

■基本目標とSDG s 17の目標との関係表

	1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を 実現しよう 	6 安全な水とトイレ を世界中に 	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 
基本目標1 こどもの権利擁護、 意見の反映				●	●		
基本目標2 居場所づくり	●		●	●	●		
基本目標3 親と子の健康・医療の充実			●		●		
基本目標4 こどもの貧困対策の推進、 配慮を要するこどもへの支援	●	●	●	●	●		
基本目標5 児童虐待防止・ 社会的養育の充実			●	●			
基本目標6 こども・若者の自殺対策、 犯罪などからこども・若者を 守る取組			●	●	●		
基本目標7 こども・若者、子育てに やさしい社会づくりの推進			●				
基本目標8 結婚・出産の希望実現			●		●		
基本目標9 「子育て」と「子育て」の支援			●	●			
基本目標10 未来を切り拓く こども・若者の応援				●			
基本目標11 こども・若者の健やかな成長を 支える体制の整備等			●	●			
基本目標12 ワークライフバランス・ 男女の働き方改革の推進					●		

8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		●							
		●							
		●							●
		●							●
		●						●	●
		●						●	●
		●	●					●	●
		●							●
		●							●
●		●							●
●		●							●
●		●							●

4 用語集

【 英数字 】

DX

Digital Transformation の略で、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

ICT

Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。従来から使われていた IT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される言葉。

IoT

Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすること。

SNS

Social Networking Service の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。

STEM教育

Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Mathematics (数学) の頭文字であり、これらを統合的に学び、ロボットや IT 技術に触れて「自分で学ぶ力」を養う教育方法のこと。

【 あ行 】

アウトカム指標

事業を実施することによって発生した効果・成果（アウトカム）を表す指標のこと。

アウトプット指標

事業を実施することによって直接発生した成果物・活動量（アウトプット）を表す指標のこと。

生きる力

こどもに身につけさせたい力の総称。文部科学省が提唱しているもので、変化の激しいこれからの社会を生きるこどもに身につけさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力のこと。

ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的な面で幸せな状態のこと。

【 行う 】

核家族

夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚のこどものみの世帯及びひとり親と未婚の子のみの世帯のこと。

家庭的保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、家庭的保育者（保育ママ）の居宅その他の場所において、利用定員5人（補助者ありの場合）以下の保育を行う事業のこと。

居宅訪問型保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、保育を必要とする乳幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業のこと。

金融リテラシー

経済的に自立し、より良い生活を送るために必要なお金に関する知識や判断力のこと。

こども家庭センター

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関のこと。

本市では、「子ども未来応援センター」が「こども家庭センター」としての役割を担っている。

こども基本法

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。

子ども・子育て支援法

すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現を目的とする、新たな施設型給付・地域型保育給付の創設、必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築、地域の子ども・子育て支援の充実に関する法。

こども食堂

NPO法人やボランティア団体がこどもなどに対し、無料又は低額で食事を提供する場所のこと。

こども大綱

こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。

こどもの居場所

「家でも学校でもなく居場所と思えるような場所」のこと。こどもの安全・安心を守るための最低限のルールを除き、「こうあるべき」といった固定概念はなく、運営者の創意工夫により多様な形で展開されている。

子どもの権利条約

1989 年 11 月 20 日に国連総会において採択された、世界中すべてのこどもたちがもつ人権（権利）を定めた条約のこと。

こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進することを目的とする法。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律により、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」から改められた。

こどもまんなか宣言

こども家庭庁より公表されたこどもたちのために何がもっともよいことを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという趣旨のもの。

子ども・若者育成支援推進法

こども・若者の健やかな育成及び社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等に向けて、総合的なこども・若者育成支援のための施策を推進することを目的とした法。

子どもを守る地域協議会（要保護児童対策地域協議会）

支援が必要な要保護児童等に関し適切な支援を図ることを目的に、関係者間で情報交換と支援内容の協議を行う機関のこと。

【 さ行 】

事業所内保育

主に3歳未満の乳幼児を対象とし、企業が主として従業員の児童の保育を行う事業のこと。

次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ育成される社会の実現を目的とする、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的な推進に関する法。

施設型給付

幼稚園、認定こども園、保育所の運営に要する費用を市が支給すること。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法。

若年出産

19 歳以下での出産のこと。

小規模保育

主に 3 歳未満の乳幼児を対象とし、6 人以上 19 人以下の保育を行う事業のこと。

少子化社会対策基本法

少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした法。

スクールカウンセラー

臨床心理に関する専門知識を活かし、学校現場で、児童や生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う者のこと。

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて生徒やその家庭への支援などを行う者のこと。

スチューデントサポーター

心理学などを履修する学生や教員を志望する学生ボランティアのこと。

【 た行 】

待機児童

保育所入所申込みをしているが、入所できない児童（保留児童）のうち、保護者が求職活動休止中の場合や、特定の保育所等のみを希望している場合などを除いた児童のこと。

地域型保育給付

地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の運営に要する費用を市が支給すること。

地域子ども教室

こどもたちの安全・安心な居場所をつくるため、地域の大人が指導者となって週末や放課後などにスポーツや文化活動などの様々な体験活動などを行うもののこと。

特定教育・保育施設

施設型給付費の支給対象である幼稚園、認定こども園、保育所のこと。

【 な行 】

認可外保育施設

都道府県知事などの認可を受けていない保育所、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等のこと。

認定区分

教育・保育を利用するこどもの3つの区分のこと。

- ① 1号認定：教育標準時間認定・満3歳以上
- ② 2号認定：保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上
- ③ 3号認定：保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満

認定こども園

保護者の就労等により、保育を必要とする0歳から就学前の児童の保育と、満3歳以上の幼児に対する教育を行う施設のこと。

【 は行 】

伴走型支援

「つながり続けることを目指すアプローチ」のことで、対象者と支援者がつながり続けることを目的とした支援のこと。

保育コンシェルジュ

就学前のこどもの幼稚園・保育所などの預け先や、子育て支援に関する相談に応じるための自治体職員のこと。

放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後や夏休みなどに安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設のこと。

【 や行 】

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

夢つなぐ富士見プロジェクト+（プラス）～富士見市子どもの貧困対策整備計画～

富士見市に住むすべての子どもが、夢に向かってチャレンジできるよう支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ることを基本理念に掲げ、子どもと子育て家庭への支援を行うための計画のこと。

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスのこども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでのこどもの利用料が無料となること。

要保護児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のこと。

富士見市こども計画

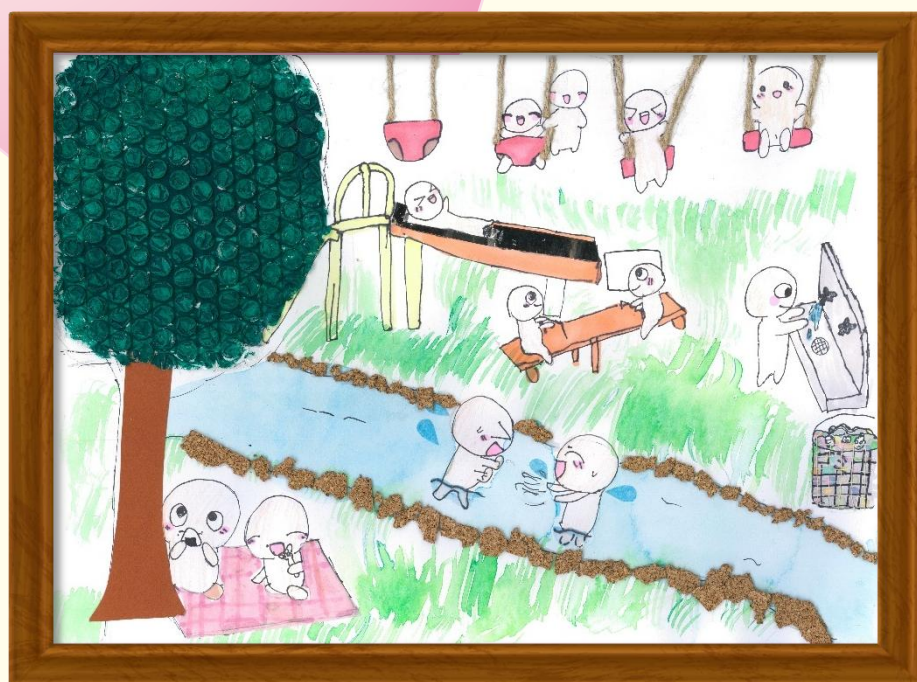
令和7年3月

(令和8年3月一部変更)

富士見市 子ども未来部 子育て支援課
〒354-8511 埼玉県富士見市大字鶴馬 1800 番地の1
TEL 049-251-2711 (代表)



副市長賞 ふじみ野小学校 古澤 愛理さん(3年生)



教育長賞 勝瀬小学校 和田 愛梨さん(5年生)

